



2024 ▷▷▷ 2033

山北町第6次総合計画

基本構想・前期基本計画

令和6（2024）年3月
山 北 町



山北町民憲章

わたくしたちは、国定公園西丹沢の「心のふれ合う水と緑の町やまきた」の町民です。

先人の築いた歴史と風土に誇りを持ち、明るく住み良い町として限りない発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

- 一、恵まれた自然を大切にし、美しいまちをつくります。
- 一、情操ゆたかな、文化のまちをつくります。
- 一、きまりを守り、礼儀正しいまちをつくります。
- 一、仕事にはげみ、活力のあるまちをつくります。
- 一、思いやりと笑顔のあふれるまちをつくります。

(昭和60年9月18日制定)



町の木 ブナ



町の花 ヤマブキ



町の鳥 ヤマドリ

ごあいさつ

本町では、平成 26 年度に山北町第5次総合計画を策定し、「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」を将来像として掲げ、町民・議会・行政との協働により、将来像の実現に向けて取り組んできました。

第5次総合計画の後期基本計画が始まった平成 31 年度は、新たな時代「令和」を迎える中でスタートしましたが、新型コロナウイルス感染症が世界規模で感染拡大したことにより、これまで当たり前と思われてきた常識や日常が大きく一変し、私たちの生活に多大な影響を及ぼしました。

そのような状況の中、本町においては、洒水の滝への新たな遊歩道と観瀑台の整備や、若者・子育て世代を対象とした町営住宅「みずかみテラス」の整備などにより、本町の魅力向上や移住・定住の促進を図ってまいりました。

さらには、令和4年 11 月に、共和地区に古くから伝わる民俗芸能「山北のお峰入り」を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産へ登録され、翌年 10 月には記念公演を実施するなど、本町の魅力を世界へと発信いたしました。

こうしたまちづくりを進める一方で、本計画の策定にあたり、町民の皆さまからご意見をうかがったところ、人口減少・少子高齢化や大規模な自然災害への危機感が強く、公共交通や買い物の利便性が多く求められる結果となり、本町を取り巻く課題は様々な分野において山積しております。

このような課題や、将来の町の姿に対する町民の皆さまからのご意見を踏まえ、このたび、令和6年度から令和 15 年度を計画期間とする山北町第6次総合計画を策定し、本町がめざす 10 年後の将来像を「みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまきた」と定めました。

令和9年度には、新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの供用開始が予定されており、様々な整備効果も期待されていることから、本計画における 10 年間は、その先の将来も見据えた中で、非常に重要な期間になると捉えております。

また、社会経済情勢が目まぐるしく変化する昨今においては、柔軟性を持った考え方を持ちながら、本町を取り巻く課題に全力で取り組み、将来にわたって持続可能で魅力あるまちづくりをめざしてまいりますので、町民の皆さまにおかれましても、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました町議会議員の皆さま、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントなどを通してご協力いただきました町民の皆さんに心からお礼を申し上げます。

山北町長 湯川裕司



目 次

第1編 基本構想	1
第1章 総合計画の策定	2
1 計画策定の目的と位置づけ	2
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の構成	3
第2章 まちづくりの課題	4
1 社会全体をとりまく課題	4
2 山北町をとりまく課題	6
第3章 町民意識（町民アンケート結果等の概要）	8
第4章 将来像	16
第5章 将来人口フレームと土地利用	18
1 将来人口フレーム	18
2 土地利用構想	20
第6章 重点プロジェクト	22
1 関係人口・定住人口拡大プロジェクト(やまとたチャレンジ)	22
2 魅力向上プロジェクト (やまとた版 Well Being)	24
第7章 分野別構想	26
1 健康福祉分野	26
2 教育文化分野	26
3 生活環境分野	26
4 産業振興分野	26
5 都市基盤分野	26
6 行財政分野	26
 第2編 基本計画	27
体 系 図	28
第1章 健康福祉分野	31
第1節 健康	32
第1項 健康づくり	32
第2項 保健サービス	34
第2節 地域医療	36
第1項 医療体制	36
第2項 社会保障	38
第3節 地域福祉	40
第1項 地域福祉	40
第4節 低所得者福祉	42
第1項 生活困窮支援	42
第5節 児童福祉	43
第1項 子育て支援・児童福祉	43
第6節 高齢者福祉	46
第1項 高齢者福祉	46
第2項 介護保険	48
第7節 障がい者福祉	50
第1項 障がい者福祉	50

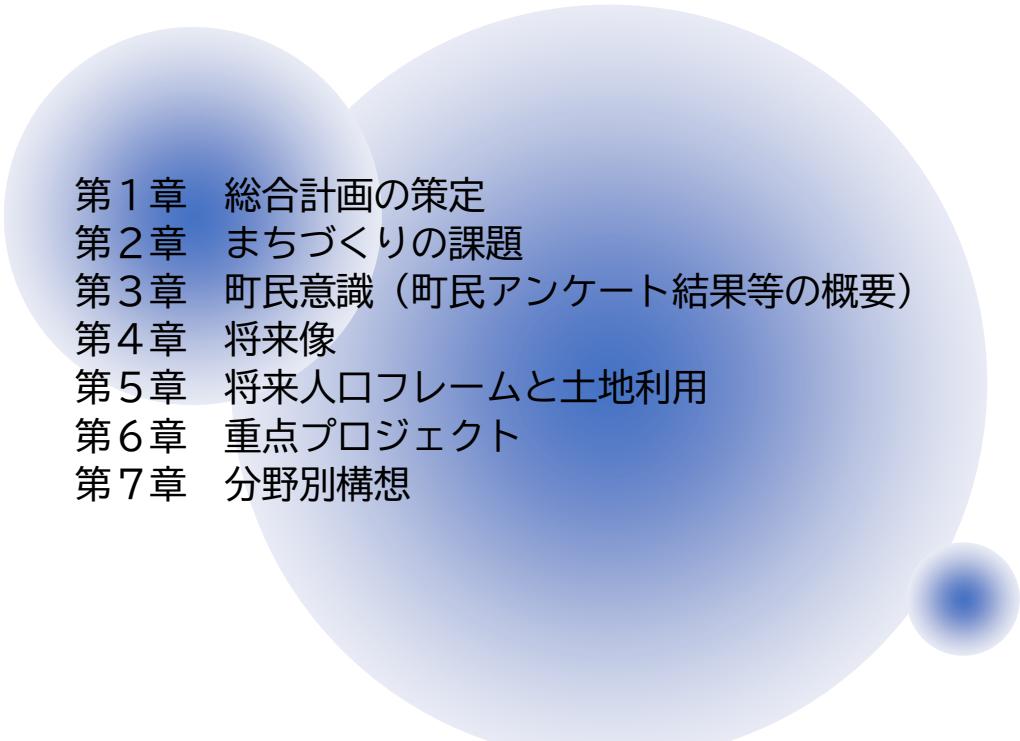
第2章 教育文化分野	53
第1節 教育・青少年	54
第1項 乳幼児教育・保育	54
第2項 小学校・中学校教育	56
第3項 地域教育力	60
第4項 青少年の健全育成	62
第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動	64
第1項 生涯学習	64
第2項 生涯スポーツ	66
第3項 文化活動	68
第3節 人権	70
第1項 男女共同参画社会	70
第2項 人権	71
 第3章 生活環境分野	73
第1節 防災・安全対策	74
第1項 防災対策	74
第2項 消防・救急	77
第3項 地域安全対策	79
第2節 環境	82
第1項 自然環境	82
第2項 廃棄物処理	85
第3項 環境衛生	87
第3節 住環境	89
第1項 住宅環境	89
第2項 上水道	91
第3項 生活排水	93
第4項 移住・定住	95
第4節 コミュニティ	97
第1項 コミュニティ活動	97
 第4章 産業振興分野	99
第1節 農林水産業	100
第1項 農業	100
第2項 林業	103
第3項 水産業	106
第2節 商工業	107
第1項 商業	107
第2項 鉱工業	109
第3節 観光業	111
第1項 観光	111
第4節 労働	116
第1項 労働環境	116

第5章 都市基盤分野	117
第1節 都市基盤	118
第1項 土地利用	118
第2項 都市基盤	120
第2節 交通基盤	121
第1項 公共交通機関	121
第2項 道路整備	123
第6章 行財政分野	125
第1節 行政経営	126
第1項 行政運営と財政運営	126
第2項 デジタル化	129
第3項 広報広聴活動	131
第2節 交流・広域行政	133
第1項 地域間交流	133
第2項 広域行政	135
資料編	137
1 策定体制	138
2 策定経過	138
3 諒問・答申	139
4 山北町総合計画審議会	143
5 自治基本条例	146

Yamakita Town

**第1編
基本構想**

Yamakita Town

- 
- 第1章 総合計画の策定
 - 第2章 まちづくりの課題
 - 第3章 町民意識（町民アンケート結果等の概要）
 - 第4章 将来像
 - 第5章 将来人口フレームと土地利用
 - 第6章 重点プロジェクト
 - 第7章 分野別構想

第1章 総合計画の策定

1 計画策定の目的と位置づけ

山北町第6次総合計画は、山北町の定める計画の中で最上位に位置づけられる計画であり、山北町自治基本条例の目的である『町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくり』を進めるため、基本的な考え方を明らかにし、山北町の将来のあるべき姿に向けた行政運営の指針として策定するものです。

2 計画策定の趣旨

山北町では、山北町自治基本条例を制定し、平成25年4月より施行しています。この中で、町民、行政及び議会が互いに協力して協働によるまちづくりを行うことを求め、まちづくりを中長期的な視点で捉え、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない旨を規定しています。

令和5年度までの10年間を計画とする山北町第5次総合計画では、「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまとた」を将来像とし、「町民力・地域力※を発揮するプロジェクト」「若者定住・子育て支援プロジェクト」を重点プロジェクトとして、各種施策を展開してきました。

こうした中、2015年の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、SDGs (Sustainable Development Goals) が、先進国を含む国際社会共通の目標として位置付けられ、持続可能な社会に向けた動きが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の流行、ロシアによるウクライナへの侵攻等により、人の動きや物流、エネルギー・物価など、私たちの暮らしにも影響が出ています。

国内に目を向けると、人口減少、少子化、高齢化の波は収まらず、全国各地で規模の大きな地震が頻発し、温暖化の影響と思われる極端な気象が続くなど、これまでとは異なる社会経済状況となっています。こうした変化に的確に対応していくためには、機動的で柔軟な動きが求められます。

そのため、将来のあるべき姿を描き、その姿に向かってみんなで取り組みつつ、機動的で柔軟性をもった行政運営ができるよう、山北町第6次総合計画を策定するものです。

<山北町総合計画策定の経緯>

昭和45年（1970年） 山北町総合計画

昭和55年（1980年） 山北町新総合計画～心がふれあう水と緑の町～

平成2年（1990年） 山北町第3次総合計画～心がふれあう水と緑の町～

平成12年（2000年） 山北町第4次総合計画～さわやかな風がふきぬけるきらめきと交流の町～

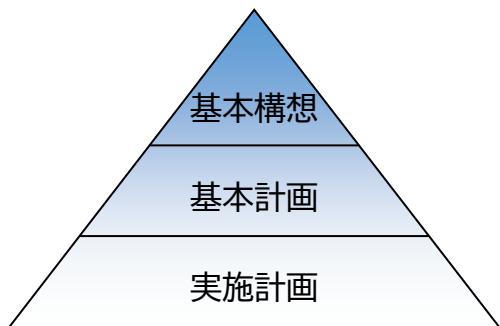
平成26年（2014年） 山北町第5次総合計画～みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまとた～

※町民力・地域力：自治会を含め町民の一人ひとりが地域づくりの主役であることを認識し、行政は町民の提案や要望などに耳を傾け、協働でより良い地域づくりを行うこと。

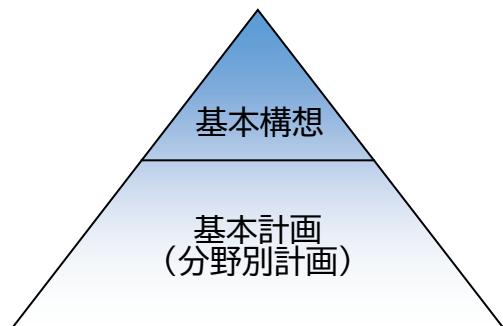
3 計画の構成

計画の構成は、第5次総合計画に引き続き、「基本構想」及び「基本計画（分野別計画）」の二層構造とします。これにより、全体の構成を簡素化し、機動的で柔軟な予算配分を可能としています。

一般的な総合計画の計画体系



山北町第6次総合計画の計画体系



(1) 基本構想

基本構想は、山北町が目指す10年後の将来像を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの基本方針を示すものです。令和6年度（2024年度）を初年度として、10年後の令和15年度（2033年度）を目標年次とするもので、将来像を実現させるために必要な施策と中長期的な目標を明らかにするものです。

(2) 基本計画 (分野別計画)

基本計画（分野別計画）は、基本構想で定めた山北町の将来像や施策を実現させるために必要な取り組みを示すもので、前期5か年（令和6年度～令和10年度）、後期5か年（令和11年度～令和15年度）とします。

なお、社会経済情勢に急激な変化が生じた場合は、5年間にこだわらずに柔軟に見直しを図る他、進捗状況を毎年把握して進行管理を行います。

【総合計画の構成と期間】

2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度
令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度

基本構想 10年間

前期基本計画（分野別計画） 5年間

後期基本計画（分野別計画） 5年間

第2章 まちづくりの課題

1 社会全体をとりまく課題

(1) 人口減少と少子化・高齢化

人口が減少局面にある我が国では、山北町に限らず、多くの自治体で人口が減少し、少子化と高齢化が進展しています。こうした傾向が続くと、需要の減少による経済規模の縮小、労働力不足、国際競争力の低下、社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政の危機など、様々な社会的・経済的な課題が深刻化すると言われています。一方で、「人生100年時代」と言われるような長い人生を、いかに有意義に過ごすかも課題になっています。

そのため、人口の減少幅を可能な限り抑制し、年少人口、生産年齢人口、老人人口のバランスを回復していく取り組みや「関係人口※」を増やす取り組みなどが急務となっています。

(2) デジタル技術による変革（DX※）と環境に優しい技術による変革（GX※）

近年、ネットワークの高速化、スマートフォンの普及による個人単位での情報発信量の増大や、社会のあらゆるモノがインターネットとつながる I o T (Internet of Things) の進展などにより、自動運転、A I (Artificial Intelligence：人工知能)、ロボットなどの先端技術が急速に進展してきています。こうした技術を活用して、人口減少や高齢化などの社会課題を解決していくため、国の推進するデジタル田園都市国家構想を推進するなど、DXへの取り組みが求められています。

また、世界的に脱炭素社会を目指す動きが活発化しており、温室効果ガスを発生させる化石燃料から、太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギーの利用へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとするGXの取り組みを進めることも課題となっています。

(3) 国際社会の変化と影響

ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえた経済制裁などの影響により、エネルギー資源や鉱物資源、穀物などの流通が滞り、急激に物価が高騰して世界経済は大きな影響を受けています。サプライチェーン※がグローバル化したことにより、日本国内でも同様の影響が出ています。

また、国際社会の一員として、国際的な努力に一層積極的に参画していくと共に、地域経済循環を強化し、経済的に強いまちづくりを行うことも課題となっています。

※関係人口：観光客に代表される「交流人口」と、移住者も含め、その地域に住居を定めて生活する「定住人口」。「関係人口」はその中間に位置し、地域と関わる人々を指す。その地域に住居はないが、地域において単なる交流をするだけでなく、地域の活性化や課題の解決につながる取り組みをする人たちと期待される。

※DX：Digital Transformation の略。デジタルテクノロジーを駆使して経営のあり方やビジネスプロセスを「再構築」すること。

※GX：Green Transformation の略。地球温暖化など環境問題を引き起こす温室効果ガスの排出をなくすため、グリーンエネルギー・脱炭素ガスに転換して、経済社会システム全体の変革を目指す戦略のこと。

※サプライチェーン：商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体。

(4) 気候変動への適応と防災対策

近年、我が国では地球温暖化の影響を受け、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生しています。年々深刻化する猛暑や最強寒波の到来、干ばつなどの極端な気象現象などによる被害も多数発生しているため、気候変動への適応が求められます。

また、東日本大震災以降、熊本地震や能登半島地震など全国各地で地震活動も活発で、南海トラフ地震などの地震対策とともに、富士山噴火への対策も喫緊の課題となっています。

(5) 住民意識や生活の多様化

私たち一人ひとりは多様な個性や可能性を持って生まれたかけがえのない存在です。性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、お互いを理解し、認め合い、生かし合う多様性（ダイバーシティ）を尊重し、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を意識することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル化の進展により、これまで以上に価値観やライフスタイルが多様化してきていることに加え、地方への移住意識も高まっています。

(6) SDGsへの取り組み

2015年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択され、国や自治体、企業、住民等の関心が高まっています。SDGsとは、地球上の「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す取り組みで、世界規模で17のゴールと169のターゲット、232の指標を定めています。

SDGsは、自治体が行う各種施策や事業との親和性が高いことから、町民や民間企業などを巻き込みながら、SDGsのゴール達成という視点も持ち、まちづくりに取り組むことが求められます。

～SDGsの推進～

SDGsは全世界共通の目標です。国、都道府県、市町村、企業、団体、ひいては個人のレベルまで、SDGsを自分事として取り組む必要があります。中でも、山北町が推進する取り組みは、SDGsの17のゴールと結びつくものが多いことから、総合計画を推進することがSDGsの推進につながるものと捉え、一体的に推進します。



2 山北町をとりまく課題

社会全体をとりまく課題に加え、多様化・複雑化した山北町独自の地域課題も数多くあり、それらに対応した取り組みを推進していくことが求められています。

特に、人口減少・少子高齢化が進むことで、地域の活力低下が懸念されることから、人口減少に歯止めをかけるための取り組みや、地方創生の取り組みを推進していくことが必要です。

(1) 地域医療・救急医療体制の確保・継続

安心して受けられる日常の医療や救急医療の体制が求められており、県や近隣自治体とも連携を図りながら、足柄上地区全体として医療体制の充実の取り組みを進めていく必要があります。

(2) 福祉・介護サービスの整備、充実、高度化

高齢化の加速と共にサービスは高度化・多様化しており、サービス提供体制の基盤となる介護・福祉人材の不足が懸念されています。安定したサービス提供体制とするためには、人材育成・確保のための取り組みを、県や近隣自治体、事業者と広域的に進めていく必要があります。

(3) 少子化に伴う学びの教育環境づくり

児童・生徒数の減少に伴い、施設整備のみならず、総合的に学びを保障し、高めていくための教育環境づくりが必要です。町内は、すべてが公立の園・小中学校であるため、社会環境の変化に対応した切れ目のない、より質の高い教育・保育をしていくことが重要です。

(4) 文化財の保存と活用

地域の特色ある歴史を伝える文化財や、長年地域で守られてきた伝統文化に対する理解を深め、認知度を上げるため、学びやふれあいの機会を通して郷土愛を育むなど、文化財の保存、活用につながる啓発や取り組みを行う必要があります。

(5) 大規模災害への備え、防災意識の向上

町民の生命・財産を守るために、あらゆる災害を想定した強いまちづくりを進めていく必要があります。ハード面の強化はもとより、防災意識の啓発や、自助・共助・公助の役割を認識し、被害を最小限に抑える取り組みが重要です。

(6) 空き家・空き地、遊休地の有効活用

町内には、管理されていない空き家や空き地が散見されています。人口減少課題の解決に向け、移住者を受け入れていくために、良好な住宅地の確保及び、空き家の有効活用を図っていく必要があります。

(7) 人口減少、少子高齢化に伴う地域コミュニティの強化

人口減少、少子高齢化といった避けられない問題に直面しながらも、コミュニティ活動の活性化につながる施策を、町民と協働で検討していく必要があります。

(8) 遊休農地対策

高齢化や人口減少等により農業者の減少が進み、遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。地域において農地の集約化等に向けた取り組みを進め、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するとともに、農業体験等による関係人口の増加を図り、地域内外から農地の受け手を幅広く確保する必要があります。

(9) 森林の持つ多面的機能の持続

山北町の総面積の約90%を占める森林は、水源のかん養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、将来にわたり植栽、保育、間伐等の森林整備を推進する必要があります。

(10) 山北駅周辺等商店街の空洞化、就労希望者のニーズの変化

山北町の玄関口である山北駅周辺は高齢化や後継者不足等の理由で商店が廃業し、商店街の空洞化が進んでいる他、就労希望者のニーズの変化に伴い、希望職種と就労の場のマッチングが低迷していることから、町商工会と連携を図り、商業活動の支援や雇用の安定を図る取り組みを進めていく必要があります。

(11) 地域の実情にあった公共交通の確保、利便性の向上

交通事業者と連携・調整を図り、町の基幹交通であるＪＲ御殿場線、富士急モビリティの輸送力を維持していく必要があります。また、公共交通不便地域に住んでいる方などが、生活しやすく移動に困らないまちづくりが急務となっています。

(12) (仮称) 山北スマートインターチェンジ周辺整備による土地の有効活用

(仮称) 山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想に基づき、「道の駅山北」や「河内川ふれあいビレッジ」などの観光施設を再整備し、町の新たなゲート景観づくりを進めていく必要があります。

第3章 町民意識（町民アンケート結果等の概要）

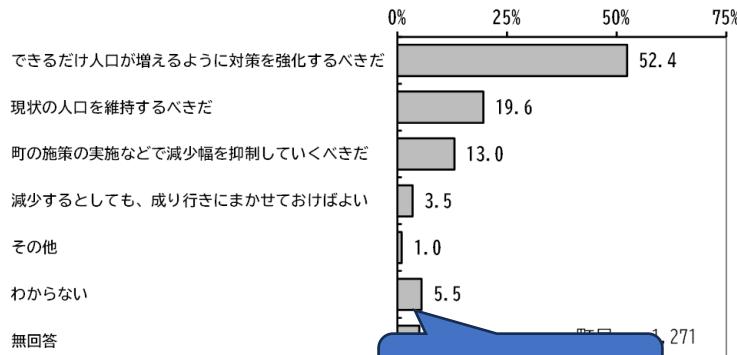
結果の見方

人口減少に対する危機感は強い

結果のポイント

設問：今後、山北町の人口対策をどのようにしたら良いと思いますか。（○）

設問



結果の図表

今後の山北町の人口対策は、「できるだけ人口が増えるように対策を強化するべきだ」が52.4%と最も多く半数を超えています。

町民からは人口増加対策を求められていると言えます。

結果

町民アンケート

<調査概要>

●調査方法

調査期間：令和5年2月14日～3月6日

調査対象：満18歳以上の町民

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵便配布・郵便回収

●回収状況

発送数：3,000

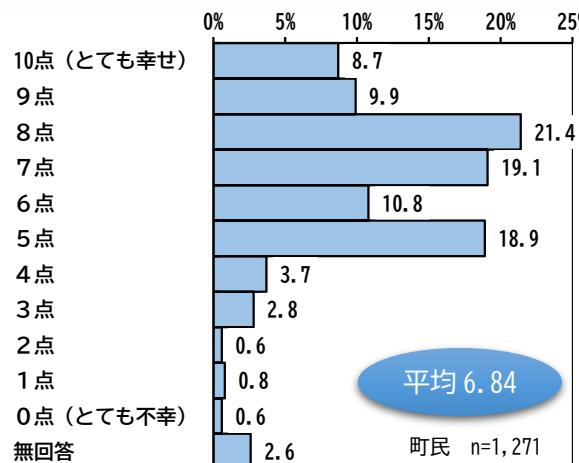
回収数：1,273

有効回収数：1,271（調査票に記入がない白票や、著しく回答が少ない調査票を除いた数）

有効回収率：42.40%

町民の幸福度を上げていくことが課題

設問：あなたは、現在どの程度幸せですか。(○は点数に1つだけ)

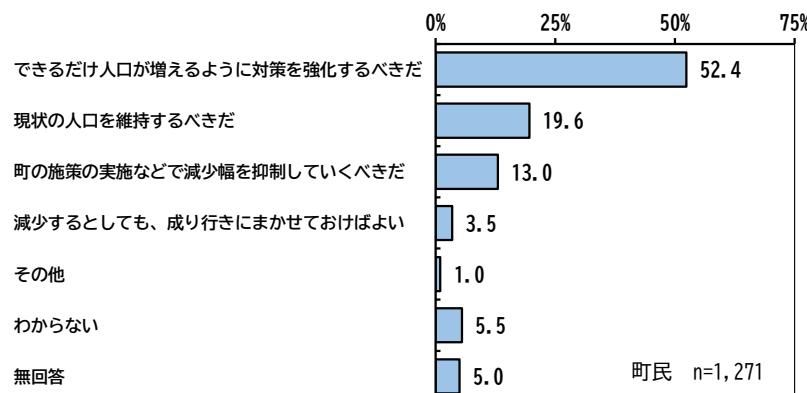


10点を「とても幸せ」、0点を「とても不幸」とした場合の現在の幸せの程度は、8点が21.4%と最も多く、次いで7点が19.1%、5点が18.9%となっています。

平均点は、6.84となっており、これを上昇させていくことが必要です。

人口減少に対する危機感は強い

設問：今後、山北町の人口対策をどのようにしたら良いと思いますか。(○は1つだけ)

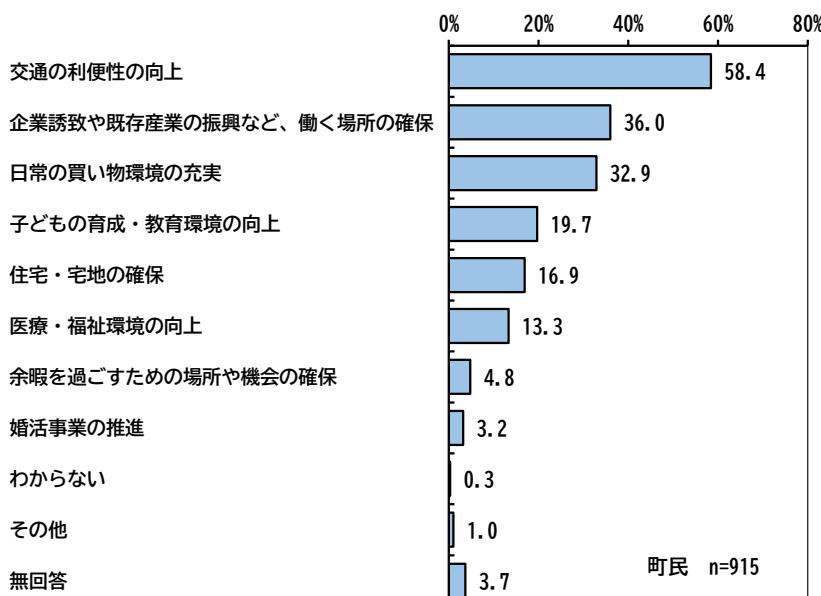


今後の山北町の人口対策は、「できるだけ人口が増えるように対策を強化するべきだ」が52.4%と最も多く半数を超えていました。

町民からは人口増加対策を求められていると言えます。

交通の利便性・働く場所の確保・買い物環境の充実が求められている

設問：山北町の人口を増やすまたは減らさないためには、どのようなことが大事だと思いますか。



(○は主なもの2つまで)

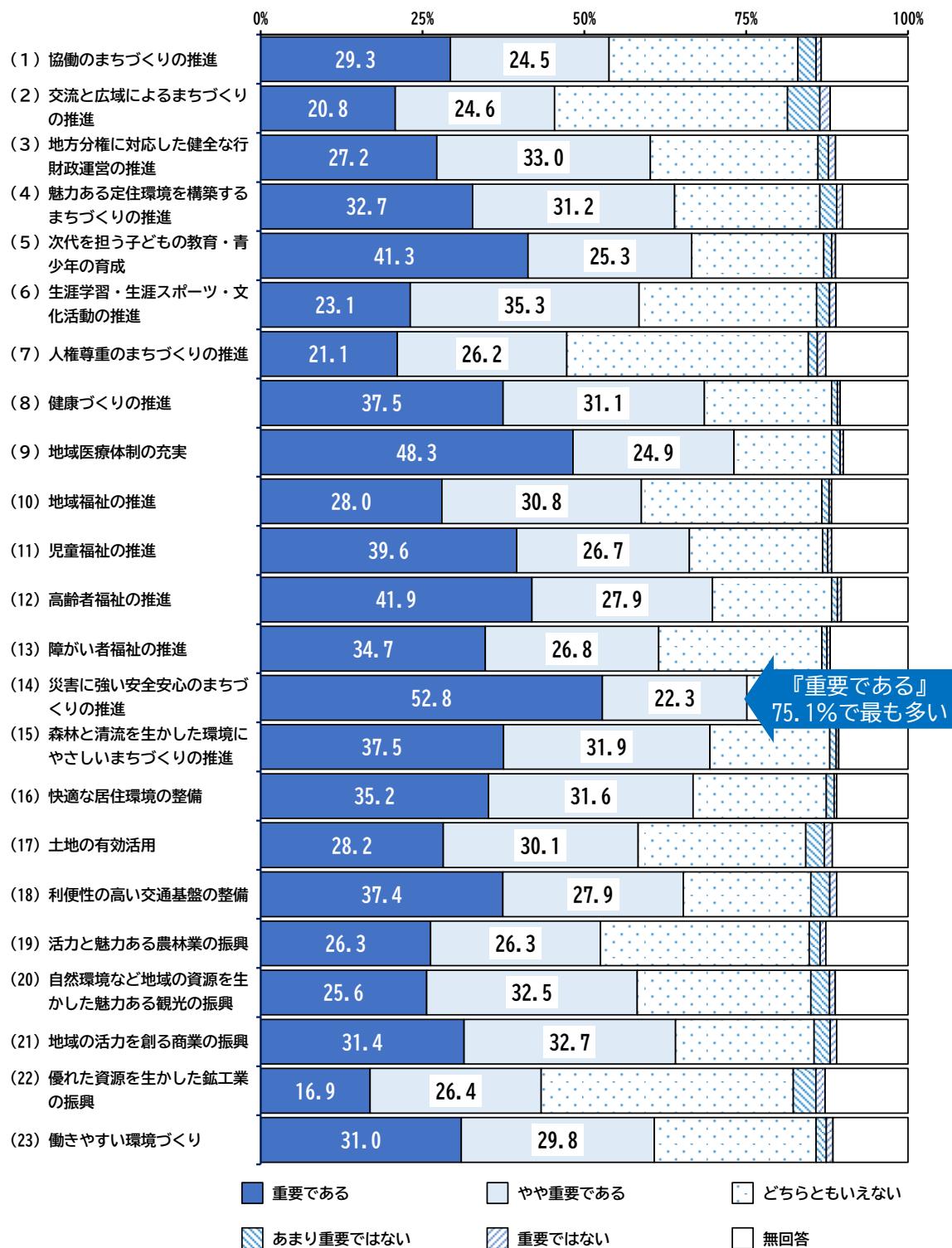
山北町の人口を増やすまたは減らさないために大事だと思うことは、「交通の利便性の向上」58.4%が最も多く、続いて「企業誘致や既存産業の振興など、働く場所の確保」36.0%、「日常の買い物環境の充実」32.9%となっています。

交通の利便性・働く場所の確保・買い物環境の充実の実現が求められています。

災害に強い安全安心のまちづくりが求められている

設問：山北町で推進してきた23の取り組みについて、重要度を教えてください。

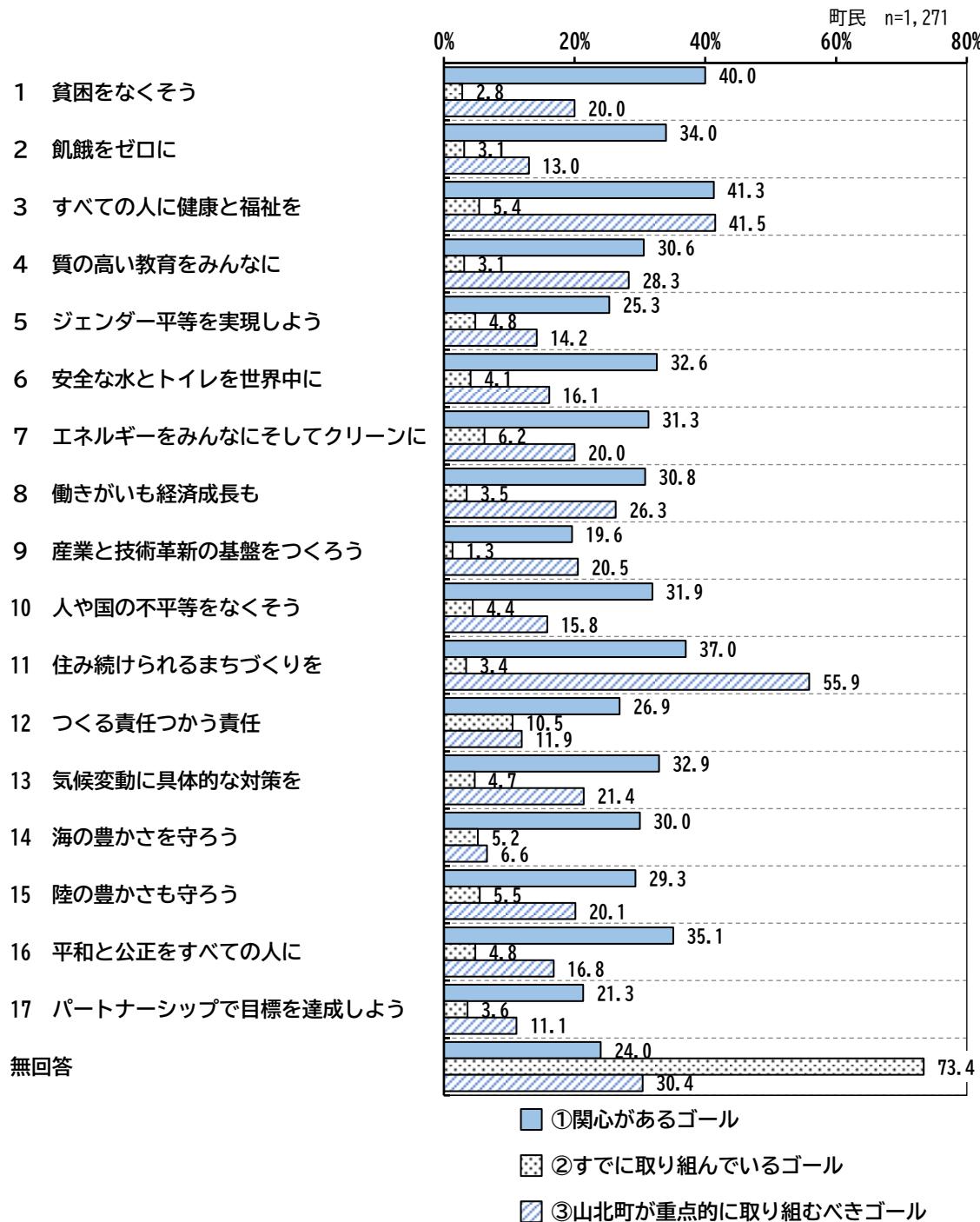
町民 重要度 n=1,271



23の取り組みの重要度は、(14) 災害に強い安全安心のまちづくりの推進で、「重要である」と「やや重要である」を合わせた『重要である』が75.1%で最も多くなっています。災害に強いまちづくりが必要です。

住み続けられるまちづくりが求められている

設問：SDGsの17のゴールのうち、①あなたの関心があるゴールは何ですか。②あなたがすでに取り組んでいるゴールは何ですか。③山北町が重点的に取り組むべきゴールは何だと思いますか。（○はいくつでも）



山北町が重点的に取り組むべきゴールは、「11 住み続けられるまちづくりを」で55.9%と最も多くなっています。住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要です。

各種団体調査

<調査概要>

●結果の概要

3世代が暮らせる活気と賑わいがある町、イベントへの参加者が増えるにぎやかな町、ふるさとを愛する心を育む持続可能な教育を推進できる町、老若男女の交流のある町、安心して暮らせる町などが求められています。

●調査方法

調査期間：令和5年4月6日（木）～4月14日（金）

調査対象：山北町で活動されている9団体

〔 山北町文化団体連絡協議会、山北町婦人会
　山北町P T A連絡協議会、山北町スポーツ協会
　丹沢湖観光連絡会、N P O法人情緒豊かな町づくり
　中川温泉旅館組合、老人会クラブ連合
　町ボランティア連絡協議会 〕

調査方法：郵便配布・郵便回収

団体が抱えている
悩みや課題

団体を構成する人員の減少、高齢化、役員のなり手不足、後継者問題といった、人材に関する課題が各団体共通の課題として挙げられました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の自粛や活動の停滞がみられる団体もありました。

5年後・10年後に
希望する山北町の姿

少子化対策を行うことで子どもの人数が増え、子どもの笑顔があふれるまちに、また、活気と賑わいがあり、町民が経済的にも精神的にも豊かで、魅力あふれるまちに、といった意見がありました。また、観光名所や鉄道の町をP Rしたり、新東名高速道路のスマートインターチェンジを活用したりすることで、元気なまちに、といった意見もありました。さらに、公共交通の充実や買い物環境の充実などにより、安心して暮らせるまちに、といった意見もありました。

山北町に移住・定住された方へのアンケート

<調査概要>

●結果の概要

未来の山北町の姿として、いつまでも子育て支援が充実している町、若い世代が交流でき、人もお店も増えて散策していく楽しい町、気軽に子どもを預けることができるなど女性の社会進出が進む町、山北町の自然やよさは生かしたまま都心部では体験できないものとふれあえる町、山北産の特徴ある野菜の栽培・販売、農業の勉強会がある町などが求められています。

●調査方法

調査期間：令和5年4月6日（木）～4月14日（金）

調査対象：「サンライズやまきた」「ヒルズタウン丸山」「みずかみテラス」の居住者 89軒

調査方法：ポスト投函配布・郵便回収

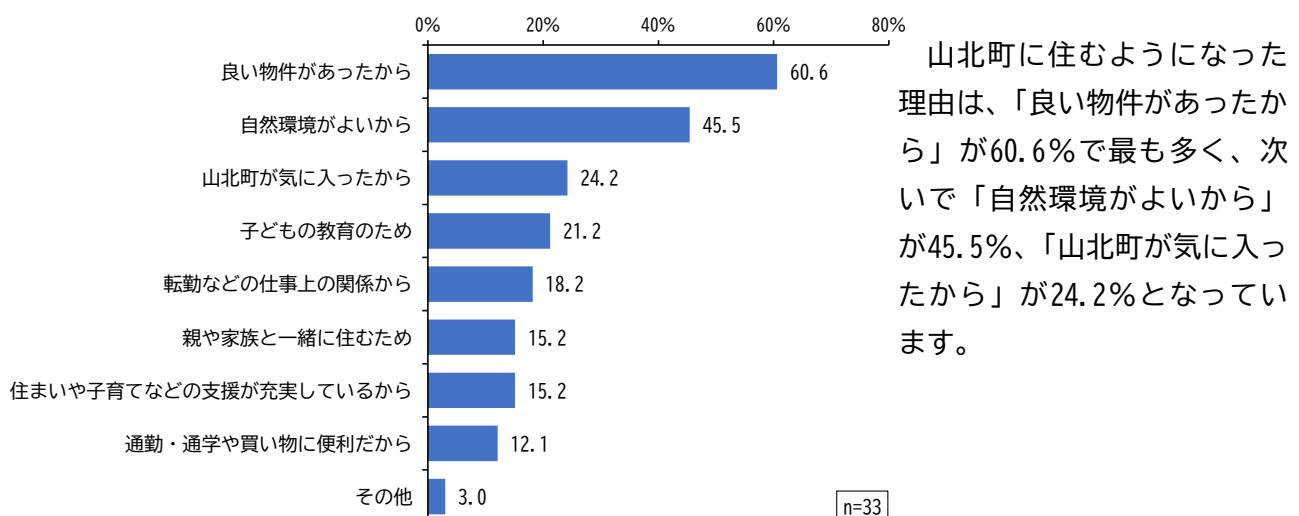
●回収状況

回収数 : 33

回収率 : 37.1%

移住したきっかけは「良い物件があった」「自然環境がよい」が多い。

設問：山北町に住むようになった理由を教えてください。（○はいくつでも）



市民ワークショップ

(令和5年6月22日(木)実施。1グループ4名参加)

10年以上先を見据えて「こんなまちであってほしい！」

山北町の将来について自由なご意見をお聞きするため、「市民ワークショップ」を開催しました。山北町の10年以上先を見据えて「こんなまちであってほしい！」というテーマでワークショップを行い、まちの未来として『生きやすさ』が求められる結果となりました。『生きやすさ』の中には、“市民が町に関心をもてるまち” “高齢者と若者の交流のあるまち” “若者がイキイキ暮らせるまち”などが含まれ、「こういうまちがあったら絶対住みたいと思える」といった意見がありました。



<参加した市民が描いた 未来の山北町の姿>

東京近郊にある深い自然、手つかずの山や川、深い森が残っている
無理に開発することなく、自然と調和しながら暮らしやすいまちになっている
若者のチャレンジを支え、空き家や空き店舗を活用している
年齢・性別、先住・移住に関係なく、話し合えるまちになっている
新しい価値観を取り入れ、実現しやすいまちになっている

中学生ワークショップ

(令和5年3月16日(木)実施。2グループ12名参加)

持続可能なまちづくりに向けて「50年後の山北町を描こう！」

次代を担う中学生から様々なご意見をお聞きするため、「中学生ワークショップ」を開催し、50年後どのような山北町になっていてほしいかを思い描いてもらい、その未来に向けて、まちづくりに何が必要なのかを考えいただきました。

はじめに、SDGsについて理解を深めるためオリエンテーションを行い、続いて『持続可能なまちづくりに向けて「みんなでできること』をテーマにワークショップを行い、まちづくりに対する認識を皆で確認しました。その後、本題である『持続可能なまちづくりに向けて「50年後の山北町を描こう！」』をテーマにワークショップを行い、中学生の視点から様々な意見をいただきました。



<参加した中学生の描いた 50年後の山北町の姿>

産業をもっと発達させて、活気をうむ
学校が新しくてきれい、楽しく学んでいる
山北町の発信を多く行い、たくさんの人々に来てもらう
町に魅力を感じる人が増え、人口が多くなる
伝統ある祭りを絶やさず、みんな楽しんでいる
若い世代からシニア世代まで全員が楽しく暮らせる

第4章 将来像

本計画の策定にあたり、様々な立場の方々に多くのご意見をうかがいました。人口減少や大規模災害への危機感が強く、SDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを」を重点にすべきとの意見があった他、交通の利便性や買い物の利便性を求める声などもありました。将来のありたい姿に対するご意見や、まちづくりの課題などを踏まえ、町の将来像を次のとおり定めます。

みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまとた



みんなでつくる やまとた



山北町は自治基本条例で、町民、行政及び議会が互いに協力して協働によるまちづくりを行うことを規定しています。これまで多くの方々の意見に耳を傾け、協働によるまちづくりを進めてきました。そしてこれからも、みんなでまちづくりを行う、この姿を追い求めていきます。

また、山北町にとって、人口減少、少子化、高齢化の進展が最大の課題であり、その進展具合をできる限り抑えることが必要です。これまで移住・定住対策、関係人口の増加、子育て支援などに重点を置いて取り組んできました。行政も各団体も、移住者も観光客も、みんなで町を盛り上げていく、この姿を追い求めていきます。



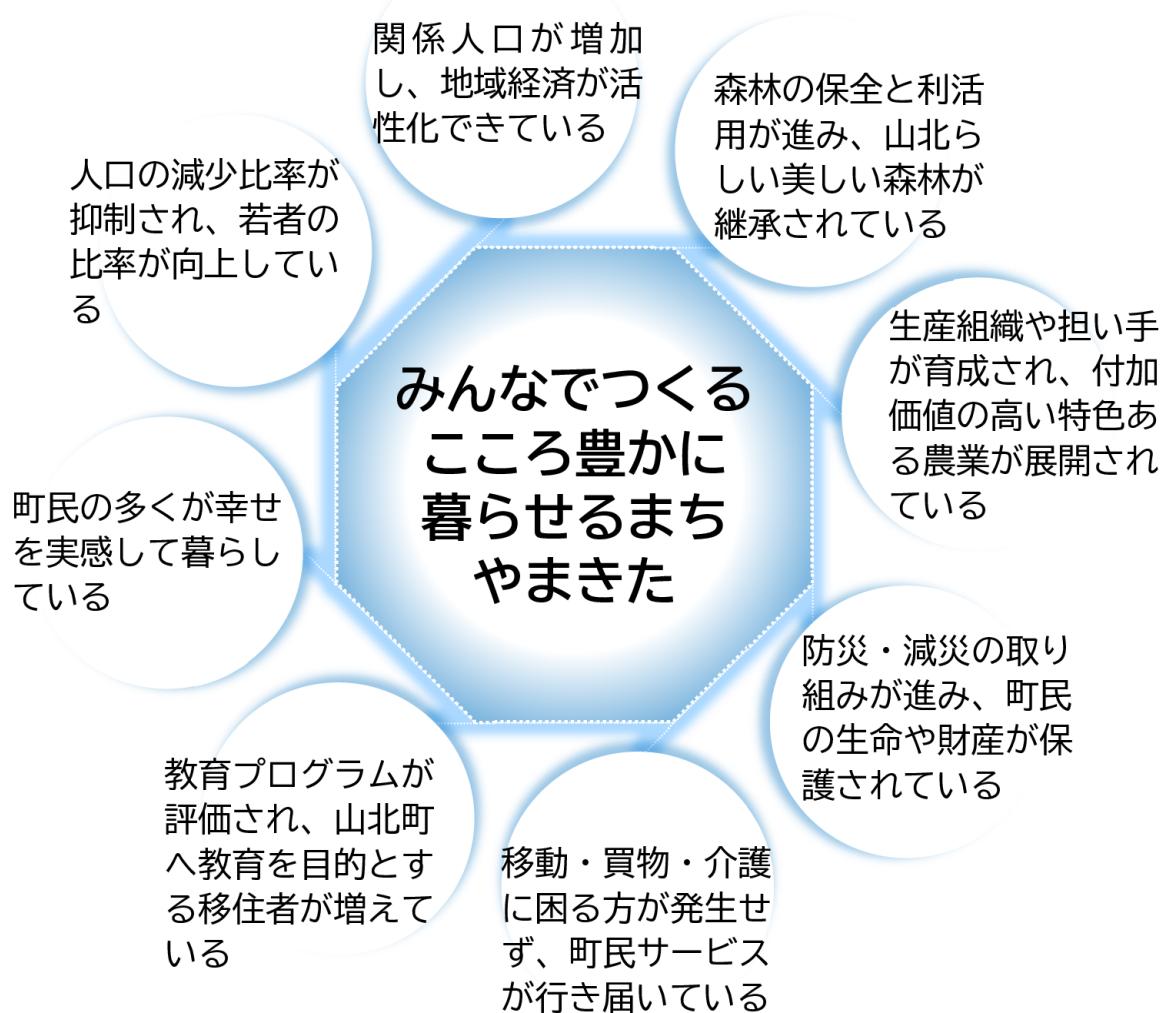
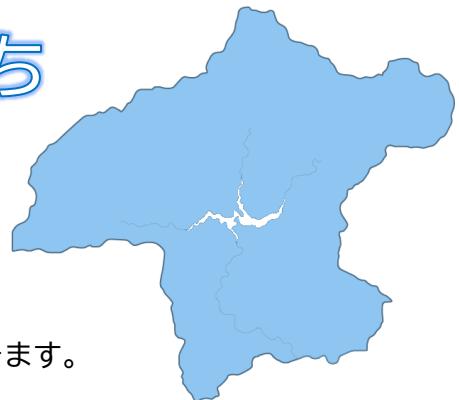
こころ豊かに暮らせる やまとた



こころ豊かに暮らすためには、心身の健康が第一です。また、長生きできる、子育てしやすい、地域の人たちと支え合っているなど、日々の生活に充実感を感じられるような取り組みが必要です。これまで恵まれた自然を生かした「魅力あふれる元気なまちづくり」を進めてきました。そしてこれからも、町民が町に愛着をもって生き生きと幸せに暮らす、この姿を追い求めていきます。

みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまとた

の考え方のもと、具体的には次のようなまちの姿を描きます。



第5章 将来人口フレームと土地利用

1 将来人口フレーム

本計画の目標年度である令和15年（2033年）における人口指標を次のとおり設定します。

将来人口（令和15年（2033年））8,100人

（1） 人口・世帯

令和15年（2033年）における山北町の人口は、近年の少子高齢化の進展が継続するものと予測され、年少人口と生産年齢人口は減少し、山北町の総人口も減少する見込みとなります。そうした中でも、将来像である「みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまときた」の実現に向け、良好な生活環境を創出し、まちの活力を高めていきます。

そのため、出産や子育てに対する支援、働く場所の確保などの産業振興施策などを通じて、町の元気を創出し、魅力を向上させる取り組みを進めて、人口の減少幅を抑制し、8,100人の人口規模を目標として設定します。

このように人口が減少する将来人口フレームですが、山北町では地方自治法第10条1項における住民（山北町に住所のある人）だけではなく、やまときたファンや週末にやまときたを訪れる人など、山北町に関わりをもつ「関係人口」を増やす取り組みを進め、関係人口から定住人口への流れをつくり、「みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまときた」の実現を目指します。

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2033年 目標
総 人 口	13,605人	12,655人	11,764人	10,724人	9,761人	8,100人
0～14歳 (年少人口)	1,875人	1,503人	1,202人	1,032人	822人	611人
	13.8%	11.9%	10.2%	9.6%	8.4%	7.5%
15歳～64歳 (生産年齢人口)	8,822人	8,023人	7,237人	5,965人	5,054人	3,906人
	64.8%	63.4%	61.5%	55.6%	51.8%	48.2%
65歳以上 (老人人口)	2,908人	3,129人	3,325人	3,727人	3,885人	3,584人
	21.4%	24.7%	28.3%	34.8%	39.8%	44.2%
世 帯 数	4,014世帯	3,953世帯	3,954世帯	3,903世帯	3,936世帯	3,800世帯
1世帯当たり人数	3.39人	3.20人	2.98人	2.75人	2.48人	2.1人

（2000年～2020年は国勢調査）



(2) 就業者数

令和15年（2033年）における山北町の就業者数は、4,373人と設定します。第1次産業就業者数は254人、第2次産業就業者数は1,213人、第3次産業就業者数は2,906人と設定します。

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2033年 目標
就業者	6,949人	6,459人	5,857人	5,279人	4,903人	4,373人
第1次 産業	493人	441人	362人	353人	293人	254人
第2次 産業	2,421人	2,035人	1,762人	1,520人	1,387人	1,213人
第3次 産業	4,002人	3,929人	3,637人	3,292人	3,135人	2,906人
分類不能	33人	54人	96人	114人	88人	0人
就業者比率	59.3%	57.9%	55.5%	54.5%	54.8%	59.2%

（2000年～2020年は国勢調査）

2 土地利用構想

町土は、現在及び将来の町民のための限られた財産であり、生活及び生産のための共通の基盤です。公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、社会経済情勢の変化や地域の自然的、社会的、経済的、文化的な特性に配慮した土地の有効活用を図ります。

(1) 土地利用の基本理念

「山北町土地利用に関する基本条例」において、町の土地施策を中心とするまちづくりは、環境負荷の少ない持続的な発展、町民の福祉の向上と町土の均衡ある振興に寄与することを基本理念としています。この基本条例の理念を継承しつつ、SDGsの考え方や国土強靭化の視点等を踏まえて、町土の有効活用と適正な管理を図ります。

また、現在策定中の第4次土地利用計画（令和7年度～令和16年度）においては、自然環境と調和することを基本としつつ、令和9年度に供用開始が予定されている新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジを活用し、町民、企業、関係人口、行政の4者の連携により、さらなる定住対策と産業振興を展開することとします。

そして、土地利用の施策を地域の特色ある「まちづくり」へと発展させることにより、誰もがこころ豊かに暮らせる地域社会の実現を目指します。

(2) 土地利用の基本方針

次の3つの方針に基づいて、計画的な土地利用の実現を図ります。

方針1 自然環境との調和を図った土地利用を進めます

方針2 定住対策に資する、良好な住環境を有する住宅地の整備を進めます

方針3 新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジを活用した土地利用を進めます

(3) 土地利用の配慮事項

基本方針に基づく土地利用を推進し、実現するに当たっての配慮事項を設定します。

- 1 地域資源を活用した地域経済及びコミュニティの活性化への貢献
- 2 多様な人口（定住人口・関係人口等）の増加への貢献
- 3 持続可能な町土形成（脱炭素やSDGsの実現、生活圏の維持）への貢献
- 4 強靭な町土形成（防災・減災の実現）への貢献
- 5 土地の適正な維持管理の実現

(4) 施策展開の柱

山北町では、土地利用計画に基づき、計画的な土地利用を進めています。第4次土地利用計画では、近年の社会経済情勢や課題、新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの供用開始を踏まえ、また土地利用の配慮事項を考慮し、次の4点を柱として施策を開します。

4つの柱	主な施策
1 住宅供給	①民間活力を活用した多様な住宅供給 ②空き家・空き地の有効利用 ③地域特性やポテンシャルを生かした多様な住宅供給
2 企業誘致	①町の特性やポテンシャルを生かした企業誘致 ②企業との連携による誰もが住みやすく働きやすい環境づくり
3 観光振興	①既存観光施設の有効活用 ②新しい形態の観光施設の導入 ③地域資源を活用した観光関連施策の展開
4 地域の拠点づくり	①山北駅及び東山北駅周辺地域の生活拠点の整備 ②山間部における地域の拠点づくり

(5) 地域別の土地利用方針

①用途地域指定区域内の土地利用方針

用途地域が指定されている区域内では、生活拠点としての都市基盤の整備に重点を置き、利便性の高い生活環境の実現を目指します。特に住宅供給については、市街地部における人口フレーム、必要となる用地確保について十分な検討を行った上で重点的に行うとともに、定住対策と産業振興の連携を図ります。

②特定地域の土地利用方針

特定地域*においては、神奈川県の土地利用方針を踏まえ、農林業等の基幹産業の振興を図りつつ、製造業や観光産業等の誘致により就業地及び定住人口の確保を進めます。このため農用地、森林、宅地等の土地利用の転換については、優れた自然環境と景観の調和を図りつつ計画的かつ良好な土地利用の転換を図ることを基本とします。

また、特定地域において自立したコミュニティを形成するため、地域の拠点づくりを進めるなど、地域の総合的な活性化を目指します。

*特定地域：平成5年に神奈川県が策定した「特定地域土地利用計画策定指針」に基づく表現であり、非線引き都市計画区域の用途地域以外の地域及び都市計画区域外の地域を合わせて特定地域と呼んでいる。

第6章 重点プロジェクト

本計画の将来像である「みんなでつくる こころ豊かに暮らせるまち やまきた」の実現に向けて、特に重要と考えられる取り組みを、重点プロジェクトとして次のとおり定めます。この重点プロジェクトに関する事業は、今後優先的に実施していくこととします。

1 関係人口・定住人口拡大プロジェクト(やまきたチャレンジ)

関係人口を増加させ、関係人口から定住人口へ、そのためには山北町を多くの方に知ってもらうことが必要です。そして、町の魅力に触れた方が町を訪れ、リピーターとなって、移住を検討するようになります。

新東名高速道路のスマートインターチェンジの新設は、来訪者を増やすきっかけとなることから、この機会に町全体へ元気があふれるような取り組みを推進し、持続可能性を高めていくことが重要になります。

そのため、「関係人口・定住人口拡大プロジェクト」を重点的に推進します。

施策1 スマートインターチェンジ周辺土地利用構想の実現

- ❖ オアシス公園、河内川ふれあいビレッジの再整備を推進します。
- ❖ 旧清水小・中学校、旧清水保育園の跡地活用を推進します。
- ❖ 新東名高速道路「河内川橋（仮称）」を望む眺望スポットの整備を推進します。
- ❖ スマートインターチェンジを起点とした、周辺地域と連携した広域観光ルートを開発します。
- ❖ スマートインターチェンジを中心とした広域幹線道路の整備を促進します。

施策2 効果的な土地利用や施設等の利活用

- ❖ 丸山地区町有地や中川地区町有地などの土地利用を推進します。
- ❖ 都市マスタープラン※や住宅マスタープランに基づく都市基盤整備を推進します。
- ❖ 未利用施設等の有効な利活用を図ります。
- ❖ 山北駅、東山北駅周辺整備を推進し、賑わいの創出を図ります。

※都市マスタープラン：都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体的な都市計画の指針として地区別の将来あるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにしたもの。



施策3 オンリーワンの磨き上げ

- ❖ 蒸気機関車「D52」を活用した誘客を図る取り組みを推進します。
- ❖ 酒水の滝などの町内に複数ある滝、丹沢湖、大野山などの山々からの眺望等、各観光拠点の環境整備や魅力を高める取り組みを図ります。
- ❖ 地域資源を活用した商品を「山北ブランド」として認定するため、未登録となっている地場産品の掘り起しを進めるとともに、既認定品の販路拡大に向けた取り組みを行います。
- ❖ ユネスコ無形文化遺産登録された「山北のお峰入り」、国指定天然記念物「筍スギ」をはじめ、数多くある文化財や歴史的資源の認知拡大を図り、保存・活用につなげます。

施策4 より一層の移住・定住対策

- ❖ 民間活力を活用した住宅開発や基盤整備を促進します。
- ❖ 未利用地の宅地化を推進します。
- ❖ 民間団体との連携を図り、空き家バンクを活用した定住対策を推進します。
- ❖ 地域や関係団体等と連携を図り、関係人口から定住人口へとつなげる取り組みを図ります。

施策5 まちの魅力を高める情報発信

- ❖ 町の魅力を町内外に積極的に発信し、町の認知度を上げるために、シティプロモーション※を推進します。
- ❖ ふるさと納税やクラウドファンディング※を活用して、山北町の魅力を発信します。
- ❖ 様々な地域間交流や交流事業をとおして、関係人口の創出を図ります。

※シティプロモーション：地域の魅力を内外に発信し、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済を活性化させる活動。

※クラウドファンディング：インターネットを使って不特定多数の人々から資金を集めること。

2 魅力向上プロジェクト（やまきた版 Well Being）

山北町に住みたい、住み続けたいと思われるためには、山北町のよさや魅力を知ってもらい、体感できることが必要です。

山北町の魅力の一つに豊富な自然があげられます。都会化を目指すのではなく、豊かな自然を守りつつ、町民も来訪者も、Well Being（肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態）を実感できること（やまきた版 Well Being）が重要です。

そのため、「魅力向上プロジェクト」を重点的に推進します。

施策1 より一層の子育て支援

- ❖ 妊娠、出産、育児と、切れ目のないきめ細かな支援の推進と助成制度の充実を図り、子育てにかかる負担を軽減します。
- ❖ 子育て支援センターなど、子育て相談や情報交換、交流の場の提供と充実を図ります。
- ❖ 子どものための安全・安心な環境づくりを推進します。

施策2 誰一人取り残すことのない支援

- ❖ 困ったときに誰でも相談できる体制を整え、必要な支援を行います。
- ❖ ひきこもり、ヤングケアラー※、独居高齢者など、社会的に孤立している方を支援します。
- ❖ 関係機関と連携し、高齢者虐待、児童虐待の防止やDV※被害者を支援します。
- ❖ 災害時に迅速な対応が行えるよう、避難行動要支援者制度などによる支援体制の構築を図ります。

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。

※DV：Domestic Violence の略。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある人（または親密な関係にあった人）からの暴力のこと。

施策3 未来へつながる教育・保育の推進

- ❖ 0歳から15歳までの一貫教育・保育をとおして人間力※と社会力※を育成します。
- ❖ 園、小学校、中学校、さらに高等学校との相互の連携と交流を図ります。
- ❖ I C T※を活用した学習機会を充実するなど、教育環境整備を推進します。
- ❖ 山北の豊富な自然や歴史・文化、産業等にふれ、学ぶことで、郷土に愛着がもてるよう探求学習を推進します。

施策4 防災対策の充実

- ❖ 防災・減災に向けた災害に強いまちづくりを推進します。
- ❖ 防災に対する気運を高め、自主防災組織の体制強化を図ります。
- ❖ 計画的に地域防災計画等を見直します。
- ❖ 消防力の維持増進を図り、火災予防意識の高揚を図ります。

施策5 恵まれた自然環境の保全・活用

- ❖ 森林環境の保全・整備や木材の利活用を推進します。
- ❖ 森林の持つ癒しの機能を活用した森林セラピートーク事業を推進します。
- ❖ 関係機関と調整を行い、カヌーやS U P※などによる三保ダム・丹沢湖の湖面利用を図ります。
- ❖ 脱炭素社会を目指すため、自然環境や地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を推進します。

施策6 生活交通・移動手段等の確保

- ❖ 地域公共交通計画に基づき、将来にわたり誰もが利用しやすい、新たな移動サービスの導入を図ります。
- ❖ 鉄道や路線バスの輸送力を維持するため、交通事業者と協議・調整を図ります。
- ❖ 新たな移動手段や輸送手段など、デジタル技術を活用した新たなモビリティサービスについて調査・研究します。

※人間力：基礎的な素養を身につけ、自己実現を図っていく力や身近な人とともに適切な関係を結び、生きていく力。

※社会力：社会と関わりをもち、社会の一員となって役割を果たしつつ、生きていく力。

※I C T：Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称。

※S U P：Stand Up Paddleboard の略。大きめのボードに乗り、立った状態でパドルで漕いで水面を進むウォータースポーツのこと。

第7章 分野別構想

6つの分野別の構想は次のとおりです。この構想に基づき基本計画を展開します。なお、詳細な事業は、分野別の個別計画において検討・実施していきます。

1 健康福祉分野

健康福祉分野では、町民一人ひとりの心身両面の健康づくりを支援し、困った時に寄り添い、誰一人取り残さない福祉を実践します。基本計画において、健康、地域医療、地域福祉、低所得者福祉、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の分野ごとに、施策や事業を展開します。

2 教育文化分野

教育文化分野では、次代を担う人づくりを進めるとともに、先人が築いてきた歴史や文化を受け継ぎ、発展させていきます。基本計画において、教育・青少年、生涯学習・生涯スポーツ・文化活動、人権の分野ごとに、施策や事業を展開します。

3 生活環境分野

生活環境分野では、安全・安心のまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した暮らしやすいまちづくりを推進します。基本計画において、防災・安全対策、環境、住環境、コミュニティの分野ごとに、施策や事業を展開します。

4 産業振興分野

産業振興分野では、働く場所を確保し、地域経済が活性化するよう取り組むとともに、労働環境の向上に取り組みます。基本計画において、農林水産業、商工業、観光業、労働の分野ごとに、施策や事業を展開します。

5 都市基盤分野

都市基盤分野では、都市計画や土地の有効活用を進めるとともに、生活に欠かせない公共交通や道路の整備を進めます。基本計画において、都市基盤、交通基盤の分野ごとに、施策や事業を展開します。

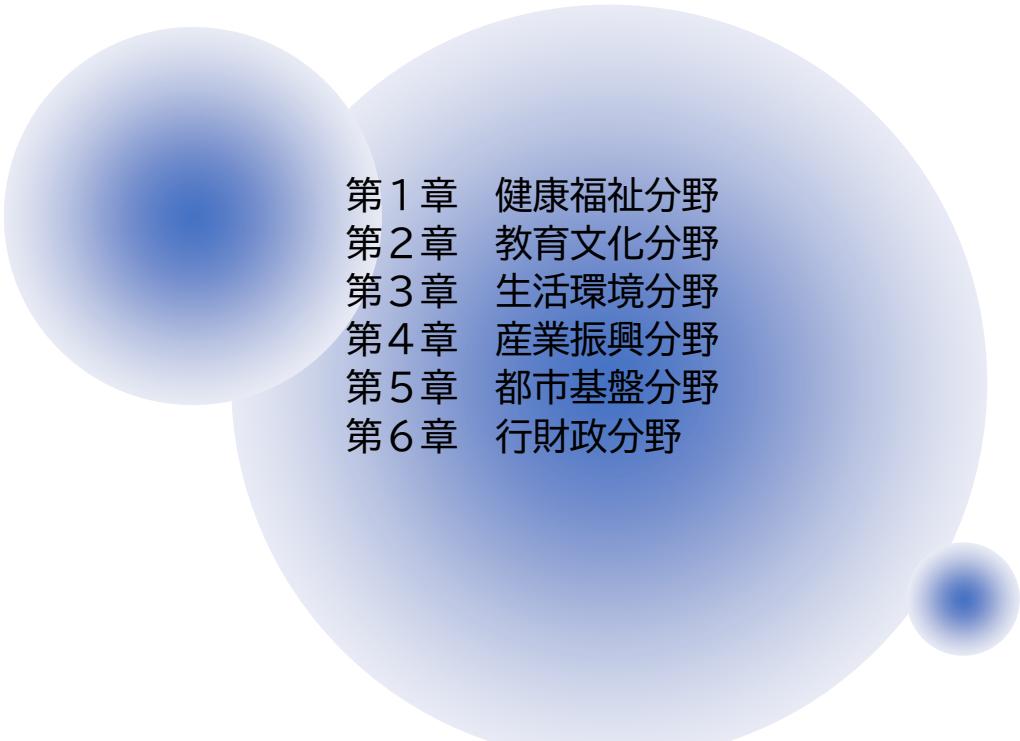
6 行財政分野

行財政分野では、町民ニーズに対応した柔軟性や機動性のある行政運営・財政運営を進めるとともに、地域間や広域における交流を進めます。基本計画において、行政経営、交流・広域行政の分野ごとに、施策や事業を展開します。

Yamakita Town

**第2編
基本計画**

Yamakita Town

- 
- 第1章 健康福祉分野
 - 第2章 教育文化分野
 - 第3章 生活環境分野
 - 第4章 産業振興分野
 - 第5章 都市基盤分野
 - 第6章 行財政分野

体 系 図

第1章 健康福祉分野	第2章 教育文化分野	第3章 生活環境分野
第1節 健康 第1項 健康づくり <ul style="list-style-type: none">1 健康づくり活動の充実2 健康教育、相談等の充実3 食育の推進 第2項 保健サービス <ul style="list-style-type: none">1 健康で安心して生活できる環境構築の推進2 保健・医療体制、健康づくり環境の整備3 母子保健事業の充実 第2節 地域医療 第1項 医療体制 <ul style="list-style-type: none">1 医療体制の充実2 救急、災害時医療体制等の充実 第2項 社会保障 <ul style="list-style-type: none">1 国民健康保険の充実2 後期高齢者医療の運営 第3節 地域福祉 第1項 地域福祉 <ul style="list-style-type: none">1 地域福祉活動の推進2 ボランティア活動の促進3 災害時要配慮者の安全・安心の推進 第4節 低所得者福祉 第1項 生活困窮支援 <ul style="list-style-type: none">1 生活困窮世帯に対する自立支援2 関係機関との連携による低所得世帯への相談や援助 第5節 児童福祉 第1項 子育て支援・児童福祉 <ul style="list-style-type: none">1 地域における子育て支援2 子育て支援の総合的推進3 遊び場の整備4 ひとり親家庭への支援5 児童虐待の防止 第6節 高齢者福祉 第1項 高齢者福祉 <ul style="list-style-type: none">1 生きがいと健康づくりの推進2 在宅福祉サービスの充実3 高齢者の暮らしやすい生活環境・移動手段の整備4 高齢者虐待の防止 第2項 介護保険 <ul style="list-style-type: none">1 介護保険事業の推進2 介護保険サービスの充実と質の向上3 介護予防の推進4 地域包括ケアシステムの深化5 認知症施策の推進 第7節 障がい者福祉 第1項 障がい者福祉 <ul style="list-style-type: none">1 障がいの早期発見、早期対応2 生活支援体制の充実3 自立活動の支援	第1章 健康福祉分野 第1節 教育・青少年 第1項 乳幼児教育・保育 <ul style="list-style-type: none">1 多様なニーズに対応した教育・保育環境及び内容の充実2 家庭教育・保育の充実 第2項 小学校・中学校教育 <ul style="list-style-type: none">1 教育内容の充実2 社会の変化に対応した教育の充実3 支援教育の充実4 学校施設等の整備 第3項 地域教育力 <ul style="list-style-type: none">1 交流の促進2 就学の機会の充実3 子どもの居場所づくりの推進 第4項 青少年の健全育成 <ul style="list-style-type: none">1 交流の促進2 活動の支援 第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動 第1項 生涯学習 <ul style="list-style-type: none">1 生涯学習の総合的な推進2 生涯学習センターの充実 第2項 生涯スポーツ <ul style="list-style-type: none">1 スポーツ活動の推進2 スポーツの場の整備と活用 第3項 文化活動 <ul style="list-style-type: none">1 文化活動の推進2 文化財の保存と活用 第3節 人権 第1項 男女共同参画社会 <ul style="list-style-type: none">1 男女共同参画社会の推進 第2項 人権 <ul style="list-style-type: none">1 人権を守るまちづくりの推進	第1章 健康福祉分野 第1節 防災・安全対策 第1項 防災対策 <ul style="list-style-type: none">1 防災施策の推進2 減災対策の推進3 防災意識の啓発4 自主防災組織等の育成、強化 第2項 消防・救急 <ul style="list-style-type: none">1 消防力の強化2 火災の未然防止 第3項 地域安全対策 <ul style="list-style-type: none">1 交通安全意識の向上2 交通安全施設の整備3 安全な道路環境づくり4 地域防犯活動の充実5 防犯灯等の整備6 消費生活の向上 第2節 環境 第1項 自然環境 <ul style="list-style-type: none">1 環境にやさしいまちづくりの推進2 地球温暖化防止対策の推進3 再生可能エネルギー導入の推進4 環境教育の推進5 水源の森林づくりの推進6 河川整備の推進7 小川、河川、湖の環境整備 第2項 廃棄物処理 <ul style="list-style-type: none">1 分別収集の推進2 ごみ処理広域化の推進 第3項 環境衛生 <ul style="list-style-type: none">1 不法投棄の防止2 有害虫の駆除3 ペットの飼主マナー向上対策の充実4 環境問題に対する指導、啓発 第3節 住環境 第1項 住宅環境 <ul style="list-style-type: none">1 住宅地の整備2 町営住宅の整備3 特定空家等対策の推進4 住区基幹公園の整備 第2項 上水道 <ul style="list-style-type: none">1 水質の確保2 水量の確保3 水道施設の整備4 管理体制の強化5 町民サービスの向上 第3項 生活排水 <ul style="list-style-type: none">1 公共下水道の整備2 合併処理浄化槽の整備3 し尿処理の適正化 第4項 移住・定住 <ul style="list-style-type: none">1 定住対策の総合的な推進2 やまとき定住相談センター事業の推進3 空き家バンク事業の推進 第4節 コミュニティ 第1項 コミュニティ活動 <ul style="list-style-type: none">1 コミュニティ活動の推進2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進

<p>第4章 産業振興分野</p> <p>第1節 農林水産業</p> <table border="1"> <tr><td>第1項 農業</td></tr> <tr><td>1 持続可能な農業経営の確立</td></tr> <tr><td>2 農地の保全と農業基盤の維持・整備</td></tr> <tr><td>3 特色ある農業の振興</td></tr> <tr><td>4 畜産業の畜農環境の向上</td></tr> <tr><td>第2項 林業</td></tr> <tr><td>1 水源の森林づくり事業の推進</td></tr> <tr><td>2 林業基盤の整備と林業の活性化</td></tr> <tr><td>3 多様な森林利用の推進</td></tr> <tr><td>第3項 水産業</td></tr> <tr><td>1 増殖事業の強化・養殖事業の振興</td></tr> </table> <p>第2節 商工業</p> <table border="1"> <tr><td>第1項 商業</td></tr> <tr><td>1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進</td></tr> <tr><td>2 商業経営の充実</td></tr> <tr><td>第2項 鉱工業</td></tr> <tr><td>1 工業の活性化</td></tr> <tr><td>2 砂利採取事業の促進</td></tr> <tr><td>第3節 観光業</td></tr> <tr><td>第1項 観光</td></tr> <tr><td>1 観光マスタートップランの推進</td></tr> <tr><td>2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備</td></tr> <tr><td>3 D52の活用</td></tr> <tr><td>4 歴史と自然にふれあう場の整備</td></tr> <tr><td>5 つぶらの・大野山周辺地域の整備</td></tr> <tr><td>6 観光ルートの整備</td></tr> <tr><td>7 ハイキングコース、登山道の整備</td></tr> <tr><td>8 観光情報の発信強化</td></tr> <tr><td>9 観光協会等の支援</td></tr> <tr><td>第4節 労働</td></tr> <tr><td>第1項 労働環境</td></tr> <tr><td>1 働きやすい環境の推進</td></tr> </table>	第1項 農業	1 持続可能な農業経営の確立	2 農地の保全と農業基盤の維持・整備	3 特色ある農業の振興	4 畜産業の畜農環境の向上	第2項 林業	1 水源の森林づくり事業の推進	2 林業基盤の整備と林業の活性化	3 多様な森林利用の推進	第3項 水産業	1 増殖事業の強化・養殖事業の振興	第1項 商業	1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進	2 商業経営の充実	第2項 鉱工業	1 工業の活性化	2 砂利採取事業の促進	第3節 観光業	第1項 観光	1 観光マスタートップランの推進	2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備	3 D52の活用	4 歴史と自然にふれあう場の整備	5 つぶらの・大野山周辺地域の整備	6 観光ルートの整備	7 ハイキングコース、登山道の整備	8 観光情報の発信強化	9 観光協会等の支援	第4節 労働	第1項 労働環境	1 働きやすい環境の推進	<p>第5章 都市基盤分野</p> <p>第1節 都市基盤</p> <table border="1"> <tr><td>第1項 土地利用</td></tr> <tr><td>1 総合的、計画的な土地利用の推進</td></tr> <tr><td>2 スマートインターチェンジ整備を契機とした土地利用の推進</td></tr> <tr><td>3 未利用施設等の利活用の推進</td></tr> <tr><td>第2項 都市基盤</td></tr> <tr><td>1 都市計画の推進</td></tr> </table> <p>第2節 交通基盤</p> <table border="1"> <tr><td>第1項 公共交通機関</td></tr> <tr><td>1 地域公共交通の維持</td></tr> <tr><td>2 山北町地域公共交通計画の推進</td></tr> <tr><td>3 駅周辺の整備及び情報発信</td></tr> <tr><td>第2項 道路整備</td></tr> <tr><td>1 高速道路の整備促進・スマートインターチェンジの整備</td></tr> <tr><td>2 県道の整備促進</td></tr> <tr><td>3 広域幹線道路ネットワーク形成に向けた取り組み</td></tr> <tr><td>4 町道の整備</td></tr> <tr><td>5 安全、快適な道路環境の整備</td></tr> </table>	第1項 土地利用	1 総合的、計画的な土地利用の推進	2 スマートインターチェンジ整備を契機とした土地利用の推進	3 未利用施設等の利活用の推進	第2項 都市基盤	1 都市計画の推進	第1項 公共交通機関	1 地域公共交通の維持	2 山北町地域公共交通計画の推進	3 駅周辺の整備及び情報発信	第2項 道路整備	1 高速道路の整備促進・スマートインターチェンジの整備	2 県道の整備促進	3 広域幹線道路ネットワーク形成に向けた取り組み	4 町道の整備	5 安全、快適な道路環境の整備	<p>第6章 行財政分野</p> <p>第1節 行政経営</p> <table border="1"> <tr><td>第1項 行政運営と財政運営</td></tr> <tr><td>1 計画行政の推進</td></tr> <tr><td>2 行政改革の推進</td></tr> <tr><td>3 職員能力の向上</td></tr> <tr><td>4 健全な財政運営の推進</td></tr> <tr><td>5 公共施設の適正化</td></tr> <tr><td>第2項 デジタル化</td></tr> <tr><td>1 自治体DXの推進</td></tr> <tr><td>2マイナンバーカードの普及促進</td></tr> <tr><td>第3項 広報広聴活動</td></tr> <tr><td>1 広報活動の充実</td></tr> <tr><td>2 広聴活動の充実</td></tr> <tr><td>第2節 交流・広域行政</td></tr> <tr><td>第1項 地域間交流</td></tr> <tr><td>1 地域間交流の推進</td></tr> <tr><td>2 自治体間交流の推進</td></tr> <tr><td>第2項 広域行政</td></tr> <tr><td>1 広域行政の推進</td></tr> </table>	第1項 行政運営と財政運営	1 計画行政の推進	2 行政改革の推進	3 職員能力の向上	4 健全な財政運営の推進	5 公共施設の適正化	第2項 デジタル化	1 自治体DXの推進	2マイナンバーカードの普及促進	第3項 広報広聴活動	1 広報活動の充実	2 広聴活動の充実	第2節 交流・広域行政	第1項 地域間交流	1 地域間交流の推進	2 自治体間交流の推進	第2項 広域行政	1 広域行政の推進
第1項 農業																																																																			
1 持続可能な農業経営の確立																																																																			
2 農地の保全と農業基盤の維持・整備																																																																			
3 特色ある農業の振興																																																																			
4 畜産業の畜農環境の向上																																																																			
第2項 林業																																																																			
1 水源の森林づくり事業の推進																																																																			
2 林業基盤の整備と林業の活性化																																																																			
3 多様な森林利用の推進																																																																			
第3項 水産業																																																																			
1 増殖事業の強化・養殖事業の振興																																																																			
第1項 商業																																																																			
1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進																																																																			
2 商業経営の充実																																																																			
第2項 鉱工業																																																																			
1 工業の活性化																																																																			
2 砂利採取事業の促進																																																																			
第3節 観光業																																																																			
第1項 観光																																																																			
1 観光マスタートップランの推進																																																																			
2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備																																																																			
3 D52の活用																																																																			
4 歴史と自然にふれあう場の整備																																																																			
5 つぶらの・大野山周辺地域の整備																																																																			
6 観光ルートの整備																																																																			
7 ハイキングコース、登山道の整備																																																																			
8 観光情報の発信強化																																																																			
9 観光協会等の支援																																																																			
第4節 労働																																																																			
第1項 労働環境																																																																			
1 働きやすい環境の推進																																																																			
第1項 土地利用																																																																			
1 総合的、計画的な土地利用の推進																																																																			
2 スマートインターチェンジ整備を契機とした土地利用の推進																																																																			
3 未利用施設等の利活用の推進																																																																			
第2項 都市基盤																																																																			
1 都市計画の推進																																																																			
第1項 公共交通機関																																																																			
1 地域公共交通の維持																																																																			
2 山北町地域公共交通計画の推進																																																																			
3 駅周辺の整備及び情報発信																																																																			
第2項 道路整備																																																																			
1 高速道路の整備促進・スマートインターチェンジの整備																																																																			
2 県道の整備促進																																																																			
3 広域幹線道路ネットワーク形成に向けた取り組み																																																																			
4 町道の整備																																																																			
5 安全、快適な道路環境の整備																																																																			
第1項 行政運営と財政運営																																																																			
1 計画行政の推進																																																																			
2 行政改革の推進																																																																			
3 職員能力の向上																																																																			
4 健全な財政運営の推進																																																																			
5 公共施設の適正化																																																																			
第2項 デジタル化																																																																			
1 自治体DXの推進																																																																			
2マイナンバーカードの普及促進																																																																			
第3項 広報広聴活動																																																																			
1 広報活動の充実																																																																			
2 広聴活動の充実																																																																			
第2節 交流・広域行政																																																																			
第1項 地域間交流																																																																			
1 地域間交流の推進																																																																			
2 自治体間交流の推進																																																																			
第2項 広域行政																																																																			
1 広域行政の推進																																																																			





第1章 健康福祉分野

●第1節 健康

- 第1項 健康づくり
- 第2項 保健サービス

●第2節 地域医療

- 第1項 医療体制
- 第2項 社会保障

●第3節 地域福祉

- 第1項 地域福祉

●第4節 低所得者福祉

- 第1項 生活困窮支援

●第5節 児童福祉

- 第1項 子育て支援・児童福祉

●第6節 高齢者福祉

- 第1項 高齢者福祉
- 第2項 介護保険

●第7節 障がい者福祉

- 第1項 障がい者福祉



対応するSDGs

第1節 健康

第1項 健康づくり

基本方針

町民一人ひとりが食や健康に関する意識を高め、自ら積極的に健康づくりを推進できるよう、健康教育や相談体制の整備を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 様々な健康づくりを目的とした自主活動の支援をしています。活動する町民の高齢化が進む中、町民に合わせた支援が必要です。
- ❖ 介護や看護を受けずに自立して生活できる「健康寿命」を延ばすためには、フレイル※対策が重要な課題です。
- ❖ 町民一人ひとりが生涯を通じ、自らの健康を保ち心豊かに生活できるよう主体的な健康づくりを支援し、まち全体で住民の健康を支える環境づくりを推進する必要があります。
- ❖ 健康福祉センターを拠点として、生活習慣病予防の各種健診の実施及び保健指導・相談支援の充実や保健・医療の連携強化、保健師等専門職の確保・育成と質的向上、サービスの効果的・効率的運用を図る必要があります。

施策と事業

1 健康づくり活動の充実

- ✓ すべての町民が、いつまでも健康でいきいきと暮らし、健康寿命を延ばせるよう、第2次（3次）健康増進計画の目標達成に向けて取り組みます。
- ✓ 健康寿命を延ばすため、フレイル予防を中心とした各種健康づくり事業を進めます。
- ✓ 自発的な健康づくりを進めるため、健康づくりを目的とした団体の育成及び活動を支援します。
- ✓ 健康づくりの拠点となる健康福祉センターの利用者に向けたサービスの向上を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	健康増進計画に基づく各種事業の実施 (町・民間)	○	○	○	○	○
2	第3次健康増進計画の策定			○		
3	やまとたスポーツの秋祭りや健康づくり事業の実施	○	○	○	○	○
4	健康づくり団体の活動及び育成支援	○	○	○	○	○
5	健康福祉センター利用者へのサービスの向上 (照明LED化を含む)	○	○	○	○	○

※フレイル：健康な状態と要介護状態の中間の段階を指し、自立した生活を送るための心身機能が低下して介護の必要性が高くなっている状態のこと。

2 健康教育、相談等の充実

- ✓ 町民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を延ばせるよう、運動や健康に関する教室を実施します。
- ✓ 未病センター（健康福祉センター内）の「健康ステーション」を活用し、町民の健康意識のきっかけづくり、向上を図ります。
- ✓ 気軽に相談できる健康相談体制の充実を図ります。
- ✓ 各相談窓口や地域包括支援センター等の保健・医療・福祉・介護の各関係機関が連携し、複合的な相談に対しても相談支援がスムーズに行える窓口体制を強化します。
- ✓ 保健指導・相談支援の充実を目指し、保健・医療の連携強化、専門職（保健師・管理栄養士）の確保・充実を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	健康講座、健康教室の実施	○	○	○	○	○
2	未病センターの活用（町・県）	○	○	○	○	○
3	健康相談の充実	○	○	○	○	○
4	保健師や管理栄養士の確保	○	○	○	○	○

3 食育の推進

- ✓ 町民一人ひとりが食に関心を持ち、健康で活力あふれる人生を送ることができるよう、第2次（3次）食育推進計画に基づく事業を進めます。
- ✓ 生涯を通じた健康づくりの実現のため、家庭を基本としつつ、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、地域、関係団体と連携した食育事業を実施します。
- ✓ 食育に関する講座、教室を開催します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	食育推進計画の推進	○	○	○	○	○
2	第3次食育推進計画の策定			○		
3	食を通じた健康づくりを実施する団体への支援	○	○	○	○	○
4	食に関する講座・教室の開催（町・民間）	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
健康福祉センターの有効利用率(稼働率)	33%	50%
さくらの湯の年間利用者数	66,800人	90,000人

第2項 保健サービス

基本方針

健康で安心して生活できる環境を構築するため、母子保健事業の推進及び疾病の予防、早期発見・早期治療に努めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 年齢に応じた健康診査や各種がん検診の推進及び健康教室や健康相談などの疾病予防事業の充実が求められています。
- ❖ 社会環境や生活環境の変化により増大した健康リスクを低減するため、地域に根差した適切な健康づくりが求められています。
- ❖ 地域社会との交流によって、より充実した健康づくりに取り組める環境整備を進めていく必要があります。
- ❖ 医療制度や健康づくりに関する情報の積極的な周知が必要です。
- ❖ 母子の不安や悩みを解消するため、各種母子保健事業による支援が必要です。

施策と事業

1 健康で安心して生活できる環境構築の推進

- ✓ 医療機関を受診しやすい環境づくりを進めるとともに、健康診査や各種がん検診の受診率の向上を目指します。
- ✓ 日常生活における適切な健康づくりを推進するため、健康相談に対する指導の充実を図ります。
- ✓ 国民健康保険データベース（KDB）システムを活用した山北町国民健康保険データヘルス計画に基づき、効果的な保健活動を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	健康診査や各種がん検診の充実及び受診勧奨	○	○	○	○	○
2	健康相談に対する適切な指導の実施	○	○	○	○	○
3	山北町国民健康保険データヘルス計画の推進	○	○	○	○	○

2 保健・医療体制、健康づくり環境の整備

- ✓ 健康普及員や健康づくりに関する団体・ボランティアなどと連携した地域ぐるみの健康づくりの充実を図ります。
- ✓ 住み慣れた地域や自宅で暮らし続けることができるよう在宅医療・介護連携支援センターの充実を図ります。
- ✓ 医療制度や健康づくりに関する情報を町のホームページ等各種媒体を活用し発信します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	地域に根差した健康づくり体制の構築	○	○	○	○	○
2	在宅医療・介護連携支援センターの1市5町※共同運営・充実（1市5町・民間）	○	○	○	○	○
3	町のホームページや各種媒体を活用した情報の発信	○	○	○	○	○

3 母子保健事業の充実

- ✓ 母子の心身の健康のため、訪問指導、健診、健康相談・教育の充実を図ります。
- ✓ 妊娠、出産、育児に対し母子保健事業の充実を図り、不安や悩みを解消するため、切れ目のない支援に取り組みます。
- ✓ 予防接種を勧奨し、子どもの健康を守ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	母子に対する相談・訪問指導（新生児訪問を含む）の推進	○	○	○	○	○
2	妊婦に対する保健指導の充実	○	○	○	○	○
3	妊婦検診費用の補助・妊婦タクシー助成、出産・子育て応援交付金の支給	○	○	○	○	○
4	乳幼児健康診査・予防接種の勧奨・助成	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
がん検診の受診率	8.2%	20%

※ 1市5町：南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町。



第2節 地域医療

対応するSDGs

第1項 医療体制

基本方針

安心して適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医の普及及び高次医療機関との連携などを図りながら、地域医療体制の強化を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 健康への関心が高まる中、町立診療所は、町民の健康増進と福祉向上のために住民のニーズを的確に把握し、信頼される「かかりつけ医」として、より良質な医療の提供が図られるよう努める必要があります。
- ❖ 町内には一般診療所が4施設、歯科診療所が3施設あり、一次診療を中心として治療を行っています。一次救急医療は、1市5町で運営する足柄上休日急患診療所を開設しており、休日・夜間の二次救急医療は、県立足柄上病院を中心に広域輪番制で対応し、小田原市消防本部による搬送体制が確保されています。今後は一次医療体制及び機能の継続的な整備とともに、専門性の高い二次・三次救急医療体制との安定的な連携を確保する必要があります。
- ❖ AED*は、主な公共施設へ設置済みです。今後は機器の更新、救急救命講習等の開催による利用方法の周知を図ると同時に休日・夜間も利用できる体制を整える必要があります。

* AED : Automated External Defibrillator の略。心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。


施策と事業
1 医療体制の充実

- ✓ 町立山北診療所の運営及び医療機器の計画的な更新及び導入を推進します。
- ✓ 足柄上地区における診療科目的充実を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	町立山北診療所の運営及び医療機器の更新 (町・民間)	○	○	○	○	○
2	足柄上地区における診療科目的充実 (1市5町・県・民間)	○	○	○	○	○

2 救急、災害時医療体制等の充実

- ✓ 一次医療体制の継続とともに、二次・三次救急医療体制との安定的な連携を確保します。
- ✓ AEDの定期的な更新を行うとともに、救急救命講習会を開催し、AEDの運用指導を実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	一次医療体制の継続	○	○	○	○	○
2	近隣市町と連携した休日や夜間における救急医療体制の確保及び充実（足柄上休日夜間診療所・小田原市休日夜間診療所） (1市5町・民間)	○	○	○	○	○
3	消防署その他の機関との連携強化	○	○	○	○	○
4	救急救命講習会の開催（AEDの更新・運用指導を含む）	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
救急救命講習会の開催	0回	2回
休日・夜間に利用できるAEDの設置	1箇所	4箇所

第2項 社会保障

基本方針

すべての町民が健康で安心して医療を受けられるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの社会保障制度の適正な運営を進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 国民健康保険の被保険者のうち、65～74歳までの方が約6割を占める中、医療費の増加が見込まれることから、適切な国民健康保険税の改定を行う必要があります。
- ❖ 国民健康保険税の改定と並行して、公平性の観点から納期限内の納付を求め、収納率の向上を図り安定的な財政運営を行う必要があります。
- ❖ 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者にわかりやすい情報を提供していく必要があります。


施策と事業

1 国民健康保険の充実

- ✓ 生活習慣病の早期発見・予防を目的に特定健康診査や人間ドック受診率の向上を目指します。
- ✓ 健康づくり事業を推奨し、医療費の抑制につなげます。
- ✓ 先発薬と同様の効能があるジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及に努めます。
- ✓ 国民健康保険財政の安定化と確実な財源確保を目指し、現年度課税の収納率の向上を目指します。
- ✓ 県内国民健康保険税の統一化への備え、及び国民健康保険の安定的な運営のため、国民健康保険税の改定を行います。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 特定健診・人間ドック受診率の向上	○	○	○	○	○
2 糖尿病性腎症重症化予防事業の実施	○	○	○	○	○
3 ジェネリック医薬品の普及・啓発 (町・民間)	○	○	○	○	○
4 国民健康保険税（現年度課税分）収納率の向上	○	○	○	○	○
5 国民健康保険税の改定	○	○	○		

2 後期高齢者医療の運営

- ✓ 神奈川県後期高齢者医療広域連合との連携・相互協力により、安定的かつ健全な運営及びわかりやすい情報提供に努めます。
- ✓ 健全な事業運営に必要な財源を確保するため、保険料収納率の向上を目指します。
- ✓ 健康の保持増進のため、高齢者保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。
- ✓ 高齢者健康診査の受診率の向上を目指します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 後期高齢者医療制度の普及・啓発（制度、保険料徴収、適正給付）	○	○	○	○	○
2 高齢者保健事業と介護予防の一体的実施	○	○	○	○	○
3 高齢者健康診査受診率の向上	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
特定健康診査受診率（人間ドック受診者含む）	31.9%	54%
高齢者健康診査受診率	17.6%	25%



対応するSDGs

第3節 地域福祉

基本方針

町民誰もが住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、町民と行政、社会福祉協議会、地区福祉協議会、民間事業者、ボランティアなどが連携しながら、支え合いや助け合いを基本とする福祉のまちづくりを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 核家族化が進む中で、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者、日中独居になる高齢者や障がい者が増えていることから、社会福祉協議会等と協力して、地域で支え合い、見守る仕組みを整えるとともに、すべての町民が地域社会に関心を持つための活動を進める必要があります。
- ❖ 町民と行政、民間事業者等の相互協力のもと、誰もが安心して安全に住み慣れたところで暮らしていくことができる地域社会づくりを進めていく必要があります。また、広報紙等を活用した福祉意識の啓発や地域における相談体制の充実と支援を進める必要があります。
- ❖ 地域のつながりを基本とする地域福祉の重要性は、今後も益々高まっていくことが予測されますが、地域福祉を支える人材の高齢化などにより、新たな担い手の確保が課題となっています。地域での助け合いなどを含めたボランティア活動の普及や自主的なサークル、NPO等の育成・支援を行うとともに、町民の福祉の心や助け合いの精神から生まれたボランティア活動を推進するために、社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア団体の育成を図る必要があります。
- ❖ 多くの高齢者が、地域福祉や社会貢献活動に興味や参加意欲を持っていますが、実際に活動している人は限られているため、参加できていない層の掘り起こしを行い、活動に結びつけていく必要があります。
- ❖ 災害時等における要支援者の安否確認や高齢者の交通事故、消費者トラブルの防止など、地域の安全安心に対する取り組みを推進する必要があります。


施策と事業

1 地域福祉活動の推進

- ✓ 地域福祉計画及び社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、ひとりでも安心して暮らすことのできる見守り活動を行います。計画策定に際しては、社会福祉協議会と連携を図り、国の指針や関連法令を適切に盛り込み地域課題に対応した計画とします。また、計画を推進するための進捗管理として、点検・評価を実施します。
- ✓ 地域での交流と憩いの場として、小地域サロンの開設、運営を支援します。
- ✓ 町民一人ひとりのニーズに対応できるよう適正な情報提供とひとりでも気軽に相談しやすい相談体制の充実を図ります。
- ✓ 良好的な福祉サービスを選択できる仕組みづくりに取り組みます。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 地域福祉計画の策定・推進	○	○	○	○	○
2 小地域サロン開設・運営の支援	○	○	○	○	○
3 相談窓口・相談体制の充実	○	○	○	○	○

2 ボランティア活動の促進

- ✓ 広報紙やボランティア講座等を活用し、ボランティア活動への町民意識の高揚を図ります。
- ✓ 誰もがボランティアに参画できるような、情報発信と登録体制の充実を図ります。
- ✓ 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、自らの介護予防も兼ねたボランティア活動への参加を促進します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 ボランティア活動の促進と人材育成支援	○	○	○	○	○
2 高齢者のボランティア活動への参加促進	○	○	○	○	○

3 災害時要配慮者の安全・安心の推進

- ✓ 高齢者や障がいのある方など避難行動要支援者の支援体制の充実を図り、災害時に安全・安心に避難できる体制を整えます。
- ✓ 身近な地域の中で生活・福祉課題を共有できるように努めます。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 避難行動要支援者支援制度の充実と活用促進	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
ボランティアの登録者割合（人口比）	1.5%	2.0%



対応するSDGs

第4節 低所得者福祉

第1項 生活困窮支援

基本方針

低所得者世帯の社会的・経済的な自立に向けて、関係機関と連携した相談体制の充実や生活上の課題改善を図れるよう助言することにより、家庭の経済実情に応じた支援を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 疾病や障がい、高齢、ひとり親などの様々な理由で、社会的・経済的に不安定な生活を余儀なくされた方の健康で文化的な生活を維持するため、相談指導体制の充実や生活保護制度の利用、生活困窮世帯への食料支援・生活必需品の提供等による支援を行っています。
- ❖ 民生委員児童委員や各種相談員、関係機関との連携による相談・指導体制の充実とともに、低所得者世帯の実態を把握しながら、各分野における適切な支援を進める必要があります。

施策と事業

1 生活困窮世帯に対する自立支援

- ✓ 生活困窮世帯に対して、食料支援（フードバンク）や生活必需品の提供、社会福祉協議会と連携した生活資金貸付制度など、生活の安定を図るために制度の利用について助言や支援を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	社会福祉協議会等と連携した生活困窮世帯への支援	○	○	○	○	○

2 関係機関との連携による低所得世帯への相談や援助

- ✓ 低所得者世帯が抱える課題は複合的かつ様々な分野にまたがるため、県や関係機関等と連携を図り、自立し安定した生活を送ることができるよう支援します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	県福祉事務所等関係機関と連携した低所得世帯への支援	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	見込値(2028年度)
生活困窮世帯への食料支援の件数	5世帯	10世帯



対応するSDGs

第5節 児童福祉

基本方針

安心して子どもを育てることができるよう、地域における子育て支援や保育サービスを充実し、子どもの遊び場・居場所づくりなどを整備するとともに、ひとり親家庭への支援や児童虐待防止のための要保護児童対策地域協議会などを充実させながら、地域のすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に切れ目のない支援を提供し、地域に密着した子育て環境づくりを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 子育て支援センターを拠点とした相談体制の整備や、子育て支援ガイドブックの活用、ファミリー・サポートセンター事業の実施などの取り組みを充実して、より地域と一体となった子育て環境づくりに努めていく必要があります。
- ❖ 子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、小児医療費の助成制度や紙おむつの支給を継続する必要があります。
- ❖ 子育て支援施策について調査、審議等を行うための「山北町子ども・子育て会議」において、地域の実情に合った事業を展開するために点検、評価、見直しを継続的に行い、山北町の子育て支援施策の充実を図る必要があります。
- ❖ ひとり親家庭などの自立に向けた経済的支援や相談体制の充実に取り組んでいく必要があります。
- ❖ 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待の防止の目的とした関係機関によるネットワークの連携・充実を図り、育児が困難な家庭などへの個別支援を進め、児童虐待の未然防止や再発防止を徹底していく必要があります。
- ❖ 生活スタイルの多様化や核家族化などにより、子育てに関する悩みや不安を抱える親が増えてきており、安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行い、充実した相談体制・情報提供体制を確保することが求められています。


施策と事業

1 地域における子育て支援

- ✓ 子育て支援ガイドブックを活用して、子育てに関する正しい知識と意識の浸透を図ります。
- ✓ 子育て支援センターを活用し、育児相談や育児サークル活動を支援します。
- ✓ 子育て支援ネットワークを強化します。
- ✓ 地域の相互援助活動を支援するファミリー・サポートセンター事業を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	子育て支援ガイドブックの活用	○	○	○	○	○
2	子育て支援センターにおける育児サークル活動等への支援	○	○	○	○	○
3	ファミリー・サポートセンター事業の推進	○	○	○	○	○

2 子育て支援の総合的推進

- ✓ 安心して子育てができる環境づくりを目指す「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取り組みを進めます。
- ✓ 子育て世代の経済的支援として、小児医療費助成事業を継続的に実施します。
- ✓ 子育て支援センターや保育園・こども園を拠点とした子育て支援機能の充実を図ります。
- ✓ 安心して妊娠・出産に臨めるよう、経済的支援として、妊婦タクシー助成、出産・子育て応援交付金、出産祝い金及び紙おむつ助成券の支給を行います。
- ✓ 保護者が就労している場合に病気の児童を保育するための病児保育事業を、足柄上地区1市5町の広域事業として継続的に実施します。
- ✓ 保護者の養育を支援することが特に必要である場合に、保健師等の訪問指導や家事援助などの支援をします。
- ✓ 妊娠期から子育て期まで包括的に切れ目のない支援・相談体制の整備を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	子ども・子育て支援事業計画の策定・推進	○	○	○	○	○
2	小児医療費助成事業の実施	○	○	○	○	○
3	妊婦タクシー助成、出産・子育て応援交付金、出産祝い金・紙おむつ助成券の支給	○	○	○	○	○
4	病児保育事業の実施	○	○	○	○	○
5	養育支援訪問事業の実施	○	○	○	○	○
6	子育て世代包括支援センター「すこやか」の運営・充実	○	○	○	○	○

3 遊び場の整備

- ✓ 自然を生かした公園などの遊び場の整備を図ります。
- ✓ 子どもの遊び場となる施設の適切な維持管理をします。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 公園等施設の維持管理	○	○	○	○	○

4 ひとり親家庭への支援

- ✓ ひとり親家庭等の自立や子育てに関する相談体制の充実を図ります。
- ✓ 医療費助成や児童扶養手当の支給、社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸付など、各種制度の積極的な活用による生活安定に向けた支援の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭の自立に向けて関係機関と連携・協力し、就労支援を促進します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 主任児童委員等による相談体制の充実	○	○	○	○	○
2 児童扶養手当の支給や医療費助成制度の実施等による支援	○	○	○	○	○
3 ひとり親家庭への就業支援	○	○	○	○	○

5 児童虐待の防止

- ✓ 育児が困難な家庭等への個別支援の充実を図ります。
- ✓ 関係機関と緊密に連携し、支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待の防止に取り組みます。
- ✓ 母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を図るための子ども家庭センターの体制を整備し、支援を必要とするすべての子どもとその家庭及び妊産婦に対して支援の充実を図ります。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 育児困難家庭への支援の充実	○	○	○	○	○
2 児童虐待防止のための早期発見・早期対応	○	○	○	○	○
3 要保護児童対策地域協議会における要保護児童への支援体制の強化	○	○	○	○	○
4 子ども家庭センターによる一体的な相談支援体制の構築	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
子育て支援センターの年間利用件数	5,199人	6,000人



対応するSDGs

第6節 高齢者福祉

第1項 高齢者福祉

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと自分らしく暮らし続けられるよう、生きがいづくりや健康づくり、高齢者の暮らしやすい生活環境・移動手段の整備を進めていくとともに、生活支援サービスの充実や地域包括ケア体制の確立を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町の65歳以上の高齢者は、令和5年10月1日現在で4,021人と町民の2.3人に1人を占め、高齢化率は42.5%となっており、今後も40%を超える高い水準で推移していくと推計されています。
- ❖ 65歳以上の高齢者人口そのものは横ばい傾向であるものの医療・介護のリスクの高まる75歳以上の高齢者人口は緩やかに増加していくことが予想されます。このため、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケア体制の確立を図るために、高齢者福祉施策と介護保険事業を総合的・計画的に推進する必要があります。
- ❖ 老人クラブやシルバー人材センターへの助成や、やまぶき学級や世代間交流などを通じた高齢者の生きがいづくりと健康づくりを継続的に実施していく必要があります。
- ❖ 高齢者等の外出支援として、移送サービス事業「おでかけ号」の運行や主に山間部に居住する高齢者を対象とした高齢者福祉タクシー事業を実施しています。通院や買い物など日常的な外出支援のため、事業の拡充に継続的に取り組んでいく必要があります。

施策と事業

1 生きがいと健康づくりの推進

- ✓ 高齢者が安心して暮らせるよう保健・医療・福祉・介護が連携した24時間の連絡・ケア体制を強化します。
- ✓ 高齢者の社会参加、健康づくり、介護予防などの効果が期待される老人クラブやシルバー人材センターなどの活動を支援します。
- ✓ 地域との連携を図り、地域に根ざした高齢者の生きがいづくりを支援します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 老人クラブへの加入や運営の支援	○	○	○	○	○
2 生きがいづくりの推進	○	○	○	○	○
3 緊急通報システムの運用や地域包括支援センターによる24時間体制の電話相談	○	○	○	○	○

2 在宅福祉サービスの充実

- ✓ 住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を行います。
- ✓ 近隣市町も含めた介護事業所の利用などにより、在宅サービスを確保します。
- ✓ 地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ✓ 多様な生活支援サービスの整備に取り組みます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	在宅サービスの整備	○	○	○	○	○
2	地域包括支援センターの運営・充実	○	○	○	○	○
3	生活支援サービスの充実	○	○	○	○	○

3 高齢者の暮らしやすい生活環境・移動手段の整備

- ✓ 高齢期を迎えても健康で安心して生活ができるように関係機関と連携し、高齢者を地域で見守る支援体制を整備します。
- ✓ 高齢者の移動支援体制の充実を図ります。
- ✓ 神奈川県警察と連携し、認知機能の低下により運転免許証を返納した方に対する支援を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	高齢者の見守り支援体制の充実	○	○	○	○	○
2	関係機関との連携強化	○	○	○	○	○
3	高齢者の移動支援体制の充実	○	○	○	○	○
4	認知症初期集中支援事業の実施 (運転免許証返納者を含む)	○	○	○	○	○

4 高齢者虐待の防止

- ✓ 地域包括支援センターや福祉事業所、民生委員児童委員等の関連機関と連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・未然防止を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	高齢者虐待防止ネットワークの推進	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
緊急通報システム貸与台数	14台	20台
高齢者等の移動支援登録者数（高齢者人口比）	2.98%	3.5%

第2項 介護保険

基本方針

介護が必要な状態となっても自立した日常生活を送れるよう、介護サービスやその他の福祉サービスが適切に提供される体制を構築するとともに、要介護状態となることを予防するための事業を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進が必要です。
- ❖ 医療・介護ニーズの高い75歳以上高齢者人口が緩やかに増加する一方で生産年齢人口は減少していくことから、これまで以上に地域包括ケアシステムを支える人材の不足が見込まれます。
- ❖ 認知症高齢者の増加も見込まれますが、住み慣れた地域で穏やかに暮らし続けるため、適切な介護サービスの利用と周囲のサポート、理解が必要です。
- ❖ 介護保険制度はそのサービスの種類が多種多様なため、わかりやすい周知に努めることが必要です。

施策と事業

1 介護保険事業の推進

- ✓ 国・県の指針に沿い高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。
- ✓ 地域の実情に応じた介護給付費・地域支援事業費の推計に基づき、適正な介護保険料の設定を行います。
- ✓ 定期的に事業評価を実施し、事業の見直しを行います。
- ✓ 介護保険制度の理解を深めるため出前講座を実施します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定			○		
2 介護給付費基金の適正な管理	○	○	○	○	○
3 事業評価の実施	○	○	○	○	○
4 介護保険制度の出前講座の実施	○	○	○	○	○

2 介護保険サービスの充実と質の向上

- ✓ 介護ニーズを把握し、必要な介護サービスが不足なく提供されるよう地域の実情に応じた在宅サービス基盤の整備を近隣市町と連携して行います。
- ✓ 真に必要とする過不足のない介護サービスが適切に提供されるよう、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検等を実施します。
- ✓ 介護認定調査員を確保し、認定調査技術の向上を図ります。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 介護サービスの確保	○	○	○	○	○
2 介護給付費適正化事業	○	○	○	○	○

3 介護予防の推進

- ✓ 介護予防教室の開催など要介護状態となることの予防や悪化の防止のための事業を推進します。
- ✓ フレイル対策などの介護予防と保健事業に一体的に取り組み、重度化予防・重症化予防の促進を目指します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 介護予防教室の開催（町・民間）	○	○	○	○	○

4 地域包括ケアシステムの深化

- ✓ 住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進により、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を行います。
- ✓ 地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、高齢者に関する総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化を推進します。
- ✓ 多様な生活支援サービスの整備に取り組みます。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 地域包括支援センターの運営・充実	○	○	○	○	○
2 生活支援サービスの充実	○	○	○	○	○
3 在宅医療・介護連携支援センターの1市5町共同運営・充実（1市5町・民間）	○	○	○	○	○

5 認知症施策の推進

- ✓ 認知症となっても穏やかに暮らし続けられるよう、初期の段階から集中的に相談・支援を実施します。
- ✓ 認知症への理解を深めることができるようサポーター養成講座等の実施や、認知症高齢者やその家族が安心して相談できる場を定期的に開催します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座の実施	○	○	○	○	○
2 ひだまりカフェの実施（町・民間）	○	○	○	○	○
3 認知症初期集中支援事業の実施（運転免許証返納者を含む）	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2023年度）	目標値（2028年度）
在宅サービス提供事業者数	8箇所	8箇所



対応するSDGs

第7節 障がい者福祉

基本方針

町民誰もが地域で豊かに生活し、地域との関わりの中で自立して過ごせることができるよう、自立活動への支援や生活支援体制の充実を図るとともに、障がいのある方にも安心して住みやすいまちづくりを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 障がいの重度化防止には、保健・医療・福祉を総合的に推進して、障がいの早期発見、早期対応を図ることが必要です。また、事故や病気の後遺症などによる障がいのある方の増加とともに、高齢化が進んでおり、個々の障がいに応じた支援が必要となります。
- ❖ 障害者計画等に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がいを統一した福祉サービスと地域生活支援事業を進めるとともに、障がいの早期発見、早期対応などに努めています。また、障がいの状況や年齢に応じた福祉サービス、介護保険サービス、生活支援事業などの充実を図っていく必要があります。
- ❖ 障がいの有無に関わらず生き生きと生活できる、すべての人に優しいまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザイン※に配慮した誰もが安心して暮らせる住環境の整備に取り組む必要があります。
- ❖ 障がい者本人と家族の高齢化が進んでおり、成年後見制度等の活用が必要とされるケースの増加が懸念されます。

施策と事業

1 障がいの早期発見、早期対応

- ✓ 保健、医療、福祉の関係機関が連携した障がいの早期発見・早期治療体制の充実を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	精神保健福祉相談の実施	○	○	○	○	○
2	療育制度利用の勧奨	○	○	○	○	○

※ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらず、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいことを目指した設計のこと。

2 生活支援体制の充実

- ✓ 障がいの状況に応じた適切なサービスの提供と地域での在宅生活が続けられるよう支援します。
- ✓ 障がいのある方が、身近な地域でいつでも相談でき、適切な支援や制度の利用につなげるための相談体制の充実を図ります。
- ✓ 障がいのある方の特技や能力を生かした就労ができるよう、支援体制の充実を図ります。
- ✓ 権利擁護の中核機関「あしがら成年後見センター」の相談体制の充実や利用促進、市民後見人の養成などを推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	障がい者の相談支援体制の充実	○	○	○	○	○
2	権利擁護の推進及び相談の実施	○	○	○	○	○
3	あしがら成年後見センターの相談体制の充実・利用促進	○	○	○	○	○

3 自立活動の支援

- ✓ 障がいのある方が地域で自立した生活ができる環境づくりと社会参加を促進します。
- ✓ ノーマライゼーション※の理念に基づき、障がいのある方に対する正しい理解と認識の普及啓発に努めます。
- ✓ 障害者計画等に基づき障がいの有無に関わらず誰もが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて各事業を推進していきます。計画策定に際しては、国の指針や関連法令を適切に盛り込み、地域課題に対応した計画策定とします。また、計画を推進するための進捗管理として、点検・評価を実施します。
- ✓ 町民誰もが助け合い、その人らしく安心で充実した生活が送れるよう地域社会基盤の整備に努めます。
- ✓ ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住環境の整備を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	障害福祉計画の策定・推進	○	○	○	○	○
2	障がい者及びその家庭へのフォローワー体制づくり	○	○	○	○	○
3	障がい者雇用の啓発及び働く場の確保	○	○	○	○	○
4	福祉的就労から一般就労への支援	○	○	○	○	○
5	地域作業所の運営支援	○	○	○	○	○
6	住宅などのバリアフリー化の促進	○	○	○	○	○

※ノーマライゼーション：障がいのある方もない方も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指す理念。

指 標

	実績値（2022年度）	見込値(2028年度)
あしがら成年後見センター利用者数（月平均）	25人	30人
就労支援機関を通じての就労数 (2018～2022年度)	0人	(目標値) 5人
グループホームの利用者数（月平均）	26人	40人



第2章 教育文化分野

●第1節 教育・青少年

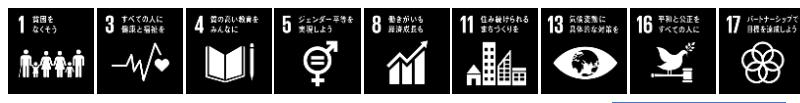
- 第1項 乳幼児教育・保育
- 第2項 小学校・中学校教育
- 第3項 地域教育力
- 第4項 青少年の健全育成

●第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動

- 第1項 生涯学習
- 第2項 生涯スポーツ
- 第3項 文化活動

●第3節 人権

- 第1項 男女共同参画社会
- 第2項 人権



対応する SDGs

第1節 教育・青少年

基本方針

乳幼児の心身ともに健やかな成長に向けて、乳幼児期における教育・保育の大切さを踏まえ、「0歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針」に基づき、地域の特性を生かした創造的な教育・保育や子育て相談などの総合的な支援を推進します。

また、「山北町の乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」により、既存幼保施設・設備の維持管理及び長寿命化または更新を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 少子化を背景とした乳幼児の減少や共働き世帯の増加等による家庭の変容、家庭と地域社会との関係の希薄化など、乳幼児を取り巻く環境が変化してきており、子育て支援などを含めた就学前教育・保育がますます重要になっていきます。
- ❖ 乳幼児が心身ともに健やかに成長するために、異年齢活動や自然とふれあう園外保育を実施していますが、さらにこうした取り組みを充実させ、生活習慣や人とのコミュニケーション力を身につけることなどにつなげていく必要があります。
- ❖ やまとたこども研究会では、乳幼児教育専門講師の指導助言を受け、研究推進委員を中心に3園が教育・保育の質の向上を目指し、組織的に取り組んでいます。
- ❖ 園児の送迎の際、周辺道路の交通状況及び施設の老朽化に課題のある向原保育園については、近隣で地区計画が進行中の水上地区への移転を視野に入れながら施設・設備の再整備を進めます。
- ❖ 令和4年度から実施している「0歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針」に示された「5歳までのめざすこども像」及び「園・小の架け橋プログラム」を3園で共有し、その実践と研究推進の継続を図ります。

施策と事業

1 多様なニーズに対応した教育・保育環境及び内容の充実

- ✓ やまとたこども園と向原保育園の円滑な運営を図り、待機児童ゼロを維持します。
- ✓ 0～2歳児の保育に係る経済的負担を軽減するため保育料を減額します。
- ✓ 3～5歳児については国が示す幼児教育・保育無償化を推進します。
- ✓ 在園児以外の一時預かり保育の実施により、保護者の様々なニーズに応じた柔軟な保育サービスを提供します。

- ✓ 乳幼児の使用済紙おむつを園で処分し、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- ✓ 3園運営協議会に地域コーディネーターを配置し、地域学校協働本部として家庭・地域との連携をさらに強化し、人や自然との交流など豊かな体験が得られる機会を積極的に進めます。
- ✓ 子どもたちの学びに向かう姿勢の基盤となる非認知能力に着目し、コミュニケーション能力と運動に親しむ資質・能力の育成を推進します。
- ✓ 小学校との連携・交流を深め、生活の連續性や学びの連續性を重視した教育を進めます。そのため、教育専任指導員を配置し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を意識したアプローチ・スタートカリキュラムを必要に応じて見直しを進めます。
- ✓ 共働き世帯が増加している状況から、「山北町の乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」を見直し、教育・保育環境の課題の整理や、施設維持管理の方向性を検討します。
- ✓ 向原保育園の移転については、地域の理解を得ながら最適な立地に整備できるよう調整を図り、認定こども園への移行の要否を検討しつつ再整備を進めます。また、三保幼稚園の跡地利活用について、検討していきます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	保育料の軽減	○	○	○	○	○
2	一時預かり保育の実施	○	○	○	○	○
3	園における使用済紙おむつの処分	○	○	○	○	○
4	幼稚園・保育園・こども園のカリキュラムの随時見直し	○	○	○	○	○
5	山北町の乳幼児教育・保育等のあり方基本方針の見直し	○	○	○	○	○
6	向原保育園の移転・再整備					○

2 家庭教育・保育の充実

- ✓ 行事において保護者の参加機会を増やすなど、家庭との連携を深めます。また、地域行事への園での参加をきっかけとし、家庭としての参加を勧めていきます。
- ✓ 子育て相談や保護者交流、情報交換する場を提供するなど、幼稚園、保育園、こども園で子育て支援センターと同様の役割を担います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	家庭と地域との連携の強化による効果的な指導	○	○	○	○	○

指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
就学前児童数に対する入園率	73.7%	75%
3園相互の交流	6回	8回

第2項 小学校・中学校教育

基本方針

子どもたちが生涯にわたる学習の基盤と社会性を身につけることができるよう、「0歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針」に基づき、5歳までの育ちを継続して、学校・家庭・地域・関係機関の連携のもとで、安心して学べる学校づくりや各学校の特色を生かした教育内容の充実、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かす学校教育を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 今後、ますます激動することが予想される社会において、子ども一人ひとりが持続可能な社会「SDGs」の創り手となるための未来を切り拓く資質・能力として、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況に対応する思考力・判断力・表現力そして学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力などの「生きる力の育成」を進めています。
- ❖ 全国的に近年のいじめの重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等の増加傾向や貧困・虐待・ヤングケアラー・孤立等の経済・教育の格差問題など、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援が必要となっています。この状況に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一丸となって相互に協力する関係づくりの推進が求められています。
- ❖ 多様化する家庭環境や地域、社会情勢などを背景に、不登校やいじめ・虐待などの子どもの悩みや問題に対応した教育支援センターの運営や、スクールカウンセラーによる相談や関係機関との連携などを実施していますが、さらに継続して取り組んでいく必要があります。
- ❖ 障がいのある子どもや、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応し、合理的な配慮による支援教育を推進することが重要となっています。
- ❖ 児童・生徒が安心して学ぶことができる学校施設の整備を進めるため、長寿命化計画に基づき、校舎や体育館の大規模改修工事などを進めていくことは不可避です。


施策と事業

1 教育内容の充実

- ✓ 令和の日本型学校教育が目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」をとおして基礎的・基本的な知識や技能の定着、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性などの資質・能力の向上を図ります。
- ✓ 「0歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針」で示された「めざすこども像」を共有し、「山北スタンダードカリキュラム」等に基づいた実践教育と検証に取り組むとともに、園・小・中学校の接続と連携を重視した系統的な教育を推進します。
- ✓ 正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食文化と生産・流通等の正しい理解を深め、食に関する指導を進めます。
- ✓ 授業力の向上を目指すため、教育専任指導員を配置する等校内研究会の充実を図り教職員の資質・能力を高めます。
- ✓ 一人1台端末を生かした情報教育や国際理解教育、環境や福祉、健康など横断的な視点からとらえた総合的な学習を推進します。
- ✓ 人権の尊重や命の大切さなど、内面に根ざした道徳性を育成します。
- ✓ 「やまきた学び」を中心として、地域の特色ある学びと豊かな体験活動をとおして郷土に愛着をもち、歴史と伝統文化を尊重する心を育成します。
- ✓ 運動する楽しさを味わい実践する力を育て、体力の向上を図ります。
- ✓ いじめ問題に対する未然防止と早期発見、早期対応に努めるとともに、いじめや不登校など子どもや保護者の悩みに対応する相談体制の充実を図ります。
- ✓ 学校運営協議会に地域コーディネーターを配置し、地域学校協働本部として家庭・地域との連携をさらに強化するため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域とともに子どもたちを育む体制を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	「0歳から15歳までの一貫教育・保育」の推進	○	○	○	○	○
2	校外講師活用事業の実施	○	○	○	○	○
3	「0歳から15歳までの一貫教育・保育」カリキュラムの編成と見直し	○	○	○	○	○

2 社会の変化に対応した教育の充実

- ✓ 情報モラルを身に付け、情報手段の適切な活用を図るため、情報活用能力の向上を図ります。
- ✓ 国際理解教育を推進するため、外国人補助教師（ALT）等を活用した学習環境を整備し、小学校・中学校のみならず、幼稚園・保育園・こども園にALTを派遣する等、乳幼児期から日常的に英語に触れる機会を増やして親しみを持たせる環境づくりをするとともに、実用英語技能検定の検定料補助により受験を促進し、英語力の向上を図ります。
- ✓ 森林と清流など地域資源を生かした森林環境教育の教材開発と、地域の資源や人材と連携しながら森林の中で木々に触れ、実際に間伐する等のフィールドワークを取り入れた地域ぐるみの森林体験学習を推進します。
- ✓ 職場見学・体験活動などによりキャリア教育※を推進します。
- ✓ コミュニティ・スクールを推進し、ボランティア活動などの地域教育力を活用した開かれた学校づくりを進めます。
- ✓ 介護施設訪問や認知症サポートー養成講座等を通じて、高齢者福祉、障がい者福祉について考え、より身近な問題として捉える教育活動を推進します。
- ✓ 実効性のある防災訓練に参加し防災意識を高めることで、安全・安心な生活を育みます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	ICT情報の活用能力の向上	○	○	○	○	○
2	環境教育の推進	○	○	○	○	○
3	キャリア教育の推進	○	○	○	○	○
4	防災訓練・安全教育の推進	○	○	○	○	○

3 支援教育の充実

- ✓ 障がいのある子どもや、支援の必要な子どもの個性や能力を伸ばすインクルーシブ教育※を進めます。
- ✓ 家庭の状況に応じたきめ細かな相談・指導体制の充実を図るために臨床心理士等の配置を行います。
- ✓ 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOROプラン」の一環として、教育支援センターの活動とその内容の充実を図ります。
- ✓ 個々の児童・生徒に対応するため、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携した教育や支援を進めます。
- ✓ 町教育支援委員会及び園・小・中異校種間の情報交換や交流の充実を図り、指導方法及び児童・生徒間の相互理解を深めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	障がいのある子どもたちや支援の必要な子どもたちの個性や能力を伸ばす教育の推進	○	○	○	○	○

※キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てる通じて、キャリアの発達を促す教育。

※インクルーシブ教育：障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに学ぶ仕組みのこと。

4 学校施設等の整備

- ✓ 長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、学校施設の大規模改修工事などの施設整備を行います。
- ✓ 学習しやすい環境づくりや教育活動の充実及び社会体育活動や災害時の避難所対応のために、体育館のエアコン整備の検討や設置機器の更新を行います。
- ✓ 学校給食の民間委託等を継続し、地産地消に配慮した、安心、安全でおいしい給食を提供します。また、給食費の一部補助や無償化について検討をしていきます。
- ✓ 学校や園の統廃合に伴う清水・三保地区の園児、児童及び生徒のスクールバスの運行については、効率的で安全・安心な運行に努めます。
- ✓ I C T教育を推進するため、電子黒板の整備と I C T支援員配置のさらなる充実を進めるとともに一人1台パソコンや教職員の校務用パソコン等を順次更新します。
- ✓ 遠距離通学児童・生徒に対する通学費の助成を行います。
- ✓ 少子化に伴う教育環境のあり方について見直しを行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	I C Tシステム更新事業の実施			○	○	○
2	校舎の大規模改修工事の実施	○	○	○	○	○

指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
英語検定補助の申請者数	30人	75人
臨床心理士の活用（巡回相談）	30回	40回

第3項 地域教育力

基本方針

地域や県立山北高等学校、鹿島山北高等学校との交流と連携をより一層深めます。また、相乗的に特色や魅力を高め合い、地域に密着し開かれた学校づくりや子育て支援に取り組みます。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町は、県立山北高等学校のコミュニティ・スクールにおける地域との連携に協力しています。また、高校生が行う幼稚園・保育園・こども園等の体験学習などを支援することで、交流と連携を図っています。
- ❖ 山北町の教育特区認定により、旧三保小中学校に株式会社が設置した通信制高校「鹿島山北高等学校」に対し、町では、観光イベントや地域との交流・支援をとおし、次代を担う青少年の教育・育成に努めています。
- ❖ 国の「学校を核とした地域力強化プラン」を継承し、山北町として地域学校協働活動を推進し、地域と学校との交流や連携を深めていく必要があります。
- ❖ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン及び県の示す方針に基づき部活動の地域移行を円滑に推進していきます。
- ❖ 共働き家庭などのため、子どもたちが放課後などに、安全で安心して過ごすことのできる居場所として、川村小学校の余裕教室を利用して開設した放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図るとともに、同様に川村小学校で実施している放課後子ども教室と一体的に人材の確保を進めていく必要があります。

施策と事業

1 交流の促進

- ✓ 県立山北高等学校における探究的な学びと地域振興を推進するための支援を行います。
- ✓ 県立山北高等学校や鹿島山北高等学校と地域、スポーツ・文化活動による交流を促進します。
- ✓ 高齢者や地域の人材を活用した学習を推進します。
- ✓ 地域と学校との交流や連携を深めるため、小・中学校の学校公開を行います。
- ✓ 部活動地域移行推進協議会を開催し、山北町の実態に合った部活動の地域移行の在り方や方向性を検討していきます。
- ✓ 町の各種事業への協力や参加により、子どもたちの地域学習を推進します。
- ✓ 生涯学習支援者バンク登録者など地域の人材を活用した生涯学習活動を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	インターンシップ・ボランティア活動への協力（町・町民）	○	○	○	○	○
2	カヌーマラソン、スポーツの秋祭り、丹沢湖マラソン等への協力依頼	○	○	○	○	○
3	地域の人才発掘や指導育成、支援ボランティア活用の検討	○	○	○	○	○
4	休日の中学校部活動地域移行			○	○	○

2 就学の機会の充実

- ✓ 進路選択のために、生徒のニーズに応じた情報提供、進路相談に努めます。
- ✓ 就学支援制度や奨学金制度の見直しを行い、経済的に支援の必要な児童・生徒の就学機会の増に努めます。
- ✓ 若者の定住促進や就職後の経済的支援のため、一定の条件により山北町育英奨学金の返還を免除します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	就学支援制度や奨学金制度の充実	○	○	○	○	○
2	育英奨学金の返還免除制度	○	○	○	○	○

3 子どもの居場所づくりの推進

- ✓ 放課後の児童の居場所づくりや異年齢交流を図るため、放課後児童クラブと連携を図りながら放課後子ども教室を実施します。
- ✓ 放課後や長期休暇中も安全で安心して子どもが過ごすことのできる放課後児童クラブの充実を図ります。
- ✓ 国の定める放課後子ども総合プランや基準を踏まえた放課後児童クラブの水準を確保するため、専門的な知見を有する運営業務の受託者の選定に努めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	放課後児童クラブの充実	○	○	○	○	○
2	適切な学童保育運営業務の受託者の選定	○	○	○	○	○
3	放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携	○	○	○	○	○

指 標

	実績値（2022年度）	目標値（2028年度）
小学校児童数に対する放課後児童クラブ利用登録率	30.9%	36%
就学児童数に対する放課後子ども教室の登録率	35.9%	40%

第4項 青少年の健全育成

基本方針

学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援します。また、多様な体験活動の機会を提供し、郷土愛を育むとともに青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 青少年健全育成会・青少年指導員協議会などの青少年関連団体の活動を支援するとともに、地域の人材を活用した体験教室や行事の開催など諸施策を進めています。
- ❖ 社会環境の目まぐるしい変化に伴い、青少年が巻き込まれる犯罪も多様化しています。青少年問題協議会では町内の動向だけではなく、町外の青少年犯罪などの情報の共有を関係機関と図っています。
- ❖ 多様化する家庭環境による家庭教育の格差、人口減少や高齢化による地域環境の変化などが青少年の教育に及ぼす影響について問題視される中、地域社会の一員として健全な成長を促していくことが重要な課題になっています。
- ❖ 学校・家庭・地域との連携をこれまで以上に強化し、取り組みをさらに充実しながら、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援するとともに、多様な体験活動を根づかせ、夢と希望を持ち、社会と関わりながら自己実現できるよう、青少年の健全な成長を支援していく必要があります。




施策と事業
1 交流の促進

- ✓ 学校や地域の行事など、青少年と地域との交流を促進します。
- ✓ 地域人材の育成・活用推進事業の充実に努めます。
- ✓ 多様な交流の機会を提供するために、ライブ・イン・山北や野外活動研修などを実施します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 青少年と地域との交流促進	○	○	○	○	○

2 活動の支援

- ✓ 青少年健全育成会・青少年指導員協議会の活動を支援するとともに、青少年問題協議会を開催し青少年の健全な育成を図ります。
- ✓ 青少年スポーツクラブなどの青少年団体の自主的な活動を支援するとともに、活動の場所の確保を図ります。
- ✓ 青少年健全育成大会の内容の充実を図るとともに、青少年指導者の支援・育成に努めます。
- ✓ 乳幼児の育児について学習する機会と親子や親同士のふれあいの時間を提供することで、家庭教育の推進を図るとともに、学校・家庭・地域との連携を図り、青少年が健全に育つ環境整備を進めます。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 青少年スポーツクラブの支援	○	○	○	○	○
2 青少年指導員活動の支援	○	○	○	○	○
3 青少年問題協議会の開催	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2023年度）	目標値(2028年度)
野外活動研修参加者数	24人	35人



対応するSDGs

第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動

第1項 生涯学習

基本方針

山北町教育大綱に基づき生涯学習推進プランを策定し、町民のライフステージに応じた学習機会を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域に根ざした生涯学習の活性化を進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 生涯学習に対する町民のニーズなどに対応するため、生涯学習推進プランに基づき、生涯学習活動事業や各種教室などの生涯学習センター活動を推進するとともに、生涯学習センター登録団体の支援などに努めています。
- ❖ 生涯学習センター図書室では、図書資料の充実をはじめ、インターネットによる図書の貸し出し予約及び図書の検索、さらに県図書館情報ネットワークシステムによる県内図書館との連携や情報交換など、図書室の充実を進めています。また学校などの町内児童関連施設と連携し、様々な活動を積極的に実施し利用促進に努めています。
- ❖ 令和2年11月から導入した電子図書館については、省力化・省スペース化・非来館型のサービスが可能となるなどの利点を生かし、若者世代を中心に利用の促進を図り、読書人口を確保します。そのために電子図書館は、今後も図書を充実させ「デジタル社会に対応した読書環境の整備」として継続していく必要があります。
- ❖ 近年の高齢化社会の進展やライフスタイルが多様化している中、自らの学習成果を地域や社会で生かしたいと考える人を的確に捉え、生涯学習活動を支援・促進することはますます重要になってきています。
- ❖ 町民一人ひとりの能力や資質の向上をとおして、豊かな人生を享受し社会の発展に貢献できるよう、さらに多様な学習の機会と場を確保し、学習成果の評価や発表の場を充実するとともに、生涯学習関連施設の活用とその連携強化を図るなど、生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その成果を生かし、学ぶ楽しさを実感できる環境を整えていく必要があります。
- ❖ 第二次山北町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの成長に合わせた「ブックスタート」「セカンドブック」「サードブック」事業により、子どもの読書への興味・関心を向上させ習慣づけるよう取り組みます。

施策と事業

1 生涯学習の総合的な推進

- ✓ 地域住民の学習需要を的確に捉え、多様な講座・教室を開催できるよう学習機会の充実に努めます。

- ✓ 生涯学習推進協議会の開催などを通じ関係団体との連携を強化し、全町的な視点から推進方策を検討します。
- ✓ 生涯学習支援者バンクの活用による指導者・ボランティアなどの育成・確保を進めます。
- ✓ インターネットやSNS^{*}など、多様な媒体を活用した学習情報の提供の充実を図ります。
- ✓ 自治会や各種団体が行う生涯学習活動事業推進のため、助成を行います。
- ✓ 第二次山北町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を推進します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 生涯学習推進協議会の開催	○	○	○	○	○
2 生涯学習活動事業推進への支援	○	○	○	○	○
3 やまぶき学級等の生涯学習事業の開催	○	○	○	○	○

2 生涯学習センターの充実

- ✓ 読み聞かせ、紙芝居、コーラスなどのボランティア団体の拠点作りや情報交換等の活動支援を行います。
- ✓ 町民文化祭と生涯学習センターフェスティバルを開催し、地域の文化・芸術活動を支援します。
- ✓ サマースクール・スプリングスクールに行う講座・教室に学習支援を加え、学校教育と連携・支援を図ります。
- ✓ 寄席やコンサートなどを定期的に開催し、地域住民に優れた芸術鑑賞の機会を提供します。
- ✓ 図書室資料の充実をはじめ、WEB予約や蔵書検索機能、図書館相互貸借を活用した利便性向上に努めます。
- ✓ 電子図書館を通じて園・学校などと連携し日常的な読書活動の推進に努めます。
- ✓ ホームページやSNSを通して積極的に情報発信をしていきます。
- ✓ ロビーやホワイエにおける展示やコンサートの開催など、スペースの有効活用に努め、さらなる生涯学習活動を推進します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 生涯学習センター機能の充実	○	○	○	○	○

指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
生涯学習センター登録団体数	21団体	25団体
生涯学習センター各種教室の参加者数	2,824人	3,000人

* SNS : Social Networking Service の略。人のつながりをインターネットを通じて構築するサービスのこと。

第2項 生涯スポーツ

基本方針

子どもから高齢者まで、町民誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができる機会を提供し、「レッツ・エンジョイ・スポーツ」がコンセプトである生涯スポーツ推進プランに基づく生涯スポーツの振興を図るとともに健康づくりに貢献します。

現状と課題 必要性

- ❖ 少子高齢化の進行に伴い、疾病の治療や介護に係る社会的負担は高まっています。そのため、健康増進の観点からも、高齢者のみならずすべての住民の健康で生きがいのある暮らしを支えるスポーツの役割は大きくなっています。
- ❖ 近年では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際競技大会が開催されたことにより、健康増進や体力づくりの一環として、スポーツに対する町民意識は高まる傾向ですが、依然として習慣化されていない状況です。
- ❖ 生涯スポーツ推進プランに基づき、丹沢湖マラソン大会をはじめとした各種スポーツ大会を開催するとともに、カヌーやSUP（スタンドアップパドルボード）など町の特色を生かしたスポーツの普及に努めていますが、さらに魅力ある大会となるよう取り組むとともにスポーツ習慣化につながる事業を推進し、生涯スポーツの振興に努める必要があります。
- ❖ 旧山北体育館の代替施設はスポーツを楽しむだけではなく、地域コミュニティの中心となるような施設とすることを基本理念として、建設・利用を推進します。
- ❖ パークゴルフ場など既存施設の維持管理に努め、今後の部活動の地域連携や地域移行による利活用も想定した中で施設のあり方や、町民の利便性を図るために施設予約システムの導入を検討していく必要があります。


施策と事業

1 スポーツ活動の推進

- ✓ 町民誰もがいつでも、どこでも楽しめる健康づくりのためのスポーツ活動や、気軽に見えるニュースポーツの普及を図ります。
- ✓ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体、青少年スポーツクラブの活動を支援します。
- ✓ スポーツイベントへの参加促進とイベントによる町内外の幅広い交流を推進します。
- ✓ スポーツ推進委員や青少年スポーツ指導者の研修の実施や活動の場の確保を図ります。
- ✓ 「やまきたスポーツの秋祭り」を開催し、町民の健康・体力つくりを推進します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 生涯スポーツ推進プランの推進	○	○	○	○	○
2 スポーツ推進委員の活動支援	○	○	○	○	○

2 スポーツの場の整備と活用

- ✓ 豊かな自然や歴史などを生かした活動しやすいスポーツの場を提供します。
- ✓ 小・中学校の体育施設の維持管理や有効利用など、スポーツ施設の充実を図ります。
- ✓ パークゴルフ場の芝や設備などの維持管理に努め、町民の利用促進を図ります。
- ✓ 旧山北体育館の代替施設の建設を行い、建設後は利用促進を図ります。
- ✓ 県西地域における施設の相互利用の促進と情報提供の充実を図ります。
- ✓ カヌーやSUPのまちづくりや丹沢湖の湖面を利用したスポーツを推進します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 パークゴルフ場のコース維持管理	○	○	○	○	○
2 旧山北体育館の代替施設の建設・利用促進	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
パークゴルフ場利用者数	15,231人	18,000人

第3項 文化活動

基本方針

町民の自主的で活発な文化活動を促進していくため、文化団体等の活動の支援や町民の鑑賞の機会を提供するとともに、文化遺産への理解と保護意識の啓発を図りながら、積極的な推進を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 町民の芸術文化活動に対する関心や参加意欲の高揚を図り、町民文化祭などを通じて交流活動を促進するとともに、生涯学習センターを拠点とした展示会や鑑賞会など、芸術文化にふれる機会を充実させていく必要があります。
- ❖ 文化団体やサークル活動など、町民の自主的な文化活動を支援しながら、成果発表の場と鑑賞の機会を確保していく必要があります。
- ❖ ユネスコ無形文化遺産に登録された「山北のお峰入り」をはじめ、地域の歴史・文化を守り、後世に伝えていくためにも、文化財の保存や継承を支援し、関係団体等と連携し文化財の理解と保護意識の啓発に努めています。
- ❖ 地域に残された文化財や史跡を地域振興に生かすため、河村城址歴史公園の整備を進めながら、その活用に努めていく必要があります。また、無形民俗文化財の保存と伝承については、その担い手不足と高齢化が課題となっています。




施策と事業

1 文化活動の推進

- ✓ 社会情勢に応じた講座や講演会などを開催します。
- ✓ 地域の各種文化団体、サークル等の自律的かつ持続的な文化活動を支援します。
- ✓ ホームページやSNS、動画配信サービスなどを活用した町の文化情報発信の充実を図ります。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 文化団体連絡協議会の支援	○	○	○	○	○

2 文化財の保存と活用

- ✓ 県指定史跡河村城跡を、歴史を学び、当時を体験できる「河村城址歴史公園」として整備し、活用を図ります。
- ✓ 「山北のお峰入り」「室生神社の流鏑馬」「世附の百万遍念佛」「川村囃子」「白旗神社祭り囃子」などの無形民俗文化財の保存・継承・活用を支援します。
- ✓ ユネスコ無形文化遺産に登録された「山北のお峰入り」をはじめ文化財を生かしたまちおこしを推進します。
- ✓ 文化財講座では屋内での講座だけではなく、町内の歴史・文化財に関わる場所をめぐるツアーを行うなど内容の充実を図ります。
- ✓ 歴史や文化遺産と観光事業を連携させた取り組みの拡充を図ります。
- ✓ 文化財についてわかりやすい情報を発信するためにホームページや動画配信サービスなどを活用します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 河村城址歴史公園の整備・活用	○	○	○	○	○
2 無形民俗文化財等の保存・継承に係る支援と活用の推進	○	○	○	○	○


指標

	実績値(2022年度)	目標値(2028年度)
歴史・文化に係る動画配信数	17本	22本
文化財講座参加者数	23人	90人



対応するSDGs

第3節 人権

第1項 男女共同参画社会

基本方針

男女が互いの生き方を尊重し、家事や子育てを役割分担するなど、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 行動や慣習のなかには、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）や固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、社会全体で解消していくことが大切です。
- ❖ 性別などに関わりなく健康で安心した生活を送ることができ、男女がともにまちづくりに主体的に参画できる環境を整えることが必要です。また、女性はライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。このため、女性保護に対する社会的な認識を深めるとともに、女性の生涯を通じた健康の保持と増進を図ることも必要です。
- ❖ 働く女性が増えるなか、女性の果たしている役割が適正に評価され、男女が対等なパートナーとなることが必要です。こうした中、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革も注目されており、男女が生き生きと働くよう、女性の活躍を支える環境整備を図るとともに、男性も女性も仕事と家庭が両立できる社会の実現が求められています。
- ❖ ドメスティック・バイオレンスと呼ばれる男女間の暴力や、セクシュアルハラスメントなどの社会問題への対応も課題となっています。

施策と事業

1 男女共同参画社会の推進

- ✓ 町が設置する審議会などへの積極的な女性の登用を図り、多様な分野に女性の視点を反映させ、女性の社会参加を促進します。
- ✓ 学校の教育活動全体をとおして児童・生徒へ男女共同参画の意識づくりを進めます。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 やまといた男女共同参画プランの推進	○	○	○	○	○

指標

	実績値(2023年度)	目標値(2028年度)
審議会などへの女性の登用率	23.8%	30%

第2項 人権

基本方針

国籍の違い、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人々が互いを認め合い尊重する人権のまちづくりを目指すとともに、差別がなく誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現のために、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を効果的かつ継続的に推進します。また、人権擁護委員等の関係機関との連携を図りながら、人権相談に関する取り組みを積極的に推進します。さらに、すべての人々の人権が尊重される明るく住み良いまちづくりの実現のために町民とともに取り組みを推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ すべての人々の基本的人権が尊重され、平等で住みやすい共生社会の実現を目指し人権・同和啓発推進協議会を中心として、人権講演会の開催や啓発チラシ等の配布、さらに学校や幼稚園・保育園・こども園における幼少期からの人権意識を育てる教育や人権擁護活動などを継続して進めています。
- ❖ L G B T^{*}等性的マイノリティの多様な性のあり方等について、正しい理解と認識を深めるための啓発活動と、性的マイノリティの方々が生活の様々な場面で暮らしやすい環境づくりを支援するためのパートナーシップ制度の充実を推進していきます。
- ❖ 人権擁護委員等の関係機関との連携を図りながら、人権相談に関する取り組みを引き続き推進していきます。
- ❖ インターネット上の人権侵害に対して、関係機関との連携を図りながら適切に対応していきます。
- ❖ 町職員や教職員に向けた人権研修会や学校における人権意識を育てる教育を継続して進めています。

^{*}※L G B T：レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった略語で、性的少数者を表す総称の一つ。


施策と事業
1 人権を守るまちづくりの推進

- ✓ 多様化する人権課題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育や町民への啓発活動を継続して実施します。
- ✓ 人権擁護委員と連携して人権相談体制の充実を図ります。
- ✓ 自治会、議会、教育機関等の関係団体で構成される人権・同和啓発推進協議会を中心に、人権推進体制の充実を図ります。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 人権啓発関係学習会等の開催	○	○	○	○	○
2 広報紙、チラシ等による啓発活動の実施	○	○	○	○	○
3 心配ごと相談、法律相談の充実	○	○	○	○	○
4 人権・同和啓発推進協議会活動の充実	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2023年度）	目標値(2028年度)
人権関係学習会等の参加者数	470人	600人



第3章 生活環境分野

●第1節 防災・安全対策

- 第1項 防災対策
- 第2項 消防・救急
- 第3項 地域安全対策

●第2節 環境

- 第1項 自然環境
- 第2項 廃棄物処理
- 第3項 環境衛生

●第3節 住環境

- 第1項 住宅環境
- 第2項 上水道
- 第3項 生活排水
- 第4項 移住・定住

●第4節 コミュニティ

- 第1項 コミュニティ活動



対応するSDGs

第1節 防災・安全対策

基本方針

町民の生命・財産を守るため、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、減災に向けた施策の推進を図り、避難所などの防災設備の充実や自主防災組織の育成・強化及び防災意識の啓発など、自助・共助・公助がそれぞれに連携した地域ぐるみの防災施策の充実を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町は丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などの豊かな自然に恵まれた環境を有していますが、反面、土砂災害警戒区域が多く、また、町内を流れる複数河川では水害の危険性をはらんでおり、大地震や豪雨などによる災害の可能性が高い地域です。
- ❖ 町民が安全で住み良く、暮らしやすい生活環境を確保するため、防災に配慮した土地利用や建物の安全確保などの防災・減災対策を図り、災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- ❖ 災害の未然防止に向けて、水防法や土砂災害防止法に基づく洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定について、ハザードマップ等により町民への周知を図っています。また、町民の安全な暮らしを確保していくために、森林の適切な保全と河川などの整備を進め、継続して治山・治水事業を促進していく必要があります。
- ❖ 災害によって甚大な被害が発生し、町単独での対応が困難な場合に備え、県内外の市町村、関係機関などと応援協定を締結していますが、様々な協力体制を構築していくために、民間企業なども含めた応援協定の拡充を図る必要があります。
- ❖ 町民の防災意識の向上に向けて防災ハンドブックの更新、防災教育・研修会などを進めています。また、地域の自主防災組織のリーダーとなる人材の育成を通じて、地域の防災力向上を進める必要があります。
- ❖ 総合防災訓練、自主防災組織の育成・強化などに努めていますが、さらにこうした取り組みを進め、自治会等と連携しながら地域の特性を踏まえた防災訓練を実施して、町民の防災意識の高揚を図る必要があります。
- ❖ 災害により住宅等に被害を受けた住民の生活再建を速やかに支援するため、住宅等の被害認定作業や罹災証明書の発行などの手続きのデジタル化を推進する必要があります。
- ❖ 富士山火山災害、国民保護（テロや弾道ミサイルなどによる武力攻撃、化学物質や細菌による攻撃等への対策）、未知の新型感染症への対策など、町に重大な影響を及ぼす恐れがある災害に対して、適切な準備と危機管理対策を継続する必要があります。

❖ 町民の安全安心を確保するため、公共施設等の機能充実や適正な配置を図るとともに個別施設計画に基づき、計画的な修繕や維持管理を実施する必要があります。

施策と事業

1 防災施策の推進

- ✓ 山間地を多く有する地理的特徴や災害状況を踏まえ、山北町国土強靭化地域計画及び地域防災計画に沿った取り組みを進めます。
- ✓ 業務継続計画（B C P）に基づく非常時の行政機能の維持を図ります。
- ✓ 防災行政無線やあんしんメールなどの防災通信手段の維持増進を進めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	国土強靭化地域計画及び地域防災計画の推進	○	○	○	○	○
2	国土強靭化地域計画及び地域防災計画の改定				○	○
3	業務継続計画（B C P）の改訂及び推進	○	○	○	○	○
4	防災通信手段の維持増進	○	○	○	○	○

2 減災対策の推進

- ✓ 急傾斜地崩壊対策事業により対策工事を促進します。
- ✓ 地震で被災した建築物の安全性の調査を行う震災建築物応急危険度判定士の緊急連絡体制の整備を進めます。
- ✓ 地震に強い安全なまちづくりを目指し、木造個人住宅の耐震診断と耐震改修に対し、助成します。
- ✓ 地震によるブロック塀の倒壊や落下による被害を防ぐため、所有者が行う安全点検に要する費用の一部を助成します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	用沢地区、台地区急傾斜地崩壊防止工事の促進	○	○	○	○	○
2	応急危険度判定士の緊急連絡体制の整備	○	○	○	○	○
3	耐震診断・耐震改修の推進	○	○	○	○	○
4	雨水幹線の維持管理	○	○	○	○	○
5	ブロック塀の安全対策の推進	○	○	○	○	○

3 防災意識の啓発

- ✓ 平常時における防災意識の普及・啓発に努めます。
- ✓ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を町民に広く周知します。
- ✓ 水防法に基づく洪水浸水想定区域を町民に広く周知します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	防災教育・防災研修等の実施	○	○	○	○	○
2	土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域の周知	○	○	○	○	○
3	防災ハンドブックの作成	○				

4 自主防災組織等の育成、強化

- ✓ 自主防災リーダーの養成を図るため、防災に関する研修会や防災訓練などを実施します。
- ✓ 災害時の対応に関する防災講習会、防災資機材の整備や要援護者に対する支援など、自主防災組織の育成・強化を図ります。
- ✓ 福祉施設、学校、消防団などと一体となった防災訓練を実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	自主防災リーダー等研修会の実施	○	○	○	○	○
2	自主防災組織活動の支援や育成・強化	○	○	○	○	○
3	防災教育・防災訓練の実施	○	○	○	○	○
4	防災資機材等の整備支援	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
自主防災リーダー等研修会参加者数	18人	25人
防災出前講座	3回	4回
総合防災訓練への参加者数 (各自主防災会の訓練参加者数を含む)	2,392人 (2023年度)	2,500人

第2項 消防・救急

基本方針

町民の火災への予防意識及び救急意識の向上を図るとともに、的確かつ迅速に対応できる消防力の強化を進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町の消防活動は、県西地域2市5町※を管轄する小田原市消防本部と13分団から構成される消防団の非常備消防が担っていますが、地形的な特性や広い町域などにより消防活動が困難な地域もみられます。
- ❖ 全国的に地域消防の要となる消防団の団員の減少が続いているため、団員の加入促進が課題となっています。そのため、消防団あり方検討会議において、機能別団員を導入するなど消防力の確保を進めています。さらに、自治会や企業・事業所などの協力を得ながら、団員の確保に努める必要があります。
- ❖ 救急体制は、消防と同様に広域における体制が確立されていますが、出動件数は増加してきていることから高規格救急車の配備や救急救命士の育成、ドクターヘリの活用などによる高度救急体制の強化を図っています。今後もこうした体制の強化、応急手当の知識の普及に努めていくことが重要になります。



※2市5町：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町。


施策と事業

1 消防力の強化

- ✓ 小田原市消防本部と消防団の連携を強化します。
- ✓ 消火栓や防火水槽などの消防水利を増設し強化します。
- ✓ 少子高齢化や消防団員の被雇用者の増加など社会情勢の変化に合わせた消防分団のあり方を検討します。
- ✓ 消防団の装備の更新や消防機器を整備します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	小田原市消防本部と消防団の連携を強化	○	○	○	○	○
2	消防水利の維持・整備	○	○	○	○	○
3	消防団のあり方検討	○	○	○	○	○
4	消防車両等の更新	○	○	○	○	○

2 火災の未然防止

- ✓ 自主防災組織が実施する消火訓練等を積極的に支援します。
- ✓ 火災予防チラシの配布や住宅用火災警報器の設置促進等による火災予防意識の普及・啓発に努めます。
- ✓ 小田原市消防本部の助言を受け消火訓練を実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	自主防災活動の支援	○	○	○	○	○
2	火災予防意識の啓発	○	○	○	○	○
3	総合演習の実施	○	○	○	○	○


指標

	実績値(2023年度)	目標値(2028年度)
消防団員の確保	185人	229人

第3項 地域安全対策

基本方針

町民と行政が一体となった交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、歩道やカーブミラーなどの交通安全施設の整備や違法駐車対策など、安全な道路環境づくりを進め、交通安全対策の充実を図ります。

また、地域ぐるみによる防犯活動や防犯意識の向上を図り、犯罪のない安全なまちを目指すとともに、誰もが安心した消費生活を送れるよう、すべての年代に対する消費者トラブルの未然防止を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 町民の交通安全意識の向上に向けて、山北町交通安全対策協議会をはじめ松田警察署、足柄交通安全協会、山北町交通指導隊などの関係機関と連携を図りながら、交通安全運動や園児や児童、高齢者などを対象とした交通安全教室などによる啓発活動を進めていますが、今後もさらに継続して進めていく必要があります。
- ❖ 危険箇所におけるカーブミラーやガードレール、見やすい道路標識の設置など、交通安全施設の整備を進めており、さらに危険箇所の改善による交通事故の未然防止に努めていく必要があります。
- ❖ 地域ぐるみで子どもたちを犯罪から守る「こども110番の家」の登録や防犯指導隊による夜間の防犯パトロールなどの他、児童の通学時における連合自治会などによるパトロールや交差点での安全確保など、地域ぐるみの防犯活動が展開されています。
- ❖ 近年の犯罪の低年齢化や悪質な振り込め詐欺などの犯罪も増加の傾向にある中、町民の一人ひとりが防犯意識を高め、誰もが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを進めていく必要があります。
- ❖ 成人年齢の引き下げや、デジタル化の進展により商品の購入手段が多様化したこと、消費者トラブルも複雑化しています。
- ❖ 南足柄市消費生活センターとの連携をさらに深め、あらゆる年代に対する啓発活動を推進する必要があります。


施策と事業
1 交通安全意識の向上

- ✓ 交通安全対策協議会や警察、交通安全協会などと連携した交通安全運動を進めます。
- ✓ 様々な機会を活用した交通安全教育を実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	交通安全関係団体との連携強化	○	○	○	○	○
2	交通安全教育・啓発活動の充実	○	○	○	○	○

2 交通安全施設の整備

- ✓ 見やすくわかりやすい道路標識を整備します。
- ✓ 歩行者と車両の交通の安全確保を図るため、ガードレールなどの交通安全施設の整備を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	カーブミラーやガードレールなどの設置	○	○	○	○	○
2	交通看板の設置・整備	○	○	○	○	○

3 安全な道路環境づくり

- ✓ 路上駐車などのマナー違反の削減に努めるとともに、マナー向上に向けた啓発に努めます。
- ✓ 歩行者の安全を確保するため、通学路や歩道などの道路環境の整備を実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	通学路などの道路環境整備	○	○	○	○	○

4 地域防犯活動の充実

- ✓ 警察署や防犯関係団体と協力して安全で安心な住み良いまちづくり条例に基づく犯罪の防止や防犯意識向上を目指した啓発活動の充実を図ります。
- ✓ 犯罪を未然に防止する地域防犯体制を育成します。
- ✓ 防災行政無線やあんしんメールを活用して犯罪情報等を隨時配信します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	防犯指導隊活動の推進	○	○	○	○	○
2	防犯意識の普及・啓発	○	○	○	○	○
3	あんしんメールの運用及び普及	○	○	○	○	○

5 防犯灯等の整備

- ✓ 夜間の犯罪を未然に防止するため、防犯灯の計画的な設置を支援します。
- ✓ 防犯カメラを設置し犯罪を未然に防止します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	防犯灯設置助成	○	○	○	○	○
2	防犯カメラの設置	○	○	○	○	○

6 消費生活の向上

- ✓ 消費生活に関する情報収集に努め、町広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、消費者トラブルの事例や対処方法などを発信します。
- ✓ 県及び近隣市町と連携した広域的な相談体制を維持・推進します。
- ✓ 消費生活に関する講座や講演会を開催し、教育体制を確保します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 近隣市町による消費者相談行政の推進 (1市5町)	○	○	○	○	○
2 消費生活出前講座などの実施	○	○	○	○	○

指標

	実績値(2022年度)	目標値(2028年度)
交通安全運動・啓発活動	14回	15回
こども110番の家への登録者数	541件	600件
あんしんメールへの登録者数	2,887件	3,300件
定期防犯パトロールの実施回数	59回	60回
防犯カメラの設置箇所	17箇所	34箇所



対応するSDGs

第2節 環境

基本方針

森林と清流のまちとしての特性を生かし、身近な生活環境を通じて環境学習を進めるとともに、独自の地球温暖化防止対策などに取り組み、地球的視野に立った、環境負荷の少ない持続可能な社会を町民・事業者・行政が一体となって目指します。

また、森林のもつ多様な機能への理解を深め、水源の森林づくりをとおして豊かな自然環境を保全するとともに、河川、湖などの水質の保全や生態系に配慮した河川等の整備、親水空間の創出を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化する中、世界各国での異常気象による風水害等の被害が拡大しており、脱炭素化社会の実現や環境保全対策への一層の取り組みが町民・事業者・行政それぞれに求められています。
- ❖ 森林と清流のまちとして、山北町環境基本条例に基づく環境基本計画に加え、”ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”を実践し、各種の取り組みを行うとともに、山北町全体における温室効果ガスの排出削減対策や気候変動適応法に基づく計画を策定し、町民・事業者・行政が一体となって取り組みを進めていく必要があります。
- ❖ 環境にやさしい生活スタイルの普及や環境保全対策への取り組み、再生可能エネルギーの活用などをさらに進め、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指すとともに、災害時における再生可能エネルギーの活用も含めて検討していく必要があります。
- ❖ 町域面積の約9割を占める森林は、水源林として水を蓄え、豊かでおいしい水を安定して供給する機能や貴重な野生動物の生息の場、首都圏の観光リエーションの場などの多彩な機能を有しています。
- ❖ 水源林としての森林整備や合併処理浄化槽の整備などの水源環境保全対策をはじめとして、広く県民の参画による水源の森林づくりに取り組んでいます。さらに町民はもとより、町に関わる人々に森林の持つ機能への認識を深め、森林と清流の環境を守り育む取り組みを充実していくことが重要になっています。
- ❖ 間伐等の森林整備は下層植生の発達に繋がり、森林の持つ多面的機能の増進に繋がります。町内の森林は「急傾斜」や「スコリア※層」等の土砂が崩れやすい要因もあるため、継続して間伐等の森林整備を強化することにより、災害によるリスクを軽減し森林の持つ土砂流出防備機能を高めていきます。

※スコリア：噴火により火口から噴出された溶岩流を除く噴出物を火山碎屑物と言い、粒径により、火山岩塊、火山礫、火山灰に分類される。その中で、多孔質で淡色のものを軽石、暗色のものをスコリアという。

❖ 町内には酒匂川をはじめ9本の二級河川と丹沢湖があり、護岸の整備や河床の低下対策、丹沢湖の堆積土砂浚渫などを推進しています。今後もこうした対策をさらに進めるとともに、身近な水辺環境の整備や水質の保全に関わる諸施策などを実施していく必要があります。

施策と事業

1 環境にやさしいまちづくりの推進

- ✓ 環境基本計画に沿った環境にやさしいまちづくりを進めます。
- ✓ 環境基本計画の改定を行います。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 環境基本計画の改定・推進	○	○	○	○	○

2 地球温暖化防止対策の推進

- ✓ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”に基づく取り組みを行います。
- ✓ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を行い、町全体の温室効果ガス排出量削減について、町民・事業者・行政が一体となって取り組みを進めていきます。
- ✓ 公共施設における省エネルギーに取り組みます。
- ✓ 町民及び事業者が省エネルギーに努めるよう啓発活動を行います。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 地球温暖化防止実行計画“ストップ・温暖化やまきたアクションプラン”の実践	○	○	○	○	○
2 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・推進	○	○	○	○	○

3 再生可能エネルギー導入の推進

- ✓ 公共施設への太陽光発電システム等の設置を進めます。
- ✓ 用水等を活用した小水力発電施設の導入支援を進めます。
- ✓ 再生可能エネルギー・省エネルギー導入に対する補助金等の支援について検討します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 公共施設への太陽光発電システム等の設置	○	○	○	○	○
2 用水等を活用した小水力発電施設の導入支援	○	○	○	○	○
3 再生可能エネルギー・省エネルギー導入に対する補助金等の検討	○	○	○	○	○

4 環境教育の推進

- ✓ 町内の小学生がごみの分別やりサイクル等ごみの行方について学習する機会をつくります。
- ✓ 幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校で園児・児童・生徒及び保護者に対して緑化推進(グリーンカーテン)などの環境学習を行います。
- ✓ 身近な水による小水力発電のプロセスを実地で観察体験しエネルギーの大切さなどを学習する場をつくります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	町内小学生のごみ収集車及び足柄西部環境センター等見学会の実施	○	○	○	○	○

5 水源の森林づくりの推進

- ✓ 豊かでおいしい水をつくり出す水源林としての森林整備を行います。
- ✓ 多様な自然環境の保全に配慮した森林づくりを実施します。
- ✓ 県民参加による水源の森林づくりを進めます。
- ✓ 災害に強い森林づくりを目指し、土壤保全機能の高い広葉樹林の整備を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	私有林整備への支援や公的管理による森林の機能回復	○	○	○		
2	森林の多面的機能のPR	○	○	○	○	○
3	県民参加による緑化活動の支援	○	○	○	○	○
4	下層植生の増進を図れる森林整備の促進	○	○	○	○	○

6 河川整備の推進

- ✓ 県と調整を図り、河川整備計画の策定及び護岸や河床などの整備を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	酒匂川水系における総合的な土砂管理の促進	○	○	○	○	○

7 小川、河川、湖の環境整備

- ✓ 丹沢湖に堆積した土砂の取り除きを推進します。
- ✓ 河川区域の有効利用について、調査・研究します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	丹沢湖土砂浚渫事業	○	○	○	○	○
2	河川区域の有効利用に関する調査・研究	○	○	○	○	○

指標

	実績値(2022年度)	目標値(2028年度)
公共施設への太陽光発電システム等の導入調査・設置	0箇所	5箇所
町内で実施する森林ボランティアの参加人数	44人	280人

第2項 廃棄物処理

基本方針

山北町から排出されるすべての一般廃棄物について、ごみの分別収集や減量化、再資源化など適正処理を行うとともに、1市5町によるごみ処理の広域化を図りながら、資源循環型社会づくりを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めます。
- ❖ 資源循環型社会の実現に向けて、ごみの発生を抑えるとともに、町民や事業所等、行政が一体となって再利用、再資源化に取り組んでいく必要があります。
- ❖ 広報紙やホームページなどによる啓発活動を進めながら、可燃ごみをはじめ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル品の他、容器包装リサイクル法に基づくペットボトルやトレーの回収を実施するとともに、家庭用コンポストなどの設置へ助成を行い、ごみの減量化と再資源化に取り組んでおり、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- ❖ 足柄上地区における資源循環型処理施設整備の実現を図るため、1市5町の連携による足柄上地区ごみ処理広域化協議会において、ごみ処理の広域化についての検討を進めています。
- ❖ プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックの包括的な資源循環体制を強化する必要があります。


施策と事業
1 分別収集の推進

- ✓ 山北町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき分別収集を行います。
- ✓ 町民や民間事業所へのリサイクルの普及啓発・活動支援を図ります。
- ✓ ごみの減量化と生ごみの堆肥化等を進めるため、家庭用コンポストや生ごみ処理機設置への助成を行います。
- ✓ 各種団体による資源回収活動への助成を行います。
- ✓ 町民・事業者・行政の協働により、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進めます。
- ✓ 使用済みプラスチック製品等の分別収集を検討します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	容器包装リサイクル法によるペットボトル・プラスチック等の資源ごみの回収	○	○	○	○	○
2	家庭用コンポストや生ごみ処理機への助成金の支給	○	○	○	○	○
3	アルミ缶等の資源回収団体への助成	○	○	○	○	○
4	小型家電の分別収集の実施	○	○	○	○	○

2 ごみ処理広域化の推進

- ✓ ごみ処理の広域化計画に基づき近隣市町と連携して資源循環型処理施設の整備を検討します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	足柄上地区における資源循環型処理施設の整備検討（1市5町）	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2021年度）	目標値(2028年度)
リサイクル率の向上	18.2%	30.0%
廃棄物の排出数量	3,426 t	3,000 t

第3項 環境衛生

基本方針

町民の住み良いまちづくりのため、不法投棄の防止や有害虫への対策、ペットの飼主の責任感及びマナー向上対策などの環境衛生活動を進めます。

また、公害の未然防止に努めるとともに、環境学習や環境問題に対する啓発活動を推進し、快適な環境づくりを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町は森林と清流のまちとして豊かな自然環境を有していますが、バーベキュー等のごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄が多く深刻な問題となっています。
- ❖ 循環型社会の実現のためにごみの減量化や再資源化が求められる一方で、廃棄家電製品等の不法投棄の増加が目立っています。
- ❖ 来町者によるごみの不法投棄が増えているためマナーの向上促進、広報紙やホームページ、クリーンキャンペーンや不法投棄撲滅キャンペーンなどによる啓発活動を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら不法投棄などに対するパトロールを強化しています。不法投棄抑制対策をさらに充実していく必要があります。
- ❖ ペットの飼主が最後まで面倒を見る責任感やマナー向上に向け、広報紙、ホームページなどによる啓発活動を実施していますが、さらに継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。
- ❖ 大型野生動物には、マダニ等の有害虫が寄生しており、大型野生動物が出没するエリアには、これらの有害虫も発生することになるため、生息区域の拡大防止対策を講じる必要があります。
- ❖ 快適な環境づくりに向けて、各種団体により公園や緑地等に草花を植栽する花いっぱい運動や、環境美化活動が展開されていますが、さらに町全域にこうした運動を広げていくことが重要です。
- ❖ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、町内の事業所に対して指導や監視、観測などを実施し、公害の未然防止に努めており、継続してこうした取り組みを進めていく必要があります。
- ❖ 環境問題に理解を深めるため、イベント会場でごみの分別を行い、環境・衛生ブースを設け環境啓発に努めています。町民・事業者・行政が一体となって快適な環境づくりを進める必要があります。

施策と事業

1 不法投棄の防止

- ✓ 神奈川県との不法投棄防止合同パトロールを実施します。
- ✓ 森林と清流を保全する不法投棄防止の啓発活動を実施するなど、不法投棄を抑制する環

境づくりを進めます。

- ✓ 豊かな自然環境を守るため、関係機関と連携したクリーンキャンペーンや啓発活動を実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	看板の設置及びパトロールの実施	○	○	○	○	○
2	丹沢大山・酒匂川・町内統一クリーンキャンペーンの実施	○	○	○	○	○

2 有害虫の駆除

- ✓ ヤマビル等の有害虫の調査・駆除対策を行います。
- ✓ マダニ対策は、県等の関係機関から情報収集し、生態や対策について調査研究を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	ヤマビル駆除剤の配布	○	○	○	○	○
2	マダニの生態について情報収集・対策検討	○	○	○	○	○

3 ペットの飼主マナー向上対策の充実

- ✓ 動物愛護思想の普及を図ります。
- ✓ 飼主のマナー向上にむけた啓発活動に努めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	マナー看板の配布や広報紙による啓発	○	○	○	○	○

4 環境問題に対する指導、啓発

- ✓ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所の監視活動及び指導等を実施します。
- ✓ 野焼きの禁止など生活環境問題について、広報紙への掲載等による啓発活動に努めます。
- ✓ 各種団体による花いっぱい運動など環境美化運動を支援します。
- ✓ 町内で清掃活動（環境美化）を行う団体に対してごみ袋配布などの支援を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	町、県合同による事業所への立入検査の実施（町・県）	○	○	○	○	○
2	地域の身近な公園・緑地等に草花を植栽する各種団体への苗木等の支給	○	○	○	○	○

指 標

	実績値（2022年度）	目標値（2028年度）
不法投棄防止パトロールの実施回数	3回／月	6回／月



対応するSDGs

第3節 住環境

基本方針

豊かな自然環境と調和した良好な住宅地の開発・誘導や町営住宅の整備等を図りながら、定住につながる良好な住宅環境づくりを進めます。
また、森林と清流の豊かな自然環境を生かし、町民誰もが憩える場となる身近な公園から地域の特性を生かした緑地などの整備を進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 町営住宅は、住宅マスタープランや町営住宅等長寿命化計画などに基づく良質な住宅の供給、建て替えや用途廃止なども視野に入れた再編を進める必要があります。
- ❖ 土地利用計画に基づき、既存市街地に点在する空地などの未利用地の利用や、特定地域の利用検討ゾーン・利用検討ゾーン予定地の土地利用転換を図りながら、良好な住宅地の確保に努めていく必要があります。
- ❖ 山北町空家等対策計画に基づき、空家等の適切な管理を促進するとともに、発生そのものを抑制する施策を進める必要があります。
- ❖ 市街地における都市公園の整備など、町民にとっての身近な憩いの場づくりを進めてきています。
- ❖ 今後も、都市計画マスタープランや緑の基本計画に基づき、町民の身近な街区公園をはじめとした住区基幹公園の整備の推進及び山北つぶらの公園の整備の促進を図る必要があります。

施策と事業

1 住宅地の整備

- ✓ 住宅マスタープランに基づく住宅整備や道路整備などの都市基盤整備を進めます。
- ✓ 東山北1000まちづくり基本計画に基づき、民間活力を活用した住宅開発や基盤整備を適切に誘導・促進します。
- ✓ 未利用地の宅地化を進めます。
- ✓ 住宅地域を中心とした道路整備や、オープンスペースの確保によるゆとりある居住環境の形成を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	住宅マスタープランの進行管理	○	○	○	○	○
2	未利用地の宅地化推進	○	○	○	○	○
3	民間活力を活用した水上・尾先地区等の住宅開発の促進	○	○	○	○	○

2 町営住宅の整備

- ✓ 住宅マスタープラン及び町営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な事業を実施します。
- ✓ 町営住宅の再編整備にあたっては、PFI^{*}等の民間活力の活用を含めて検討します。
- ✓ 老朽化した町営住宅の建て替えや用途廃止等を進めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	町営住宅の再編整備の推進	○	○	○	○	○
2	民間活力を活用した町営住宅整備の検討	○	○	○	○	○

3 特定空家等対策の推進

- ✓ 特定空家及び管理不全空家対策のため、山北町空家等対策計画に沿って推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	特定空家等対策の推進	○	○	○	○	○

4 住区基幹公園の整備

- ✓ 緑の基本計画などに基づき計画的に住区基幹公園を整備します。
- ✓ 積極的な緑地の保全による憩いの空間づくりに努めます。
- ✓ 既存公園の適切な維持管理及び改修に努めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	緑の基本計画の改訂			○	○	
2	住区基幹公園整備の推進	○	○	○	○	○
3	住区基幹公園の維持管理	○	○	○	○	○

指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
民間活力を活用した町営住宅整備	97戸	117戸

* PFI : Private-Finance-Initiative の略。民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

第2項 上水道

基本方針

町民が安心して利用できるおいしい水を安定して供給できるように、水道施設の維持管理を図りながら、将来を見据えた事業経営を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 上水道は、水道事業計画に基づき計画的な事業運営を図りながら安定した水を供給しています。
- ❖ 更新時期となる施設を計画的に更新し、安全でおいしい水の安定供給に努めます。
- ❖ 山北町水質検査計画に基づき、水質検査を実施します。また、上水道に関する情報をホームページや広報紙で発信していきます。
- ❖ 施設の更新を計画的に整備するため、適正な料金改定や事業運営を検討する必要があります。

施策と事業

1 水質の確保

- ✓ 適切な浄水処理と給配水過程における水質保全を図り、安心して飲める水の供給及び確保をします。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	水源整備による水質の確保	○	○	○	○	○
2	適切な維持管理による水質の保全	○	○	○	○	○

2 水量の確保

- ✓ 水源の確保と配水池の整備・拡充を実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	水源及び配水池の整備・拡充	○	○	○	○	○

3 水道施設の整備

- ✓ 計画的に老朽化した水道施設の整備を実施します。
- ✓ 新東名高速道路建設に伴い、皆瀬川水源取水施設の整備を実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	老朽施設の整備更新	○	○	○	○	○
2	皆瀬川水源取水施設の整備	○	○			
3	丸山配水池、皆瀬川浄水場の再整備	○	○	○	○	○

4 管理体制の強化

- ✓ 淨水場や配水池における水質管理や水量等の監視システムの拡充・更新を行います。
- ✓ 水道施設維持管理の民間委託や広域化連携を検討していきます。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 水道施設維持管理の民間委託推進	○	○	○	○	○

5 町民サービスの向上

- ✓ 安全で安心な飲料水であることを周知するため、水質検査等の情報を提供します。
- ✓ 営業基盤の強化のため、経営の効率化を図ります。
- ✓ 経営の健全化を図るため、料金改定等の検討を行います。
- ✓ 町営水道以外の水道施設の整備を支援します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 水質検査結果や水道事業啓発等を広報紙で周知	○	○	○	○	○
2 地区水道等への支援	○	○	○	○	○

指 標

	実績値(2022年度)	目標値(2028年度)
配水量と料金として収入のあった水量との比率 (有収率)	61%	70%

第3項 生活排水

基本方針

公共下水道や合併処理浄化槽の整備など、地域の特性に合った効率的な事業を進めながら、衛生的で快適な環境づくりを目指します。

現状と課題 必要性

- ❖ 生活排水処理基本計画に基づき、市街地及びその周辺地域では酒匂川流域公共下水道と連結した公共下水道の整備を進めるとともに、その他の地域では、合併処理浄化槽への転換を支援し、町全域で町民の衛生的で快適な住環境を確保していくことを推進します。
- ❖ 公共用水域の水質を維持していくためには、各家庭や事業所等からの排水を公共下水道へ接続することや、合併処理浄化槽への転換を推進するための啓発強化が必要です。

施策と事業

1 公共下水道の整備

- ✓ 計画的に汚水・雨水の排水対策を実施します。
- ✓ 供用区域内の接続率の向上を図ります。
- ✓ 老朽管の更新整備を計画的に実施します。
- ✓ 経営の健全化を図るため、料金改定等の検討を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	広報紙や個別訪問等による下水道接続の促進	○	○	○	○	○
2	下水道施設の長寿命化整備	○	○	○	○	○
3	経営健全化のための適正な下水道使用料の見直し	○	○	○	○	○

2 合併処理浄化槽の整備

- ✓ 水源環境保全のため、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	水洗化を促進するための補助	○	○	○	○	○
2	合併処理浄化槽の整備促進・普及啓発	○	○	○	○	○
3	安定運営のための料金等の見直し検討	○	○	○	○	○

3 し尿処理の適正化

✓くみ取りから水洗トイレへの改修を促進します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 水洗化への改修促進	○	○	○	○	○
2 足柄上衛生組合への運営負担	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
公共下水道水洗化率	89.6%	90%

第4項 移住・定住

基本方針

山北町の特性を生かした魅力ある定住環境を充実させるため定住施策を総合的に推進するとともに、移住・定住につながる関係人口の創出を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 若者から高齢者まで誰もが住みやすい環境を創出するため、住環境や子育て環境の整備、働く環境の創出とともに、交通利便性や生活利便性の向上等を図ります。
- ❖ まちの魅力の町内外への情報発信を強化する必要があります。
- ❖ 移住・定住につながる関係人口を創出するための施策を展開する必要があります。
- ❖ 民間企業、各種団体等と連携した施策の展開を進めていく必要があります。
- ❖ 来訪者や移住者等の声を絶えず収集し、都心から近く、山に囲まれた自然豊かな環境など、山北町の強みを生かした施策の強化、質の向上を図ります。

施策と事業

1 定住対策の総合的な推進

- ✓ 山北町第3次定住総合対策事業大綱の効果検証を行い、改定を行います。
- ✓ 町の各種定住施策を横断的に進行管理し、総合的かつ効果的な定住対策を進めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	山北町定住総合対策事業大綱の改定	○				
2	山北町定住総合対策事業大綱の進行管理	○	○	○	○	○

2 やまとた定住相談センター事業の推進

- ✓ 各種定住相談のワンストップサービスを進めるとともに、町内外に定住施策の情報発信を行います。
- ✓ 町民や関係団体、企業等との連携による定住施策を推進します。
- ✓ 住まいづくり応援制度の拡充などにより、定住支援を進めます。
- ✓ 地域や関係団体等と連携し、関係人口から定住人口につなげる取り組みを図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	やまとた定住相談センターの運営	○	○	○	○	○
2	定住施策に係る情報発信事業の実施	○	○	○	○	○
3	住まいづくり応援事業による支援	○	○	○	○	○
4	定住対策に係る企業との意見交換会の開催	○	○	○	○	○

3 空き家バンク事業の推進

- ✓ やまとた定住協力隊と連携し、空き家・空き地の掘り起こしや定住促進イベント等の実施により、移住希望者の定住を促進します。
- ✓ 民間団体と連携を図り、空き家バンク事業の拡充を図ります。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 空き家バンクの運営	○	○	○	○	○
2 空き家見学ツアーの開催	○	○	○	○	○
3 やまとた定住協力隊活動の実施	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
空き家バンク利用による成立件数	222件	300件
新築祝い金等の交付件数	174件	240件



対応するSDGs

第4節 コミュニティ

（地域社会）

第1項 コミュニティ活動

基本方針

自治会などのコミュニティ（地域社会）活動を通じて、協働のまちづくりへの町民参画を促進します。また、町民自らが主体的に地域課題の解決に取り組む、多様なコミュニティ活動が活発なまちづくりを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町では自治会が中心となって地域の行事、まちの美化活動、防災・防犯活動などが進められていますが、少子高齢化の進展に伴い、地域での助け合いがなければ解決できない問題がますます増えています。こうした中、今後も自治会による積極的な取り組みが必要となっています。
- ❖ 自治会に関しては、個人の価値観やニーズの多様化、人口の減少、構成員の高齢化などから加入世帯が年々減少傾向にあり、特に加入世帯数の少ない自治会にあっては、今後活動が困難になっていくことが懸念されています。また、定年年齢の引き上げも担い手不足・担い手の高齢化をもたらし、自治会の組織や活動に大きな影響を与えています。
- ❖ 町民と行政との信頼を高め、まちづくりの協働体制を築いていくために、町民提案による協働事業などについて検討していく必要があります。

施策と事業

1 コミュニティ活動の推進

- ✓ 自治会の活動及び運営に対する助成や適正規模の組織とするための組織の再編成を支援します。
- ✓ 自治会や連合自治会と連携して、自治会の加入率向上のため様々な取り組みを行います。
- ✓ まちづくり活動を行う地域づくり組織やNPOなどの活動を支援します。
- ✓ 自治会活動やコミュニティ活動への参加を呼びかけます。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 自治会活動の支援	○	○	○	○	○
2 地域づくり組織やNPO団体等への支援	○	○	○	○	○

2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進

- ✓ 町民や企業・事業所などと行政との協働のまちづくりを推進します。
- ✓ 各種委員会や審議会等における積極的な町民参加を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	自治基本条例に基づくまちづくりの推進 (町・町民)	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2023年度）	目標値(2028年度)
自治会への加入率	80%	82%



第4章 産業振興分野

●第1節 農林水産業

- 第1項 農業
- 第2項 林業
- 第3項 水産業

●第2節 商工業

- 第1項 商業
- 第2項 鉱工業

●第3節 観光業

- 第1項 観光

●第4節 労働

- 第1項 労働環境



対応するSDGs

第1節 農林水産業

第1項 農業

基本方針

地域に根ざした生産組織や担い手の育成、生産基盤の充実を図るとともに、新たな他産業との連携や都市住民との交流、観光農業、付加価値の高い特色ある農業の振興を目指します。

畜産農家の経営基盤の強化や負担軽減を図るとともに、付加価値の高い製品開発や販売の拡充などを支援し、安全で安心できる畜産業の振興を目指します。

現状と課題 必要性

- ❖ 農業は重要な基幹産業であり、主に中山間地域において銘茶「足柄茶」をはじめ、みかんやうめ、キウイフルーツなどの果樹の生産を中心に進められています。
- ❖ 中山間地域であるため大規模な機械化などが難しく、農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、遊休農地の拡大などが課題になっています。
- ❖ 野生鳥獣による被害は、農作物への直接的な被害だけではなく法面崩壊など農地への被害にも及び、農家の栽培意欲の低下が深刻な問題となっています。防護柵設置の推進や有害鳥獣の捕獲など、引き続き有効な対策を講じていく必要があります。
- ❖ 足柄上地区で設置したあしがらジビ工工房の利用を推進し、山北町鳥獣被害対策実施隊の捕獲意欲向上及び負担軽減を図ります。
- ❖ 安定した農業経営に向けて、担い手の育成や高付加価値化に努めるとともに、老朽化が進む農道や農業用用水路などの基盤施設の長寿命化や災害対策の重要性が高まっており、日常的な維持管理をしっかりと実施していく必要があります。
- ❖ 地域特性にあった新たな作物の導入を推進し、地域に根ざした農業の振興を図っていく必要があります。
- ❖ 環境保全型農業や地産地消に取り組むとともに、町民と都市住民との交流の場として、オーナー制みかん園の取り組みや（仮称）山北スマートインターチェンジの開通に伴い、新たな市民農園の整備を検討します。
- ❖ 畜産業は、廃業による飼養農家数の減少など厳しい現状であり、既存の畜産農家の経営継続や新たに参入した畜産農家の経営安定化に向けた支援を行う必要があります。
- ❖ 畜産農家への経営支援を行うとともに、畜産農家の意向把握に努め、事業規模の拡大や関連分野への参入による多角化などの高付加価値化を促進し、地域に根ざした畜産業の振興を図る必要があります。


施策と事業

1 持続可能な農業経営の確立

- ✓ 認定農業者となりうる経営農家の育成を図るとともに、女性や若者の新規就農を支援します。
- ✓ 生産者と消費者の交流を促進します。
- ✓ 食育事業を支援します。
- ✓ 生産組織等の育成・誘導を進めます。
- ✓ 地場産品加工品の開発を支援します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	認定農業者の育成	○	○	○	○	○
2	地産地消の推進	○	○	○	○	○
3	直接支払制度の推進	○	○	○	○	○
4	産業まつりの充実	○	○	○	○	○

2 農地の保全と農業基盤の維持・整備

- ✓ 農道、用水路の維持・整備を計画的に実施します。
- ✓ 農道橋の安全対策のため、定期点検や補修による長寿命化対策を図ります。
- ✓ 有害鳥獣被害防止対策を実施します。
- ✓ 有害鳥獣被害対策として、新技術の導入を検討します。
- ✓ 農地パトロール及び所有者の意向調査を実施し、遊休農地の解消と発生の抑制を促進します。
- ✓ 農地の集積と経営規模の拡大を促進します。
- ✓ 農業経営基盤強化促進法に基づき地域計画及び目標地図を作成し、農地の将来的な活用について検討を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	農業、用水路整備事業	○	○	○	○	○
2	農道橋長寿命化対策事業	○	○	○	○	○
3	有害鳥獣広域防護柵の設置	○	○	○	○	○
4	農地中間管理事業の活用	○	○	○	○	○
5	地域計画及び目標地図の作成及び運用	○	○	○	○	○

3 特色ある農業の振興

- ✓ 生産資材の低投入化や環境負荷への低減策を支援します。
- ✓ 生産から加工、販売まで取り組む農業の6次産業化※を促進します。
- ✓ 観光農業の振興を図ります。
- ✓ 新たな市民農園の設置及び活用方法を検討します。
- ✓ 地域農産物のブランド化を検討します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	農業用化学資材の回収、剪定枝の処分助成	○	○	○	○	○
2	市民農園の活用促進	○	○	○	○	○

4 畜産業の営農環境の向上

- ✓ 乳牛の改良や肥育牛の優良系統への転換を促進し、生産力の向上を図ります。
- ✓ 良好的な飼養環境の整備を促進するため、飼養管理技術の向上の促進を図ります。
- ✓ 加工食品化、ブランド化を支援します。
- ✓ 経営者を中心的な担い手に育成するため、多様な関係者により必要な支援策を検討します。
- ✓ 高齢化や後継者不足に対応するため、作業負担の軽減を促進します。
- ✓ 事業の多角化や高付加価値化を促進し、経営の安定化を支援します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	種付け助成の実施	○	○	○	○	○
2	高能力乳牛の導入の支援	○	○	○	○	○
3	飼育管理技術向上の支援	○	○	○	○	○
4	労働力不足軽減のための連帯支援	○	○	○	○	○

指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
有害鳥獣広域防護柵設置延長	1,700m	2,000m
地域計画の検討・策定	0計画	2計画

※ 6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。

第2項 林業

基本方針

自然環境の保全や水を貯え、豊かでおいしい水を安定して供給する水源かん養機能など森林の担う重要な役割を踏まえ、豊かな自然環境の創出を推進し森林を楽しむ場などの多様な森林利用を進めながら、水源の森林づくりや特色ある林業の振興を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 水源地域として、また自然環境保全の視点から、森林の持つ多様な機能を継続的に守り育んでいくことが求められており、将来にわたり良質な水を安定的に確保するために、県では県民税の超過課税を導入し、県民や市町村の協力のもと、水源環境の保全・再生に取り組んでいます。町では、この補助金を活用し森林の整備に取り組んでいますが、かながわ水源保全・再生事業が令和8年度（2026年度）で終了するため、今後の財源等の確保を検討する必要があります。
- ❖ 虫害材や曲がり材は市場価値が著しく低いため、新たな販路や木材以外の活用方法を検討し、町産木材の活用を推進する必要があります。
- ❖ 森林病害虫等の駆除及び予防については、国、県等の関係機関と連携し情報収集を行い、早期発見、早期防除・除却等の対応に努めます。
- ❖ 豊かな森林を整備し、森林資源の利用を促進することにより、山づくり、森づくりを主体とした地域振興を町民とともに進めていく必要があります。
- ❖ 間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を目的として国から県及び市町村へ譲与されている「森林環境譲与税」について、町では森林のもつ多面的な機能をより発揮できるよう、町内外の林業関係者と連携しながら、この譲与税を活用した事業を進めていきます。
- ❖ 森林施業の効率化・省力化や林内路網の整備、需要に応じた効率的な木材生産を可能とするためには、高度な森林情報の把握や、高性能林業機械の活用を図る必要があります。


施策と事業

1 水源の森林づくり事業の推進

- ✓ 水源環境保全・再生市町村補助金を活用した地域水源林整備支援事業を進めます。
- ✓ 県が行う水源の森林づくり事業を促進します。
- ✓ 林道の維持・整備を計画的に実施します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 町有林整備事業の推進	○	○	○		
2 私有林整備事業の推進	○	○	○		
3 水源の森林づくり事業の促進	○	○	○	○	○
4 林道整備事業の推進	○	○	○	○	○
5 新たな森林整備事業の検討・実施		○	○	○	○

2 林業基盤の整備と林業の活性化

- ✓ 町産木材の活用を進めるため、間伐材を搬出するために必要な林内路網整備実施者を支援することにより間伐材の搬出を促進します。
- ✓ 間伐材搬出奨励金による支援により森林所有者の負担を軽減します。
- ✓ 林業経営の中核機関である山北町森林組合の体制強化を支援します。
- ✓ 公共施設への木材利用を図ります。
- ✓ 木質バイオマス※を活用した事業を検討します。
- ✓ 林道及び作業路の整備を進めます。
- ✓ 林業従事者や林業就業者の担い手の育成を支援します。
- ✓ 間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等を目的として市町村に譲与される「森林環境譲与税」を活用した事業を推進します。
- ✓ 町外における公共施設等の木材利用において、「水源の上流域」である山北町産木材の活用をPRし、直接取引等による町産木材の高付加価値化を促進します。
- ✓ 町産木材を利用した学習机の天板や児童遊具等を作製し木育を推進します。
- ✓ 先端技術を活用した高度な森林情報の取得を検討します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 林内路網整備と間伐材搬出支援	○	○	○	○	○
2 町産木材の利用推進	○	○	○	○	○
3 山北町森林組合や林業事業者に対する林業施業の情報提供	○	○	○	○	○
4 森林整備補助制度の推進	○	○	○	○	○

※木質バイオマス：再生可能な、生物由来の有機性資源をバイオマスと言い、木材からなるバイオマスのことを木質バイオマスと言う。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などの他、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

3 多様な森林利用の推進

- ✓ 森林ボランティアとの協働による森林整備を通じ、森林のもつ多様な機能への理解を広めます。
- ✓ 林業への理解を深めるため、小学生を対象とした森林体験学習を推進します。
- ✓ 森林の持つ癒しの効果を生かし、心身の健康づくりや都市住民との交流を図るため、森林セラピー事業を推進するとともに、セラピーロードや老朽化したサイン等の整備・修繕を行います。

	事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	共和のもりセンターの活用	○	○	○	○	○
2	特用林産物生産の推進	○	○	○	○	○
3	森林ボランティアの育成	○	○	○	○	○
4	森林体験学習事業の推進	○	○	○	○	○

指標

	実績値(2022年度)	目標値(2028年度)
共和のもりセンタ一年間利用者数	3,214人	3,800人
林内路網整備延長	0m	3,000m

第3項 水産業

基本方針

森林と清流のまちにふさわしい観光レクリエーションの資源として、増殖事業の強化や加工食品化などへの支援を図るとともに、淡水魚を活用したイベントなどを支援し、観光振興を目指します。

現状と課題 必要性

- ❖ 丹沢湖へ放流したワカサギは、冬季の釣りなどの観光レクリエーション資源になっています。また、丹沢湖にはブラックバス等様々な魚種が生息していることから、山北町環境整備公社との連携により、遊船事業の活性化につながる取り組みを進める必要があります。
- ❖ ヤマメやマス、スッポンの養殖が行われており、道の駅や旅館等の調理品として活用しています。養殖業水産物や加工食品について、町の特産品として開発・販路開拓するための支援方策を検討する必要があります。

施策と事業

1 増殖事業の強化・養殖事業の振興

- ✓ 丹沢湖におけるワカサギのふ化事業の充実により、内水面漁業の振興を図ります。
- ✓ 加工食品化を促進するとともに、郷土料理としての活用を図ります。
- ✓ ヤマメ、マス、スッポンの養殖業水産物の特產品化を支援します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	丹沢湖におけるワカサギのふ化、放流への支援	○	○	○	○	○
2	養殖業水産物の特產品化に向けた商工会との連携	○	○	○	○	○



対応するSDGs

第2節 商工業

基本方針

町民の生活利便を高め、利用客などで賑わう商業の振興を目指すとともに、商業者の自助努力を促し、空き店舗の活用や他産業との連携などにより商業経営の充実を促進し、商業活動の支援を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 商店振興団体の解散に伴い、夕市の主催組織が無くなりました。朝市は引き続き実行委員会制で行われているため開催を支援しています。
- ❖ 商業の活性化のためには、各商店の自助努力に加え、他産業との連携による特産品の開発や販路拡大について支援していく必要があります。
- ❖ 町の商工業経営のためにも重要な施設である商工会館の老朽化に伴い、再建や移転などを検討する必要があります。
- ❖ 県商工会連合会による県内商工会との人事一元化について、山北町商工会と連絡を密にし、県内の他の商工会の動向を注視し、事業者に対する経営指導体制を維持していく必要があります。
- ❖ 山北駅周辺に限らず、高齢化や後継者不足から商店を廃業し、かつ、その後は住宅として利用しているため、空き店舗の有効活用が図りにくい状況があり、山北町商工会と連携して、商店の後継者・事業承継対策について促進する必要があります。
- ❖ 東山北駅周辺の開発により人流が大きく変わり、山北駅周辺の買い物客が流出している状況があります。
- ❖ 食品衛生法の改正により、イベント時における臨時営業許可等の基準が変わったため、これまでと違った形での対応が求められています。このため、キッチンカーの導入など、事業者に対する支援策を検討していく必要があります。


施策と事業

1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進

- ✓ 空き店舗の活用を促進して、駅周辺の賑わいの創出に努めます。
- ✓ 東山北駅周辺に商業施設の誘導を促進し、町民の更なる利便性向上を図ります。
- ✓ 朝市の開催を支援します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	旧あしがら農協山北支店を活用した賑わいの創出（町・民間）	○	○	○	○	○
2	東山北1000まちづくり基本計画に基づく商業施設の誘導による更なる利便性向上	○	○	○	○	○

2 商業経営の充実

- ✓ 山北町商工会と連携し、後継者・事業承継対策や経営診断等の助言、指導を行い、商業経営の安定を促進します。
- ✓ 老朽化の著しい商工会館について、再建や移転などを商工会とともに検討し、商工業拠点施設の整備と機能維持のための支援を行います。
- ✓ 山北ブランド認定制度を運用し、特産品の販路拡大に努めます。
- ✓ D52を活用したグッズ開発等を支援します。
- ✓ ふるさと応援寄附金制度を活用し、特産品のPRを図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	山北町商工会への助成	○	○	○	○	○
2	他産業との連携支援、商品開発支援	○	○	○	○	○
3	山北ブランドの認定及び普及推進	○	○	○	○	○
4	山北町商工会館の整備等の支援策の検討	○	○	○	○	○
5	ふるさと応援寄附金制度の活用	○	○	○	○	○


指 標

	実績値	目標値(2028年度)
山北駅周辺魅力づくり意見交換会の開催	3回 (2019~2023年度)	5回
山北ブランドの認定	25件 (~2023年度)	30件

第2項 鉱工業

基本方針

山北町商工会と連携し、既存企業の経営改善や地場産業の育成、創業支援等を通じ、就労の場の確保や財政基盤の確立を目指します。

鉱業の振興に向けて、自然環境の保全などに配慮しながら、山砂利採取の促進を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 既存企業の経営の近代化への支援などとともに、工場立地法等に基づき、環境との共生に配慮しながら、新たな工業振興方策を積極的に推進していく必要があります。
- ❖ 山北町における山砂利採取事業は、県内骨材の主要な供給地として、町が県と協議のうえ採取区域を設定し、複数事業者を協調させ、山砂利採取指導要綱に基づいて秩序ある採取が行われています。
- ❖ 鉱業の振興に向けては、各事業者による適正かつ計画的な採取事業について引き続き支援していく必要がありますが、砂利需要の低迷や事業者の廃業等により、当初の採取計画から大幅な遅れが生じています。
- ❖ 川西地区における平地化事業計画については、周辺状況の変化や再測量・再設計の結果、当初の計画どおりに実現することが困難であることが分かり、事業者や地権者等は計画の見直しを進め、国や県と協議している状況です。
- ❖ 町では、事業者や地権者等と連携を図り、採取事業の進捗状況を把握とともに、終掘時期の見通しが立つまでは、採取跡地の有効活用について調査・研究するなど対応していく必要があります。


施策と事業
1 工業の活性化

- ✓ 山北町商工会と情報共有を図り、各種支援策の具現化を促進します。
- ✓ 山北町商工会等と連携し、企業経営の安定を促進します。
- ✓ 中小企業の集団化、共同化による各種研修事業を実施します。
- ✓ 山北町商工会と連携して、インターネット等を活用した町内企業の宣伝強化を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	創業支援等事業計画、起業化支援策の調査・研究	○	○	○	○	○
2	先端設備導入計画の申請受付	○	○	○	○	○
3	各種研修事業の実施支援	○	○	○	○	○

2 砂利採取事業の促進

- ✓ 自然環境の保全に配慮しながら山砂利採取を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	山砂利採取指導要綱に基づく指導	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
先端設備導入計画の申請受付件数	4 件	10件



対応するSDGs

第3節 観光業

基本方針

豊富な観光資源を生かし、観光マスターplanに基づき、歴史や自然にふれあう公園整備やつぶらの周辺地域の整備促進など、多様な観光レクリエーションの場と機会の創出、ネットワーク化を進め、魅力ある観光の振興を推進します。

富士・箱根・伊豆交流圏（SKY広域圏）を踏まえた広域観光ルート整備の促進を図るとともに、観光拠点を結ぶ基幹ルートや楽しく歩ける多彩な町内周遊コースなどの魅力ある観光ネットワークの整備を進めます。

持続可能な観光の振興に向けて、多彩な媒体を活用した観光情報の提供や、特色のあるイベントの開催などにより情報発信を強化するとともに、山北町観光協会への支援や関係団体の育成などを図り、観光推進体制の充実に努めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町は、豊かな自然や温泉、河村城跡などの歴史・文化財や豊富な観光資源を有し、首都圏近郊の観光レクリエーションの場になっていますが、近年、観光入込客数は減少傾向にあります。
- ❖ 観光マスターplanに基づき、篠杉公園、大野山ハイキングコースの整備などの杜と湖のネットワーク化を推進するとともに、洒水の滝、河村城址歴史公園整備などの歴史と自然にふれあう事業を進めています。
- ❖ コロナ禍により落ち込んだ観光入込客数を回復させるため、施設整備や統廃合を行い、魅力ある観光の振興を推進するとともに、外国人来訪者にも対応していく必要があります。
- ❖ 一方で、コロナ禍で人気の高まったアウトドアや水上アクティビティなど、健康や自然志向の観光レクリエーションのニーズを踏まえ、さらに豊かな観光資源を生かした観光レクリエーションの場と機会を充実し、持続可能な観光に向けて取り組みを図ります。
- ❖ D52を活用し誘客を図るために乗車運行など体験メニューを実施することが必要であり、安全に運行させるためにも更なる軌道延伸が不可欠で、そのための財源確保が課題となっています。
- ❖ 新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの開通を控え、多くの方が来町し交流人口が増加することが期待されます。一方、駐車場の不足やオーバーツーリズム※等、多くの来訪者を迎えるため施設を整備する必要があります。
- ❖ ハイキングコースにおける道標の設置や、清潔な公衆トイレなどの環境整備が求められています。

※オーバーツーリズム：観光地において、観光客の過度な増加が、地元住民の生活や自然環境に悪影響を及ぼしたり、土地の魅力を低下させたりすること。

- ❖ ハイキングコース等の近隣の個人所有地で地主が不在となっているケースがあり、草刈り等の環境整備が行われず荒廃してしまうことが懸念されます。
- ❖ 全国100選に選ばれた資源が6つ、関東の富士見百景に選ばれた地点が2つあり、これらを有効活用して、山北町の魅力を発信していく必要があります。また、ユーシンブルーについて、現在は山腹崩落により林道が通行止めとなっており見学することができませんが、関係機関と調整を行い、再び魅力を広く発信していく必要があります。
- ❖ 観光の振興に向けて、町や山北町観光協会のホームページやSNSを通じた観光情報の提供や特色あるイベントを開催しています。
- ❖ 山北町観光協会と連携しながら、こうした取り組みをさらに充実するとともに、観光のまちづくりに向けた推進体制を充実していく必要があります。
- ❖ 近隣市町と連携し広域的観点からも観光振興に取り組んでいますが、さらに積極的に連携していくことが課題となっています。

施策と事業

1 観光マスタープランの推進

- ✓ 観光団体等への意見聴取等を行う中で観光マスタープランを改定し、新たな観光振興対策やインバウンド※対策を進めます。
- ✓ 自然や歴史・文化的観光資源の磨き上げを行い、一層の観光振興につなげます。
- ✓ 人気の高まっているキャンプや水上アクティビティなど、少人数型の体験型観光を充実するため、事業者との連携を促進します。
- ✓ 町内に多数存在する滝や豊かな自然景観の中から観光資源となり得るものを見出し、新たな観光スポットとしてPRします。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	観光マスタープランの改定	○	○			
2	観光マスタープランの推進	○	○	○	○	○
3	観光資源の磨き上げ・新たな資源の発掘	○	○	○	○	○

※インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。外国へ出かける旅行をアウトバウンドという。

2 三保ダム・丹沢湖周辺の整備

- ✓ 三保ダム・丹沢湖周辺地域の美しい自然環境を生かしながら、関係機関と調整を行い、湖面の利用を図ります。
- ✓ 豊かな自然に恵まれている三保地域では、四季折々のイベント等をとおして観光客の増加を図ります。
- ✓ カヌー・SUP等の水上アクティビティを活用して観光振興を図るため、山北町環境整備公社、事業者の情報を町のSNSでも発信し、周知の幅を広げてリピーターの定着に向けた対策を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	水上アクティビティの活用による観光振興の推進	○	○	○	○	○

3 D52の活用

- ✓ D52の定期運行により着実な維持管理を行います。
- ✓ 鉄道資料館の運営をNPO法人に委託し展示品の充実を図ります。
- ✓ 軌道延伸に必要な財源を確保し整備を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	D52の定期運行	○	○	○	○	○
2	鉄道資料館の運営	○	○	○	○	○
3	軌道延伸の財源確保及び整備	○	○	○	○	○

4 歴史と自然にふれあう場の整備

- ✓ 洒水の滝周辺の環境を整備し、来訪客への安全対策を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	洒水の滝来訪客への安全対策の促進	○	○	○	○	○

5 つぶらの・大野山周辺地域の整備

- ✓ 大野山山頂の眺望の確保に努めます。
- ✓ 県と調整を図り、山北つぶらの公園の整備を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	県立山北つぶらの公園の整備促進	○	○	○	○	○
2	大野山山頂部の眺望の確保及び未利用地の活用の検討	○	○	○	○	○
3	大野山からの眺望を生かした新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジ周辺展望スポットの検討及び整備	○	○	○	○	○

6 観光ルートの整備

- ✓ 案内板の充実と拠点施設の新たな駐車場の確保に向けた検討を進めます。
- ✓ 清潔な公衆トイレの整備を進めるとともに、必要性に応じた公衆トイレの再編等を行います。
- ✓ 近隣の観光資源と連携した広域観光ルートのネットワーク化を図ります。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 観光案内板の整備	○	○	○	○	○
2 広域観光ルートのネットワーク化	○	○	○	○	○
3 公衆トイレの整備と再編等の検討	○	○	○	○	○
4 公衆トイレの洋式化	○	○	○	○	○

7 ハイキングコース、登山道の整備

- ✓ 豊かな自然環境を活用し、ハイキング、登山道など多彩な町内周遊コースづくりを西丹沢ビジャーセンター等と連携して進めます。
- ✓ 県と連携して不老山ハイキングコース整備を進めます。
- ✓ 大野山ハイキングコースのバリエーションルートを整備します。
- ✓ ハイキングコースの道標・案内板を改修し、必要な情報の提供に努めます。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 広域ハイキングコースの検討	○	○	○	○	○
2 ハイキングコース（バリエーションルート）の調査、整備の推進	○	○	○	○	○

8 観光情報の発信強化

- ✓ 全国100選、関東の富士見百景などに選ばれた観光資源を活用して、山北町の魅力ある情報の発信を強化します。
- ✓ SNSを活用し町の魅力や情報発信を強化し、山北町の認知度を上げます。
- ✓ 広域行政組織と連携を行い、広域的な観光情報の発信を強化します。
- ✓ 既存イベントの内容を充実・強化するとともに、イベント毎の特色を生かすため出店者や町内事業者と連携し、地域の魅力を町内外に発信します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 J R や私鉄と連携した情報の発信（町・鉄道事業者）	○	○	○	○	○
2 あしがら観光協会等との連携強化	○	○	○	○	○
3 イベント内容の見直し	○	○	○	○	○
4 SNSによる町の魅力発信	○	○	○	○	○
5 酒水の滝遊歩道のPR	○	○	○	○	○

9 観光協会等の支援

- ✓ 山北町観光協会への支援の充実を図ります。
- ✓ 山北町観光協会等と連携し、地元事業者に協力を仰ぎ、観光情報発信の充実に努めます。
- ✓ 観光振興によるまちづくりを進めるため、山北町観光協会、山北町商工会等と連携します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 山北町観光協会への支援	○	○	○	○	○
2 山北町観光協会ホームページやSNSによる情報発信の充実	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2023年度）	目標値(2028年度)
町観光入込客数	1,222,891人 (2022年度)	1,400,000人
新東名高速道路（仮称）山北スマートインター チェンジ周辺眺望スポット整備	—	1箇所
公衆トイレの整備、再編等	0箇所	1箇所
山北町観光協会ホームページへのアクセス数	196,077ユーザー (2022年度)	250,000ユーザー



対応するSDGs

第4節 労働

基本方針

雇用環境の整備を図るため、山北町商工会等の関係機関と連携し、関係する法律や制度の内容を周知するなど、働きやすい環境づくりに努めます。また、雇用の安定を図る取り組みを進めていくとともに、新たな雇用の創出に努めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 非正規雇用は増加傾向にあり、正社員として働きたくても働けない若者が増加し、賃金や待遇面での格差など社会的な問題となっています。
- ❖ 働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、働き方改革関連法が施行されています。そのため、町民や事業者に対して法律や制度の内容をPRするとともに、良好な労働環境を確保していくことが求められています。
- ❖ 企業誘致により、就労の場を確保する必要があります。
- ❖ 町民の雇用創出と働く方々の健康の保持増進について、山北町商工会と連携し、事業主に働きかけていく必要があります。

施策と事業

1 働きやすい環境の推進

- ✓ 一人ひとりが働きやすい職場となるよう、意識の啓発を図ります。
- ✓ 町内企業に対して町民の就労を促進します。
- ✓ 山北町商工会と連携し、健康診断の実施について支援します。

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1 各種ハラスメントの防止対策	○	○	○	○	○
2 企業誘致による就労の場の確保	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2023年度）	目標値(2028年度)
山北町商工会主催の健康診断受診者数	136人	150人



第5章 都市基盤分野

●第1節 都市基盤

第1項 土地利用

第2項 都市基盤

●第2節 交通基盤

第1項 公共交通機関

第2項 道路整備



対応するSDGs

第1節 都市基盤

第1項 土地利用

基本方針

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、社会経済情勢の変化や地域の自然的、社会的、経済的、文化的な特性に配慮した土地の有効活用を図ります。

現状と課題 必要性

- ❖ 第3次土地利用計画（平成27年度～令和6年度）では、「自然と地域性を生かし、住み、遊び、働く活力あるまちづくり」をコンセプトとし、計画的な土地利用を図ることにより、各地域で「まちづくり」を展開し、町民、企業、行政が連携することで、各地域のバランス良い発展と地域活力の向上を目指してきました。
- ❖ 第3次土地利用計画の計画期間においては、新型コロナウイルスの感染拡大により社会生活や経済活動が停滞し、土地利用にも影響を及ぼしました。一方、オンライン化の普及をきっかけとして地方への移住や就業への関心が高まり、人々の意識や行動に変化が生まれたことや、SDGsや国土強靭化など新たな視点も取り入れ、町土の有効利用と適切な管理を引き続き図る必要があります。
- ❖ 現在策定中の第4次土地利用計画（令和7年度～令和16年度）においては、町民、企業、行政に関係人口を加えた4者の連携により、さらなる定住対策と産業振興を展開するため、住宅供給、企業誘致、観光振興、地域の拠点づくりの4つを柱として、各地域において、土地利用施策を展開する必要があります。
- ❖ 現在、中日本高速道路㈱において、令和9年度（2027年度）の開通を目標に新東名高速道路の建設工事が進められていますが、町が所有する土地や学校施設跡地が現場事務所や宿舎等に利用されているため、工事完了後を見据え、有効な土地利用について検討していく必要があります。また、新東名高速道路の開通と併せ、町では（仮称）山北スマートインターチェンジの整備を進めていることから、その整備効果を生かした土地利用について推進していく必要があります。


施策と事業

1 総合的、計画的な土地利用の推進

- ✓ 第4次土地利用計画を策定し、計画的な土地利用を推進します。
- ✓ 市街地や周辺地域、中山間地域、自然公園地域の特性を生かした都市基盤整備を図ります。
- ✓ 地籍調査事業を計画的に推進し、境界の明確化を図ることで、土地の有効活用を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	第4次土地利用計画の策定	○				
2	土地利用計画に基づく土地利用の推進	○	○	○	○	○
3	国、県の各種補助制度を活用した都市基盤整備の推進	○	○	○	○	○
4	地籍調査事業の推進	○	○	○	○	○

2 スマートインターチェンジ整備を契機とした土地利用の推進

- ✓ 新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの開通により、広域移動の利便性が向上することから、その整備効果を町内全域に広く波及させるため、地域との連携を図り、供用開始時期を見据えた計画的な土地利用を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	(仮称) 山北スマートインターチェンジ周辺土地利用構想に基づく土地利用の推進	○	○	○	○	○
2	河内川ふれあいビレッジ再開に向けた検討	○	○	○	○	○
3	ハイツ＆ヴィラなかがわ跡地の利活用方策の検討	○	○	○	○	○
4	丸山用地の効果的な活用に向けた検討	○	○	○	○	○

3 未利用施設等の利活用の推進

- ✓ 未利用施設等について、それぞれの地域特性を踏まえ、地域振興の観点から必要な利活用方策について検討・推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	つぶらの公共用地の利活用の推進	○	○	○	○	○
2	旧丹沢湖ビジターセンター等、未利用施設等の効果的な利活用の検討	○	○	○	○	○
3	丹沢森林館・薬草園、玄倉テニスコート用地の今後の利活用方策の検討	○	○			

第2項 都市基盤

基本方針

山北町の持つ恵まれた自然環境、先人の知恵や努力により育まれてきたまちの成り立ちを最大限に活用して、将来に向けてあらゆる人々にとって安全・安心かつ快適で持続可能な都市の実現を、町民・事業者・行政が一体となって目指します。

現状と課題 必要性

- ❖ 市街地は、主に山北駅を中心とした既成市街地と岸・向原地域の平地で形成されており、その周辺の山の緑や酒匂川の水辺などの自然豊かな環境や資源を生かした魅力あるまちづくりが求められています。
- ❖ 山北駅周辺地区では、健康福祉センター・生涯学習センターなどの施設の整備により、町の中核拠点としての機能を高めています。また、東山北駅南側の県道721号の沿道に商業施設が立地してきており、生活利便性が高まっています。両エリアを中心に、賑わいの創出や生活利便のさらなる強化を図りながら、活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

施策と事業

1 都市計画の推進

- ✓ 都市計画マスタープランに基づく計画的な都市計画事業を推進します。
- ✓ 用途地域の見直しを踏まえた土地の有効利用を検討します。
- ✓ 地区計画の策定及び見直しを検討します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	都市計画マスタープランの推進・進行管理	○	○	○	○	○
2	用途地域の見直し	○	○	○	○	○
3	地区計画の検討・策定	○	○	○	○	○



対応するSDGs

第2節 交通基盤

基本方針

町、地域、交通事業者等が連携を図り、将来にわたり町民や来訪者など誰もが使いやすい公共交通サービスを提供します。また、鉄道事業者など関係機関と調整しながら、駅周辺の整備を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 山北町は、広大な町域に集落が分散しており、公共交通機関の利便性が低く、移動手段として自家用車に頼らざるを得ない状況があるため、町民アンケートなどでも地域公共交通の充実を求める声が多く聞かれます。
- ❖ 運転免許証の自主返納などにより、ご自分で通院・買い物など外出することができなくなった高齢者や、通勤・通学における便利さを求め、町外へ転出する方も多く見られ、山北町に長く定住してもらうためには、誰もが生活しやすく、移動に困らないまちづくりが急務となっています。
- ❖ 鉄道事業者へ御殿場線増便の要望を継続的に行ってますが、利用者が減少していることもあります、実現に至っておらず、また、交通系ICカードが導入されましたが、各鉄道事業者のエリアを跨った利用ができないなどの課題があります。
- ❖ 路線バスは、利用者の減少や深刻な運転手不足などにより、企業経営が厳しい状況にあり、新松田駅から西丹沢ビジターセンターの間を運行している西丹沢線は、国の補助事業を活用して路線維持している状況です。
- ❖ 町が退出バス路線を補完するために運行している山北町内循環バスは、利用者が減少していることや、車両の老朽化などの課題があります。
- ❖ 山北町内循環バスや小中学校スクールバスなど、公共交通全体にかかる公的負担の増大が懸念されています。
- ❖ 令和5年度に策定した「山北町地域公共交通計画」に示された施策・事業については、町民、交通事業者、国・県などで構成される「山北町地域公共交通会議」において検討を進め、地域の実情に合った新たな移動サービスについて導入していく必要があります。
- ❖ Ma a S^{*}や自動運転などの先端技術の活用による移動手段や、ドローンや自動配送ロボットをはじめとした新たな輸送手段など、デジタル技術を活用した、新たなモビリティサービスについて調査・研究していく必要があります。

^{*}Ma a S : Mobility as a service の略。スマホアプリにより、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。


施策と事業

1 地域公共交通の維持

- ✓ 鉄道の輸送力の維持や交通系ICカードの利用拡大など、利用者の利便性の向上に向けた取り組みを推進します。
- ✓ 路線バスの輸送力を維持するため、バス事業者や関係機関と協議・調整を図ります。
- ✓ 地域が主体となり実施する移動サービスについて、必要な支援を行います。
- ✓ 一人ひとりの移動が、過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する「モビリティ・マネジメント」を推進し、地域全体で公共交通を支える意識を醸成します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	御殿場線の利便性向上に向けた要望活動	○	○	○	○	○
2	富士急モビリティの輸送力の維持に向けた協議・調整	○	○	○	○	○
3	モビリティ・マネジメントの推進	○	○	○	○	○

2 山北町地域公共交通計画の推進

- ✓ 山北町地域公共交通会議において、山北町地域公共交通計画に位置付けられた施策・事業について検討し、新たな移動サービスの導入を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	山北町地域公共交通計画の推進	○	○	○	○	○

3 駅周辺の整備及び情報発信

- ✓ 令和9年度に建て替えが予定されている山北駅舎について、鉄道事業者などと連携を図り、「鉄道のまち」にふさわしい建て替えを促進します。
- ✓ 山北駅に切符販売スタッフを配置し、利用者の利便性の向上を図るとともに、駅周辺のコミュニティの醸成を図ります。
- ✓ 来訪者にもわかりやすい観光・交通情報が提供できるよう、駅周辺の情報案内の充実に努めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	山北駅舎の建て替え	○	○	○	○	
2	山北駅舎活用事業(切符販売)の実施	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
町内循環バスの利用者数	31,933人	37,000人

第2項 道路整備

基本方針

広域交流圏の形成を踏まえた東西・南北方向の幹線道路の整備を促進し、産業などの日常的な諸活動の広域化や観光などの交流を支える交通基盤の強化を目指します。また、安全で安心な通行と土地の有効利用を促進するため、地域の特性に応じた生活道路として、町道の整備を計画的に推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 新東名高速道路は令和9年度（2027年度）開通目標に中日本高速道路(株)により整備が進められています。
- ❖ 新東名高速道路開通に合わせ、平成26年に国から連結許可を得た（仮称）山北スマートインターチェンジの整備を円滑に進める必要があります。
- ❖ （仮称）山北スマートインターチェンジの供用開始を見据えた中で、三保地区の丹沢湖周辺から町域を越える幹線道路が未整備であることが大きな課題となっており、広域交流圏の形成を踏まえ、東西・南北方向の幹線道路ネットワークの形成を目指し、高速道路や国道、県道の整備を促進する必要があります。
- ❖ 身近な道路である町道は、施設の老朽化が進行していることから、舗装の打ち換えや橋梁等の修繕、耐震化を計画的に推進する必要があります。また、通行の安全・安心を確保するため、車のすれ違いが困難な狭い道路の拡幅や修繕を実施していく必要があります。
- ❖ 土地の有効利用の促進などに配慮し、計画的に町道の整備を推進していく必要があります。
- ❖ 町民の日常生活や災害時に支障をきたすことのないよう、地域の状況に応じて緊急車両の通行などに配慮した幅員の確保や歩道の段差解消などを進めていますが、さらにユニバーサルデザインの視点に立って、誰にでもやさしい安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。

施策と事業

1 高速道路の整備促進・スマートインターチェンジの整備

- ✓ 中日本高速道路(株)の実施する新東名高速道路の整備を促進します。
- ✓ 新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの整備を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	新東名高速道路の整備促進	○	○	○	○	
2	新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジの整備推進	○	○	○	○	

2 県道の整備促進

- ✓ 主要地方道74号（小田原山北）の狭あい部分の改良による機能の向上を促進します。
- ✓ 主要地方道76号（山北藤野）の狭あい部分の改良と未整備区間の整備を促進します。
- ✓ 一般県道721号（東山北停車場）の整備を促進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	県道74号小田原山北の整備促進	○	○	○	○	○
2	県道76号山北藤野の整備促進	○	○	○	○	○
3	県道721号東山北停車場の整備促進	○	○	○	○	○

3 広域幹線道路ネットワーク形成に向けた取り組み

- ✓ 新東名高速道路（仮称）山北スマートインターチェンジを拠点とした広域幹線道路について、関係機関との協議・調整を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	広域幹線道路ネットワーク形成に向けた協議・調整	○	○	○	○	○

4 町道の整備

- ✓ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の機能維持及び耐震化を推進します。
- ✓ 町民生活に密着した生活道路の整備を推進します。
- ✓ 土地の有効活用を促す計画的な道路整備を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	橋梁長寿命化修繕工事	○	○	○	○	○
2	堀込上野下線改良工事					○
3	茱萸の木松原先線改良工事	○	○	○	○	
4	原耕地14号線新設工事	○	○	○		
5	畠湯の沢線改良工事					○
6	深沢線改良工事					○
7	嵐線改良工事					○

5 安全、快適な道路環境の整備

- ✓ 緊急車両の通行等に支障がある狭あい道路を整備します。
- ✓ 歩車道分離や歩道の段差解消など、高齢者や障がいのある方も安心して利用できる道路環境の整備を実施します。
- ✓ 安全、快適な道路環境を保つため、道路パトロールを実施します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	狭あい道路の拡幅整備	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
橋梁長寿命化工事	7橋	10橋
町道の舗装改良工事	812m	1,300m



第6章 行財政分野

●第1節 行政経営

- 第1項 行政運営と財政運営
- 第2項 デジタル化
- 第3項 広報広聴活動

●第2節 交流・広域行政

- 第1項 地域間交流
- 第2項 広域行政



対応するSDGs

第1節 行政経営

基本方針

総合計画に基づき、町が目指す将来像の実現に向か、総合的かつ計画的な計画行政を進めるとともに、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する町民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、行政改革大綱に基づき行政改革に取り組みます。

財務書類などによる情報提供を通じて行政コストの明確化を行うことにより、持続可能な行政サービスの提供が行えるよう財政運営を行います。

現状と課題 必要性

- ❖ 社会経済情勢や価値観の変化に伴い、町民ニーズなどが多様化・高度化していく中、税収の減少や社会保障関係経費の増大、公共施設やインフラ資産の管理費用など、財政需要の増大が見込まれています。
- ❖ このような状況の中、将来にわたり安定的な行政サービスを提供できるよう、行政改革大綱や定員適正化計画に基づき、組織・機構の見直しや事務事業の効率化、人材の確保・育成、健全な行財政運営などの行政改革に取り組んでおり、引き続き、効果的・効率的な行政運営を進めていく必要があります。
- ❖ 行政評価は、効果的・効率的な行政運営を進めるうえで有効な手段であり、総合計画の適切な進行管理を行うことで、事業の効率化や見直しを行うだけでなく、職員自らの意識改革を図るうえでも、継続される行政評価システムを構築する必要があります。
- ❖ 多様化する行政ニーズに応えるため、限られた財源を効果的に配分する必要があります。また、投じられた財源（コスト）を明確にすることにより、必要性や重要性の検証を行う必要があります。
- ❖ 新たな財源の確保や、民間の持つ専門的なノウハウやアイデアを活用するなど、官民が連携したまちづくりを進めていく必要があります。
- ❖ 職員の能力の向上を図るために、人材育成基本方針に基づき、人事評価制度の運用や研修の充実、政策課題に応じたプロジェクトチーム等による臨機応变な企画・提案の実施、県等との職員交流による人材育成や団体相互の協調関係等の向上などに努めていますが、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。


施策と事業

1 計画行政の推進

- ✓ 総合計画と各分野の個別計画などの整合性を図るとともに、組織横断的な連携を深め、総合的かつ計画的な計画行政を推進します。
- ✓ まち・ひと・しごと創生総合戦略を改定し、デジタル田園都市国家構想に基づき地方創生を推進します。
- ✓ 行政評価システムを構築し、総合計画の進行管理を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定・推進	○	○	○	○	○
2	行政評価システムの構築による総合計画の進行管理	○	○	○	○	○

2 行政改革の推進

- ✓ 持続可能な行政運営を進めるため、行政改革大綱に基づき行政改革に取り組みます。
- ✓ 職員の適正配置と適材適所の人員配置を行います。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	行政改革大綱の改定・進行管理	○	○	○	○	○
2	職員の適性や事務量の変化に応じた適正配置の推進	○	○	○	○	○

3 職員能力の向上

- ✓ 人材育成基本方針に基づき、適正な人事評価制度の運用による職員の人材育成や役職等に応じた研修内容の充実を図ることで、職員の能力向上を推進します。
- ✓ 県、近隣市町との職員交流を実施し、他団体の業務の進め方やノウハウを学び、人脈を構築することで、それらを生かして町の業務を遂行できるよう取り組みます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	人事評価制度の適正な運用	○	○	○	○	○
2	研修活動への参加啓発	○	○	○	○	○
3	県及び他市町との人事交流の充実	○	○	○	○	○
4	職員提案制度の見直し・運用	○	○	○	○	○

4 健全な財政運営の推進

- ✓ 町の財政状況をわかりやすく公表します。
- ✓ 後年度の負担を考慮した町債や債務負担の適切な運用を図ります。
- ✓ 町有財産の有効活用に努めます。
- ✓ ふるさと応援寄附金制度を研究・活用します。
- ✓ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）やクラウドファンディングなど、新たな財源確保に向けた取り組みを進めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	企業会計的手法による公会計制度の活用	○	○	○	○	○
2	ふるさと応援寄附金制度の活用	○	○	○	○	○
3	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）やクラウドファンディングの活用推進	○	○	○	○	○

5 公共施設の適正化

- ✓ 公共施設の複合化や統廃合を含めた施設の機能や配置の適正化を図るとともに、町有施設の計画的な維持保全体制を確立し、公共施設のライフサイクルコストの低減を図ります。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	個別施設の長寿命化計画の策定	○	○	○	○	○
2	緊急的な修繕・更新への対応	○	○	○	○	○
3	公共施設の機能・配置の適正化	○	○	○	○	○

指標

	実績値（2022年度）	目標値（2028年度）
研修参加人数（全職員参加研修を除く）	94人	100人
職員提案件数	0件	5件
将来負担比率※	9.8%	20%以下
ふるさと応援寄附金の受入件数	46,022件	50,000件
企業版ふるさと納税の受入件数	—	5件 (2024年度)

※将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。市町村（政令指定都市は除く）は早期健全化基準である350%を超えた場合、財政健全化・財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならない。

第2項 デジタル化

基本方針

デジタル社会に対応した情報通信基盤の整備とともに、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、行政手続きのオンライン化や町民サービスのデジタル化、デジタル技術やA I等の活用による業務の効率化を図るなど、自治体DXの取り組みを推進し、人的資源を行政サービスの向上に繋げていきます。

現状と課題 必要性

- ❖ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年の情報通信技術の進展は著しく、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」自由に情報を取得し、利用できる社会に向かっています。そのため、情報化社会への迅速かつ柔軟な対応により、町民生活に支障を来たさないよう、積極的かつ計画的に自治体DXに取り組む必要があります。
- ❖ これまで町では、役場庁舎内LANの構築や、公有財産管理など各種システムの導入により、行政事務の合理化を図ってきましたが、今後は、限られた人材で多様化・高度化する町民ニーズに対応するため、新たなデジタル技術やA I等の活用により、業務の効率化を図るとともに、町民の利便性を向上させるなど、行政サービスのさらなる向上に繋げていく必要があります。
- ❖ 近年では、府内共有型の地図情報管理システムの導入に伴い、事務効率化が図られています。一方で、過去の地籍調査成果をはじめ、まだ多くの資料が紙媒体での運用となっているため、引き続き、成果等資料の電子化に取り組む必要があります。
- ❖ 一方、自治体DXの推進には十分なセキュリティ対策への取り組みが不可欠であり、職員研修を行うなど更なるセキュリティ対策の徹底を図る必要があります。
- ❖ 社会全体でデジタル化が進む中、デジタルを活用した行政サービスを受けることに不安を覚える方への配慮が必要であり、デジタルデバイド※を解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりを進めていく必要があります。
- ❖マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公正・公平な社会実現のための社会基盤であり、国や他の自治体と連携を図りながら、町の特性に応じた施策を実施していくため、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

※デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を使える人と使えない人との間に生じる格差のこと。


施策と事業

1 自治体DXの推進

- ✓ 町民の利便性の向上を図るため、デジタル技術やデータを活用して、行政手続きのオンライン化や町民サービスのデジタル化を推進します。
- ✓ A I・R P A^{*}の活用や自治体情報システムの標準化・共通化システムへの移行により、行政運営の効率化・高度化を図ります。
- ✓ 自治体DXを推進するため、職員の人材育成を図るとともに、国・県・町村情報システム共同事業組合との連携や、外部人材の活用について検討します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	DX推進計画（仮称）の策定・推進	○	○	○	○	○
2	基幹システムの標準化・共通化システムへの移行	○	○			

2 マイナンバーカードの普及促進

- ✓ マイナンバーカードの普及を促進します。
- ✓ マイナンバー制度を踏まえた、町民サービスの向上を図ります。
- ✓ 町民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストア交付の利用拡大を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	戸籍システムの標準化と機器更新	○	○			
2	番号制度（マイナンバー）の各分野の利用促進	○	○	○	○	○
3	固定資産評価システムのクラウド化の検討	○	○	○	○	○
4	住民票・印鑑証明等のコンビニ交付の利用拡大の推進	○	○	○	○	○


指 標

	実績値（2023年度）	目標値(2028年度)
R P A導入業務数	—	1業務
職員セキュリティ研修の受講率	—	100%

* R P A : Robotic Process Automation の略。パソコンで行っている事務作業を自動化できる技術のこと。

第3項 広報広聴活動

基本方針

多様な広報ツールを活用し、町民が様々な情報を受け取りやすくするとともに、わかりやすい情報を提供します。また、シティプロモーションを推進し、町の認知度を向上させるため、町の魅力を積極的に発信します。

町民と行政が情報を共有するため、多様な意見を発信できる機会を創出することにより、町政への参加意識を高めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 近年、スマートフォンの普及などにより、情報の受発信の手段は多様化しています。広報紙など以前からの情報発信の手段に加えて、SNSなどを有効活用することにより、積極的な情報発信に取り組む必要があります。
- ❖ 人口減少社会を迎え、居住地や来訪地として選ばれるため、シティプロモーションに取り組む自治体が増えており、自治体間における競争が激しくなっています。山北町においても、町内外に対して積極的に情報発信し、町の魅力を認知していただき、イメージを向上させることが重要です。
- ❖ 町政に対する町民の意見を聴取するため、座談会の開催やパブリックコメント※制度を運用していますが、今後も多種多様な意見を聴取するため、拡充していく必要があります。

※パブリックコメント：行政機関が政策を決める過程で素案を公表し、広く住民の意見を聴いて行政の意思決定を行う制度。


施策と事業
1 広報活動の充実

- ✓ 町内外に対してシティプロモーションを強化し、行政情報をはじめとする各種情報を積極的に発信するため、広報紙、ホームページ、あんしんメール、データ放送、SNSの内容充実と活用促進を図ります。
- ✓ 防災行政無線を有効活用します。
- ✓ 報道機関への情報提供の強化に努めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	町ホームページ・SNS等の充実	○	○	○	○	○
2	やまどり通信※の積極的な活用	○	○	○	○	○

2 広聴活動の充実

- ✓ 町民の町政への参加意識を高めるため、座談会などを開催し、地域の課題解決に努めます。
- ✓ パブリックコメント制度を引き続き運用し、町民の多種多様な意見聴取に努めます。
- ✓ 誰もが気軽に問い合わせや意見ができる環境整備を進めます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	町民と町長との地域座談会の開催	○	○	○	○	○
2	パブリックコメント制度の適正な運用	○	○	○	○	○


指 標

	実績値(2023年度)	目標値(2028年度)
町公式SNSのフォロワー数	1,609人	3,000人
やまどり通信発信件数	60件	65件

※やまどり通信：やまどり通信とは、町の行政情報を、県西地区を担当する報道機関に対して情報発信するもの。



対応するSDGs

第2節 交流・広域行政

基本方針

森林と清流など、豊かな自然環境や歴史・地域文化を生かしながら、多彩な地域間交流を進め、交流によるまちの活性化を目指します。

また、県境を越えた幅広い自治体との交流を通じて、町の魅力を発信とともに、自らが住む町の魅力を再確認することで、町のさらなる活性化へつなげる取り組みを進めます。

現状と課題 必要性

- ❖ 社会経済情勢が変化する中、新たな町の魅力や活力を創出していくためには、様々な交流活動をまちづくりにつなげていくことが重要となります。
- ❖ 現在、町では、貸農園（市民農園）や農林業体験学習など「農」や「林」を通してした様々な交流事業や、東京都品川区や新潟県村上市（旧山北町）との交流事業を継続して進めるとともに、水源地域交流事業（川崎市交流事業を含む）などを通じて都市住民の水源地域に対する理解を深めるように努めています。今後も継続して、こうした取り組みを充実していく必要があります。
- ❖ 静岡県・神奈川県・山梨県の県と市町村で構成する、富士箱根伊豆交流圏（SKY広域圏）市町村ネットワーク会議においては、構成自治体間の連携を深めるとともに、観光振興や防災対策において連携強化を図っています。
- ❖ 静岡県御殿場市とは、関係人口を創出・拡大することにより双方の地域活性化につなげるため、令和2年に「関係人口の創出・拡大に向けた相互連携協定」を締結しました。
- ❖ コロナ禍の影響により、休止や縮小を余儀なくされた交流事業の再開やさらなる発展に向け、改めて地域間交流の充実を図る必要があります。


施策と事業
1 地域間交流の推進

- ✓ 水源地域としての地域資源を生かして、都市住民へ水源地域の魅力を発信します。
- ✓ 地域間交流を活発にするための方策を関係機関等と連携して協議・検討します。
- ✓ 川崎市交流事業や水源交流事業を拡大し、地域交流を推進します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	水源地域と都市住民との交流	○	○	○	○	○
2	かながわ水源地域活性化計画等に基づく各種事業の実施	○	○			
3	川崎市交流事業の実施	○	○	○	○	○

2 自治体間交流の推進

- ✓ 東京都品川区や新潟県村上市（旧山北町）との交流事業を進めます。
- ✓ 静岡県御殿場市と、関係人口の創出・拡大に向けた取り組みについて進めます。
- ✓ 富士箱根伊豆交流圏（SKY広域圏）市町村ネットワーク会議の構成自治体間の連携を図ります。
- ✓ 災害時相互応援協定を締結した自治体との様々な交流について検討します。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	自治体間交流の推進	○	○	○	○	○


指標

	実績値（2022年度）	目標値(2028年度)
水源地域と都市部との交流イベント参加者	82人	250人

第2項 広域行政

基本方針

多様化・高度化する広域的な課題に対応し、町民が安心して快適な暮らしを営めるよう、関係市町村と連携・調整を図り、効率的・効果的な行政サービスの充実を図るため、広域行政を推進します。

現状と課題 必要性

- ❖ 近年の人口減少や少子・高齢化の急速な進展により、生産年齢人口の減少による税収の減少や、老人人口の増加による社会保障関係経費の増大など、地方自治体を取り巻く環境は益々厳しさを増しています。
- ❖ 社会情勢の変化や、町民の生活圏の拡大等により、行政課題は多様化、高度化しており、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています。
- ❖ 山北町では、これまで広域的に取り組むべき課題に対応するため、し尿処理やごみ処理、消防、火葬など様々な分野において、近隣市町をはじめとした関係市町村との連携を図り、事務の共同処理を進めてきました。
- ❖ 県西地域2市8町※で構成する神奈川県西部広域行政協議会や、足柄上地域1市5町で構成するあしがら広域連携協議会などにおいて、広域的な行政課題の解決に向けた調査・研究をはじめ、広域行政の推進に取り組んでいます。
- ❖ 県西地域2市8町、県、団体、企業等で構成する県西地域活性化推進協議会では、「県西地域活性化プロジェクト」を策定し、連携して県西地域の活性化に取り組んでいます。
- ❖ 今後も、関係市町村が広域的な視点をもって、様々な分野において連携・協力することで、町民サービスの向上を図り、圏域全体の活性化に向けて、効率的・効果的な広域行政を推進していく必要があります。

施策と事業

1 広域行政の推進

- ✓ 関係市町村や一部事務組合等と連携して、広域的な行政サービスの充実を図ります。
- ✓ 神奈川県西部広域行政協議会やあしがら広域連携協議会等を活用した広域行政を推進します。
- ✓ 「県西地域活性化プロジェクト」に基づき、連携して県西地域の活性化に取り組みます。

事業名		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
1	一部事務組合等による広域的な行政サービスの充実	○	○	○	○	○
2	広域的な行政課題の解決に向けた調査・研究（町・県）	○	○	○	○	○

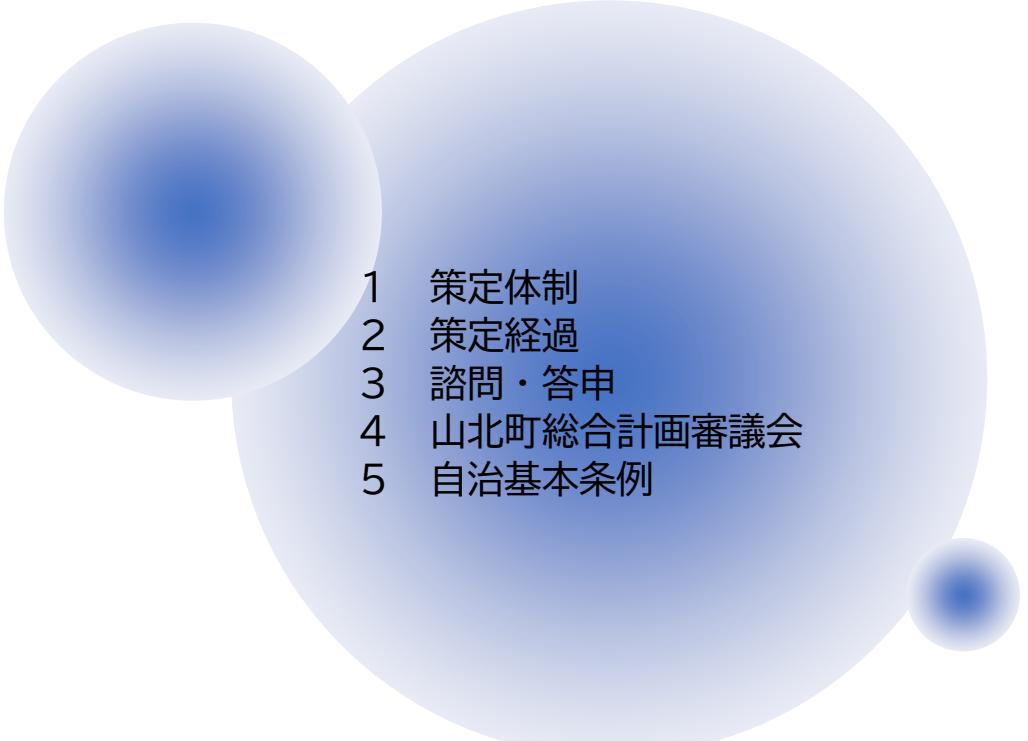
※ 2市8町：小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町。



Yamakita Town

資料編

Yamakita Town

- 
- 1 策定体制
 - 2 策定経過
 - 3 諮問・答申
 - 4 山北町総合計画審議会
 - 5 自治基本条例

1 策定体制

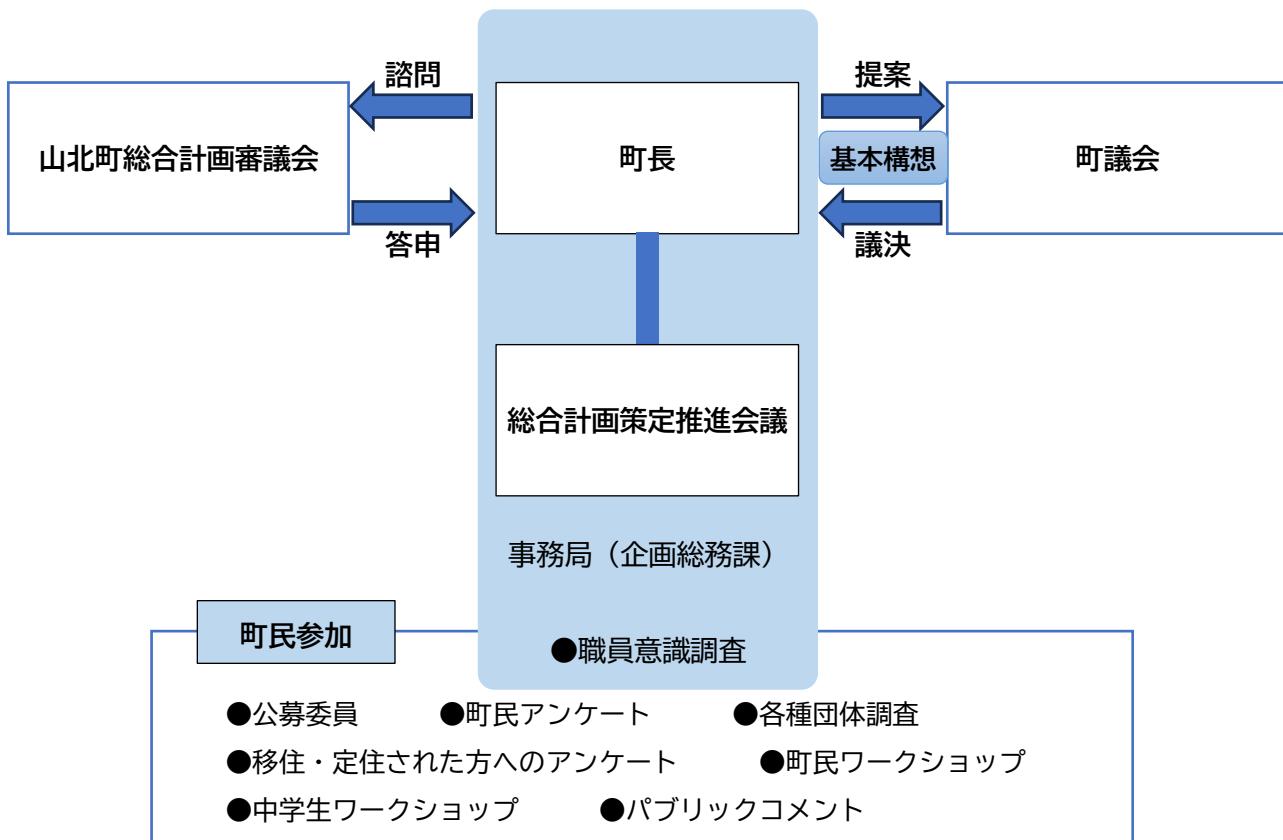
山北町第6次総合計画 策定体制

山北町第6次総合計画の策定にあたっては、庁内検討組織である「総合計画策定推進会議」において、調査・検討を進めました。

計画案の作成にあたっては、できるだけ幅広く町民の意見を取り入れるため、町民アンケートをはじめ、各種団体調査、移住・定住された方へのアンケート、町民ワークショップ、中学生ワークショップを実施するとともに、パブリックコメントを実施し、計画案に対する意見を聴取しました。

また、町の附属機関である「山北町総合計画審議会」においては、町長の諮問に応じて7回にわたり会議を開催し、必要な審議を行いました。

そして、山北町議会に山北町第6次総合計画基本構想を提案し、令和6年3月6日に議決されました。



2 策定経過

山北町第6次総合計画 策定経過

年月日	内 容	
令和5年	2月14日 ～3月6日	町民アンケート <ul style="list-style-type: none">⌘ 調査対象：18歳以上の町民⌘ 調査方法：郵便配布・郵便回収⌘ 発送数：3,000票⌘ 有効回収数：1,271票
	2月17日	令和4年度第1回 総合計画策定推進会議 <ul style="list-style-type: none">⌘ 第6次総合計画策定方針について⌘ 策定スケジュールについて⌘ 町民アンケートについて⌘ 総合計画審議会について⌘ 社会動向を見据えたキーワード分析について⌘ 第5次総合計画後期基本計画の検証について⌘ 各種団体調査について⌘ 職員アンケートについて
	3月16日	中学生ワークショップ <ul style="list-style-type: none">⌘ 参加者：2グループ(12名)⌘ オリエンテーション(SDGs)⌘ ワークショップ① 持続可能なまちづくりに向けて「みんなでできること」⌘ ワークショップ② 持続可能なまちづくりに向けて「50年後の山北町を描こう！」
	3月22日	第1回総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none">⌘ 審議会委員の委嘱⌘ 会長の選出・職務代理者の指定⌘ 第6次総合計画の諮問⌘ 第6次総合計画策定方針について⌘ 策定スケジュールについて
	4月3日 ～4月14日	職員アンケート <ul style="list-style-type: none">⌘ 調査対象：全職員⌘ 調査方法：府内配布⌘ 有効回収数：152票
	4月6日 ～4月14日	移住・定住された方への アンケート <ul style="list-style-type: none">⌘ 調査対象：「サンライズ山北」「ヒルズタウン丸山」「みずかみテラス」の居住者89軒⌘ 調査方法：ポスト投函配布・郵便回収⌘ 有効回収数：33票
	4月6日 ～4月14日	各種団体調査 <ul style="list-style-type: none">⌘ 調査対象：山北町で活動されている9団体⌘ 調査方法：郵便配布・郵便回収
	5月17日	令和5年度第1回 総合計画策定推進会議 <ul style="list-style-type: none">⌘ 町民アンケート及び職員アンケートの結果について⌘ 各種団体調査の結果について⌘ 移住・定住された方へのアンケートの結果について⌘ 中学生ワークショップの結果について⌘ 第5次総合計画後期基本計画 評価・検証結果について⌘ 第6次総合計画基本構想(素案)について

年月日	内 容	
	6月8日	第2回総合計画審議会 ※ 第5次総合計画後期基本計画 評価・検証結果について ※ 各種アンケート調査等の結果について ①町民アンケート、②各種団体調査、③移住・定住者へのアンケート、④中学生ワークショップ ※ 第6次総合計画基本構想（素案）について
	6月22日	町民ワークショップ ※ 参加者：1グループ（4名） ※ オリエンテーション（SDGs） ※ ワークショップ 10年以上先を見据えて「こんなまちであってほしい！」
	7月12日	SDGs町職員研修 ※ 対象職員：全職員 ※ 研修内容：SDGsの理解を深めよう
	7月21日	町長ヒアリング ※ 山北町の課題について ※ まちづくりの方向性について
	8月1日	令和5年度第2回総合計画策定推進会議 ※ 第5次総合計画後期基本計画 評価・検証結果について ※ 第6次総合計画基本構想（素案）について ※ 基本構想における将来人口推計について ※ 第6次総合計画基本計画策定に向けた事業調査について
	8月28日	第3回総合計画審議会 ※ 第5次総合計画後期基本計画 評価・検証結果について ※ 各種アンケート調査等の結果について ※ 第6次総合計画基本構想（素案）について
	9月13日	議会全員協議会 ※ 第6次総合計画について
	10月10日	令和5年度第3回総合計画策定推進会議 ※ 第6次総合計画基本構想（素案）について ※ 第6次総合計画基本計画（素案）について
	10月26日	第4回総合計画審議会 ※ 第6次総合計画基本構想（素案）について ※ 第6次総合計画基本計画（素案）について
	11月27日	第5回総合計画審議会 ※ 第6次総合計画基本構想（素案）について ※ 第6次総合計画基本計画（素案）について
	12月6日	議会全員協議会 ※ 第6次総合計画について
	12月12日	令和5年度第4回総合計画策定推進会議 ※ 第6次総合計画基本構想（素案）について ※ 第6次総合計画基本計画（素案）について
	12月21日	第6回総合計画審議会 ※ 第6次総合計画基本構想（素案）について ※ 第6次総合計画基本計画（素案）について
令和6年	1月17日～1月31日	意見募集（パブリックコメント） ※ 第6次総合計画（案）について
	2月14日	議会全員協議会 ※ 第6次総合計画について
	2月15日	第7回総合計画審議会 ※ 意見募集（パブリックコメント）の結果について ※ 第6次総合計画（案）について ※ 答申（案）について
	2月26日	答申 ※ 第6次総合計画の答申
	3月6日	令和6年第1回議会定例会 ※ 第6次総合計画基本構想の議決

3 質問・答申

質問

企第 75 号

令和 5 年 3 月 22 日

山北町総合計画審議会 会長 様

山北町長 湯川 裕司

山北町第 6 次総合計画について（質問）

本町では、平成 31 年 3 月に山北町第 5 次総合計画後期基本計画を策定し、本町を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、各分野において様々な施策を推進してまいりましたが、令和 5 年度をもって計画期間が終了することから、令和 6 年度から 10 年間のまちづくりの方針性を示す山北町第 6 次総合計画を策定いたしますので、山北町総合計画審議会規則第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見をいただきたく質問いたします。

答申

令和6年2月26日

山北町長 湯川 裕司 様

山北町総合計画審議会
会長 前田 成東

山北町第6次総合計画について（答申）

令和5年3月22日付け企第75号で諮問のあった山北町第6次総合計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、山北町総合計画審議会規則第2条の規定により、次の意見を付して答申します。

- 1 基本構想における将来像の実現や地域課題の解決にあたっては、国や県へ積極的な働きかけを行うとともに、周辺市町村や町民、民間事業者や各種団体など関係機関との連携強化に努めていただきたい。
- 2 デジタル化や脱炭素化など新たな時代の変化や、人口減少社会への対応に伴い生じる課題などに迅速かつ的確に対応するため、国や県などとの連携や町行政の横断的な連携により取り組みを推進するよう努めていただきたい。
- 3 本町が保有する強みを積極的かつ効果的に情報発信することで認知度を向上させ、関係人口を創出することにより移住や定住につなげるなど、本町の魅力を最大限に生かしたまちづくりに取り組むよう努めていただきたい。
- 4 基本計画に位置付けられた施策・事業の推進が着実に図られるよう、本計画の内容を個別計画に反映させるとともに、町行政における組織体制の充実や、国や県からの補助金などを最大限に活用するなど財源の確保に努めていただきたい。
- 5 本計画の実効性を担保するため、重要となる進捗管理を行うための仕組みを早期に構築し、継続的な評価・検証の実施に努めていただきたい。

4 山北町総合計画審議会

山北町第6次総合計画審議会委員名簿

区分	所属・役職	氏名	備考
教育委員会の構成員	委員	佐藤 直美	
農業委員会の委員	会長	高杉 光男	
公共的団体の役員及び職員	山北町連合自治会長会会長	高橋 宗雄	職務代理者 令和5年3月31日まで
		渡辺 良孝	職務代理者 令和5年4月1日から
	山北町観光協会顧問	佐藤 精一郎	
	山北町商工会長	松澤 大輔	
	山北町社会福祉協議会会長	福岡 健一	
	山北町森林組合代表理事専務	鳥海 伸吉	
	山北町消防団長	瀬戸 茂	
学識経験者	J A かながわ西湘理事	荻野 巍	
	東海大学政治経済学部政治学科教授	前田 成東	会長
	山北町副町長	山崎 佐俊	令和5年12月31日まで
		石田 浩二	令和6年1月1日から
公募委員	神奈川県県西地域県政総合センター副所長	有泉 尚英	
		坂本 幸彦	
		池田 有志	
		曾我 博文	
		石田 七緒子	

任期：令和5年3月22日～令和6年3月31日

山北町総合計画審議会規則

昭和42年7月28日
規則第1号
改正 昭和54年9月8日規則第2号
昭和59年10月9日規則第12号
平成元年5月15日規則第3号
平成6年7月25日規則第6号
平成11年6月24日規則第9号
平成19年12月10日規則第50号
平成24年12月21日規則第26号
平成25年3月12日規則第2号
平成26年3月14日規則第4号
平成28年3月29日規則第9号
平成30年4月24日規則第6号
令和4年3月15日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、山北町附属機関に関する条例（昭和42年山北町条例第11号）第3条の規定により、山北町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて山北町総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の構成員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 7人
- (4) 学識経験を有する者 3人
- (5) 公募による者 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務課において処理する。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則（昭和54年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第26号）

この規則は、平成25年1月10日から施行する。

附 則（平成25年規則第2号）

この規則は、平成25年3月18日から施行する。

附 則（平成26年規則第4号）

この規則は、平成26年3月18日から施行する。

附 則（平成28年規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第15号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

5 自治基本条例

山北町自治基本条例

平成24年12月7日

条例第19号

前文 わたしたちのまち山北町は、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関に位置し、清流や豊かな森林に恵まれ、先人達のたゆまぬ努力と英知によって、歴史と文化を守り育んできました。

このような先人が、守り育んできた歴史、文化や美しい自然環境は後世に引きついでいかなければなりません。

わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指します。かかるまちづくりの理想を実現していくため町民自らが地域のことは地域で考えて、積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本原理としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山北町のまちづくりの基本方針を明らかにし、町民の権利及び責務並びに町及び議会の責務を定め、町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくりを進めるために必要な事項を定め、自治の推進を図ることを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりを進めるうえで基本となるものであり、山北町で別に条例、規則を定める場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

2 既に定められている条例及び規則の見直しをする場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。

(1) 町民 町民とは、以下の各号に定めるものをいう。

- ア 町内に在住する者
- イ 町内に在学する者
- ウ 町内に在勤する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

(2) 町 普通地方公共団体としての山北町の執行機関をいう。

(3) 議会 山北町議会をいう。

(4) まちづくり 町民、町及び議会が自ら主体となって、第1条で定める目的を達成するために必要な諸活動をいう。

(5) 協働 町民、町及び議会がそれぞれの立場を尊重して、互いに協力して活動することをいう。

(6) 参画 単にまちづくりに参加するだけでなく、企画立案の段階から主体的に加わり活動することをいう。

(7) 地域 町域及び自治会区域等の区域をいう。

(8) 自治 町民がまちづくりに参加し、その意思と責任に基づきまちづくりが行われるほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいう。

第2章 基本原則

(協働の原則)

第4条 町民、町及び議会は、次の各号で定める理念を実現するため、相互に協働してまちづくりを進めることを原則とする。

- (1) 町民一人ひとりがより幸せを感じができるまちづくり
- (2) 町民一人ひとりが安全安心に暮らすことができるまちづくり
- (3) 山北町の豊かな水源や自然を大切に守り育み活用するまちづくり
- (4) 山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり
- (5) 相互関係と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出し合うことができるまちづくり

(情報共有の原則)

第5条 町民、町及び議会は、協働のまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とする。

2 町は、個人情報の収集等取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより適正に行うものとする。

第3章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

第6条 町民は、自由意思に基づいてまちづくりに参加する権利を有するものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりに参加する責務を有するものとする。

2 町民は、まちづくりに参加するうえで、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言又は行動に責任を持つよう努めなければならない。

3 町民は、納税等必要な義務を負うものとする。

第4章 まちづくりと地域活動

(自治会等まちづくり)

第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえで中心的役割を担うものとする。

2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。

(地域活動の支援)

第9条 町民及び町は、自治会等の地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援に努めなければならない。

第5章 町の役割と責務

(町長の役割及び責務)

第10条 町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を遂行しなければならない。

2 町長は、町の職員を適切に指揮監督するとともに、一人ひとりの資質及び能力の向上を図り魅力あるまちづくりの実現に努めなければならない。

(町長の説明責任)

第11条 町長は、町政運営及び今後の展望について、町民に説明しなければならない。

(町の役割及び責務)

第12条 町は、第1条で定めた目的を達成するため、町民との協働を図りながら、まちづくりを推進しなければならない。

2 町は、まちづくりの過程で、町民が参画するように努めなければならない。

3 町は、まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなければならない。

(町職員の役割及び責務)

第13条 町職員は、第1条で定める目的を達成するため、自らも積極的にまちづくりに協力するよう努めなければならない。

2 町職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行するとともに、自身の職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(総合計画等各種個別計画)

第14条 町は、まちづくりを中長期的な視点で計画的に推進するため、総合計画を策定しなければならない。

2 町は、総合計画を策定する場合には、この条例を遵守しなければならない。

3 町は、総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。

(行政改革大綱)

第15条 町は、第1条で定める目的を達成するために効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、行政改革大綱を策定しなければならない。

2 町は、毎年度、行政改革大綱で定めた項目についての進捗状況を町民に公表するものとする。

(行政評価)

第16条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、町の実施する施策等の評価を行わなければならない。

2 町は、前項の結果を公表するとともに、政策に反映させるよう努めなければならない。

(説明責任)

第17条 町は、重要な施策等の企画立案及び実施にあたっては、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

(町民からの意見聴取)

第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取をしなければならない。

2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開催して意見聴取をしなければならない。

3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割及び責務)

第19条 議会は、町民から選出される議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町政運営を監視するとともに町民の信託に応えなければならない。

2 議会は、協働のまちづくりを進めるため町民の意見及び要望に関する公聴活動を行い、政策立案等に反映するよう努めなければならない。

3 議会は、議会の持つ情報を町民に公開するよう努めなければならない。

第7章 住民投票

(住民投票)

第20条 町長は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の結果は尊重されなければならない。

3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。

第8章 子ども及び高齢者のまちづくりへの参加

(まちづくりへの子どもの参加)

第21条 子どもは、自ら取り組める範囲でまちづくりへの参加をするものとする。

2 町民は、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どものまちづくりへの参加に積極的に取り組むものとする。

3 保護者は、子どもの手本となるよう、まちづくりへの参加を可能な限りするよう努めるものとする。

(まちづくりへの高齢者の参加)

第22条 高齢者は、経験及び知識を活かしてまちづくりへの参加をするものとする。

第9章 広域連携

(他の自治体との連携)

第23条 町は、他の自治体と広域的な連携を積極的に進めなければならない。

第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 町は、社会情勢の変化その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合には、町民の意見を踏まえて必要に応じて施行の日から概ね5年を目途に見直しをすることができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



山北町第6次総合計画 基本構想・前期基本計画
発行 **山北町**

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4
<https://www.town.yamakita.kanagawa.jp>
電話：0465-75-1122
発行日 令和6（2024）年3月

編集 山北町企画総務課 編集協力 株式会社サーベイリサーチセンター



山北町